

第1節 過去に発生した風水害の特性

主要な風水害は、大半が台風によるものであるが、近年は集中豪雨による中小河川の氾濫による水害が増加している。要因別の特性は、次のとおりである。

記録については、資料12-1を参照のこと。

1 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接要因となる。

特に、近年、梅雨末期は集中豪雨となりやすいほか、いわゆる「ゲリラ豪雨」と呼ばれる予測困難な局地的集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、警戒を要する。

2 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4つのコースに分けられる。

(1) 県を縦断して北上する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に本市の位置する東部及び北部一帯は風・雨ともに強く、台風通過後も吹き返しの風による災害をもたらす。

(2) 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(3) 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

(4) 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨の降る典型的な雨台風で、本市の位置する東部や南部に水害をもたらす。

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部 (全課))

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

さらに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含め、風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

ア 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップを作成する。

イ 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

エ 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 風水害に強いまちの形成

ア 市は、土砂災害警戒区域の警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

イ 洪水、がけ崩れ等の発生が予想される危険性の高い区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

ウ 災害時において応急対策の拠点となる既存公共施設の計画的な整備を図る。

エ 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

オ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、市が維持の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における、無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

カ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

キ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進。

(イ) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進。

(ウ) 透水性舗装の実施、浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保。

(エ) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進。

(オ) 土砂災害警戒区域等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害防止対策の推進。

(カ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者関連施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進。

(キ) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進。

(ク) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における治山施設の整備。

(ケ) 農業用排水施設の整備及び老朽ため池等の補強等農地保全対策の推進。

(コ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進。

(2) 風水害に対する建築物等の安全性

ア 不特定多数の者が利用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- イ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- ウ 強風による落下物の防止対策を図る。
- エ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

- ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- イ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(4) 災害応急対策等への備え

- ア 災害時の災害応急対策などを迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、訓練等を通じて、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
 - イ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点とし、その機能強化に努める。（別記参照）
 - ウ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
- また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- エ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策が実施できるよう、建設業や測量設計業団体との災害協定の締結を推進するものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅

所在地	道の駅名称	路線名	整備 手法	防災機能		駐車場 面積(㎡)
				活動拠点	ヘリポート	
佐久市伴野7番地1	ヘルシーテラス佐久南	(国) 142号	単独型	○		5,263㎡
佐久市甲2177番地1	ほっとば〜く・浅科	(国) 142号	一体型(県)	○		3,195㎡

3 地域社会活動の活性化等（住民同士の結びつき）

本市においては、現在ほとんどの世帯が自治会である区に加入し、地域社会活動を行っている。しかし、高速交通網の整備による生活圏の広域化、核家族化や高齢化社会の進展、都市化の進行による社会環境の変化に伴い、近隣扶助の意識の低下が見られ、地域での結びつきが弱まっているため職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

また、区を中心とした自主防災組織などへ地域の防災体制強化を図るため、本章第28節「防災知識普及計画」、第29節「防災訓練計画」、第31節「自主防災組織等の育成に関する計画」、第33節「ボランティア活動の環境整備」において本節の内容を踏まえた対策を実施する。

第 2 節 災害発生直前対策

(全部 (全課))

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達については、本編第 3 章第 2 節「災害直前活動」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 市は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。(本章第 12 節「避難収容活動計画」参照)

3 災害未然防止活動

災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備
- (5) ダム、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成
- (6) 災害に関する情報についての関係機関との連携体制の整備
- (7) 物資調達・輸送調整等支援システムを用いた備蓄物資の提供、物資支援体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部(危機管理課) 各支所)

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 災害時に迅速、正確に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、事前に次の事項について定めておく。

ア 関係機関との連絡担当

イ 各地区の調査担当(担当部課・区長・消防団員等)

ウ 災害発生等状況連絡担当者(市職員・区長)

災害情報の収集は、各区に災害発生等状況連絡担当者を割り当て、区長等の協力を得て行う。

このため、情報収集の方法、連絡系統、連絡手段について、区長等と事前協議を行う。

災害発生等状況連絡担当者は、別途定める。

(ア) 情報の内容と報告順位

災害発生等状況連絡担当者の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に係る情報
- b 災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報
- c 被害状況に関する情報

(イ) 報告の方法等

災害発生等状況連絡担当者は、収集した情報をその時点で最も迅速な方法により、総務部危機管理課長(災害対策本部設置後においては、総務部危機管理班長)に報告する。

なお、特に緊急を要する人命に関する情報、災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報は、直接、管轄する消防署、警察署ほか関係防災機関に連絡する。

エ 調査情報の報告先、報告ルート及び目標時間

- (2) 災害時の代替通信機能として、アマチュア無線局の協力により情報が得られるようシステムを構築するよう努める。

2 無線設備の現状

(1) 佐久市防災行政無線の概況及び課題（資料 10－1 参照）

ア 同報系

市の防災行政無線は、平成 22 年までに市全域に整備、令和元年度までに全域でアナログからデジタル化の移行、令和 3 年度までに防災行政無線システムの 1 本化が完了した。

定期的な保守点検・維持管理を行うとともに、整備から 10 年以上が経過しているため、老朽化した設備の更新にあたっては、より確実に防災情報等の伝達が行えるよう設備の機能強化を検討する。

イ 水防系

旧佐久市で整備したものをそのまま使用している。

(2) 長野県防災行政無線の概況（資料 10－2・10－3 参照）

免許人は長野県で、県庁、県の現地機関、市町村、長野地方気象台及び放送各社を結ぶ無線網で、地上系と衛星系がある。本市には、本庁及び 3 支所に無線設備が設置されている。なお、市内には、消防本部にも設置されている。

3 情報通信手段の整備

災害時において、電話等情報通信施設は、損壊やふくそう現象により有効手段となり得ない可能性がある。災害対策にとって、情報収集及び伝達は欠かせない前提条件であり、情報通信手段の多ルート化が求められる。このため、高度情報化の進展を見ながら、次の情報通信手段の整備に努める。

- (1) 防災行政無線の機能改善及び設備更新。
- (2) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報提供システムの構築
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置。
- (4) 佐久市公衆無線 LAN の整備

4 情報通信手段の確保

- (1) 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平の放送網を活用した防災情報の提供
- (2) パソコンやスマートフォンといった情報端末の活用
- (3) 緊急速報メールやソーシャルメディア、防災アプリケーションなどの新しい情報提供ツールの活用
- (4) 佐久市公衆無線 LAN の活用

第4節 活動体制計画

(全部 (全課))

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

1 職員の非常参集活動体制の整備

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報の収集及び応急対策への着手が必要となる。

市は、職員の非常参集活動体制について、次の対策を実施する。これらについては、毎年4月あるいは人事異動時に修正・更新し、常に現在の内容にしておくものとする。

- (1) 市長、副市長、教育長、各部課長等、災害対策本部の設置に当たり、その本部員となる者に関する連絡体制を常時確保しておくため、「災害対策本部員連絡系統図」を作成し、庁内に配布・掲示しておく。
- (2) 部課長等は、前記(1)により非常参集指令があった場合に、速やかに必要人員を登庁させることができるよう、それぞれ所管部課等における職員の非常参集の伝達方法を定め、周知しておく。
- (3) 各職員は、勤務時間外であっても、次の場合には速やかに職場又は指示された場所に参集する。
 - ア 非常参集の指令を受けたとき。
 - イ 市域に重大な災害が発生したと見込まれるとき。
- (4) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備を図り、これに基づく職員の訓練を実施する。
- (5) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験人材の確保等、即応体制の整備を図る。

2 組織の整備

災害応急活動を円滑に実施するには、それぞれの防災関係機関が防災体制を整備するとともに、各機関の応援協力体制が求められる。

本市においては、佐久市防災会議が設置されており、今後もその円滑な運営により防災関係機関の連携強化を図っていく。

3 防災中枢機能等の確保

本部となる市庁舎の災害に対する安全性の確保及び設備の充実等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、市庁舎が被災し、その機能が果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。

4 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 佐久市業務継続計画（BCP）に基づき、非常時優先業務の継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

第 5 節 広域相互応援計画

(総務部（危機管理課） 市民健康部（健康づくり推進課） 福祉部（福祉課）)

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合に備え、他の市町村等と災害時相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応急対策を講じられるよう体制の整備を図る。

また、市域外で大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第 67 条及び自治体間の災害時相互応援協定、又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施できるよう整備を図る。

1 相互応援協定の締結等

市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。
協定済の協定は、次のとおりである。

(1) 他の市町村との協定

協定名	協定締結先	応援内容
長野県佐久市・群馬県甘楽郡南牧村消防相互応援協定 (資料 5-1)	群馬県南牧村	災害・火災応援 消防隊による応援
災害時における相互応援に関する協定書 (資料 5-2)	埼玉県和光市	(1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣 (4) 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項
友好都市災害時相互応援に関する協定書 (資料 5-3)	静岡県静岡市	(1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 救援活動に必要な車両の提供 (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 (5) 被災児童及び被災生徒の受入れ (6) 被災者に対する住宅の提供 (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項
災害時における相互応援に関する協定 (資料 5-4)	群馬県高崎市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

協定名	協定締結先	応援内容
		(4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) その他被災者救援等の応急措置に必要なもの
長野県消防相互応援協定書 (資料5-5)	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援
長野県市町村災害時相互応援協定書 (資料5-6)	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等） カ 火葬場 (2) 人員の派遣 ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) その他 ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 イ ボランティアのあっせん ウ 児童・生徒の受入れ エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
埼玉県朝霞市災害時における相互応援に関する協定 (資料5-13)	埼玉県朝霞市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定 (資料5-14)	秋田県 由利本荘市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
国土交通省協定書 災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局、北陸地方整備	災害時における各種情報の交換

協定名	協定締結先	応援内容
(資料 5-15)	局	
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定 (資料 5-16)	長野県 長野県市長会 長野県町村会	災害が発生した場合、被災県等に対し、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援実施
佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定 (資料 5-17)	神奈川県 茅ヶ崎市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
災害時相互応援に関する協定 (資料 5-19)	愛知県岡崎市、 神奈川県茅ヶ崎市、岐阜県関ヶ原町	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定 (資料 5-24)	岩手県大船渡市、秋田県能代市、神奈川県相模原市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町、宮城県角田市	(1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5) ボランティアのあっせん (6) 児童生徒の受入れ (7) 被災者に対する住宅のあっせん (8) 地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け (9) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(2) 関係団体等との協定

協定名	協定締結先	備考
災害時における郵便局と佐久市の協力に関する協定書 (資料 5-7)	佐久市内の郵便局	(1) 郵便局が市に対して行う協力事項 ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供 イ 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置 ウ 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

協定名	協定締結先	備考
		エ 郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供 オ 佐久市災害対策本部への職員の派遣 カ 前各号に掲げるもののほか、特に市から要請のあった事項 (2) 市が郵便局に対して行う協力事項 ア 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 イ 市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供 ウ 前各号に掲げるもののほか、特に郵便局から要請のあった事項
災害時の医療救護についての協定書 (資料5-8)	(社)佐久医師会	避難場所及び災害現場等に設置する救護所への医療救護班の派遣による次の医療救護活動 (1) 負傷の程度の判定 (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 (3) 救急処置の実施 (4) 救急活動の記録 (5) 死体の検案 (6) その他必要な事項
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料5-9)	(一社)長野県建築士会佐久支部	災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書 (資料5-10)	(一社)長野県測量設計業協会東信支部	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務
災害時における応急措置に関する協定書 (資料5-11)	佐久市建設業協会	災害時における応急措置
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書 (資料5-12)	イオンリテール(株)イオン佐久平店	(1) ア イオン佐久平店の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。 イ イオン佐久平店の店舗において、被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供すること。 ウ イオン佐久平店の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況を可能な範囲で提供すること。 エ イオン佐久平店の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。 (2) 市及びイオン佐久平店は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

協定名	協定締結先	備考
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書 (資料 5-18)	佐久市測量設計業連絡協議会	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務
災害時における L P ガスに係る協力に関する協定書 (資料 5-20)	長野 L P 協会 佐久支部 (一社) 長野県 L P 協会	(1) 被災地域の L P ガスの一般消費者等に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給 (2) 供給設備設置場所以外で発見された L P ガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管 (3) 応急仮設住宅又は避難場所等公共施設への L P ガスが供給されることとなった場合の L P ガス供給設備工事及び L P ガス供給 (4) 販売業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査 (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び L P ガス供給のために特に必要な業務
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (資料 5-21)	長野県石油商業組合、長野県石油商業組合佐久支部	(1) 佐久市が指定する緊急車両等への石油類の優先給油 (2) 佐久市が指定する災害対策上重要な施設、避難所医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供 (3) 組合等が取り扱う物資の供給及び要員の動員等 (4) 組合等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 (5) 組合等の給与所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 (6) 組合等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
災害時における放送の要請等に関する協定書 (資料 5-22)	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)の放送設備を利用した災害情報に関する放送
災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定 (資料 5-23)	(一社) 長野県警備業協会	(1) 災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務 (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール (3) 避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務 (4) 被災状況等の情報提供業務 (5) その他佐久市において必要と認める安全確保のための業務

協定名	協定締結先	備考
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (資料 5-25)	一般社団法人 日本建設機械 レンタル協会 長野支部	資機材のレンタルを必要とするときには、調達可能な範囲において、協力を要請することができる。
佐久長聖高等学校 指定避難所に関する 防災協定 (資料 5-26)	学校法人 聖啓学園	避難所の提供
学校法人 佐久学園 福祉避難所等及び人的 支援に関する協定 (資料 5-27)	学校法人 佐久学園	(1) 避難所の提供 (2) 福祉避難所の提供 (3) 要配慮者への看護や介護などが必要な方々に対する人的支援
災害時における福祉 用具等物資の供給協 力に関する協定 (資料 5-28)	一般社団法人 日本福祉用具 供給協会	要配慮者の方々が必要とする介護用品・衛生用品の福祉用具等物資を、市からの要請に基づき、レンタル等で使用できる
災害時等における水 質検査業務に関する 協定 (資料 5-29)	佐久圏域水道 水質検査協議 会 一般社団 法人上田薬剤 師会	災害時協力井戸等の水を飲料水として利用する場合、水質検査業務を要請することができる。
災害時における物資 の緊急・救援輸送、 保管等に関する協定 (資料 5-30)	公益社団法人 長野県トラッ ク協会佐久地 区輸送協議会	(1) 災害時に全国より寄せられる支援物資の管理等 (2) 佐久市の友好都市などで災害が発生し、物資を緊急・救援輸送する場合に必要となる、荷さばきに要する人材やフォークリフト等資機材の手配等
災害に係る情報発信 等に関する協定書 (資料 5-31)	ヤフー株式会 社	災害時等、市が住民に必要な情報を迅速に発信し、市の機能低下を軽減させることができる。
災害時における要配 慮者等の避難所確保 に関する協定 (資料 5-32)	佐久市ホテル 旅館組合	(1) 臨時宿泊施設としての避難所確保 (2) 感染症への対応
災害時における被災 者支援に関する協定 (資料 5-33)	長野県行政書 士会佐久支部	災害時、行政書士業務相談を市と協力して実施
災害時における相談 業務に関する協定 (資料 5-34)	長野県弁護士 会	災害時、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施
大規模災害時にお ける応急対策業務に 関する協定 (資料 5-35)	長野県建設業 協会佐久支部 長野県建設業 協会南佐久支 部	市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。

協定名	協定締結先	備考
災害時における応援協定に関する協定 (資料 5-36)	一般財団法人 日本笑顔プロジェクト	災害時、障害物除去等の作業、重機等の提供及びオペレーターの派遣を要請することができる。
災害時における相互協力に関する協定 (資料 5-37)	中部電力パワーグリッド株式会社 上田支社	活動拠点への電力供給 電力の復旧活動が円滑に行われるための連絡体制の確立
災害時における相互協力に関する協定 (資料 5-38)	東日本電信電話株式会社 長野支店	通信中断時の早期復旧が円滑に行われるための連絡体制の確立、

2 相互応援体制の整備

- (1) 市は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 協定締結先と合同防災訓練等を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化を図るとともに、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れ体制の整備・促進に努める。
- (3) 佐久市災害時受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れや、受援担当者の選定、情報共有、応援職員等の執務スペースの確保等、各種調整を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

3 その他市内企業及び団体等との協力体制の整備

市内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画

(総務部(危機管理課) 市民健康部(健康づくり推進課) 浅間総合病院)

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、地域災害医療センター(佐久医療センター)、救急告示医療機関、消防署を中心に災害医療体制の整備を推進する。

また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行うほか、感染症予防、保健衛生活動を適切・迅速に行うための体制と施設・設備の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 防災備蓄庫、支所、出張所、消防団詰所等へ救助・救急用資機材の備蓄に努める。
- (2) 自主防災組織自らが用意する防災資機材の購入について、補助金を交付する。
- (3) 平常時から住民に対して、資機材の使用方法、応急手当等の方法について指導を行う。
- (4) 消防団本部における救助・救急活動に必要な資機材及び車両等の整備に努める。

2 医療用資機材の備蓄

- (1) 医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と浅間総合病院の在庫備蓄により対応する。
- (2) 本市にかかわる県の災害用医薬品備蓄事業所は、次のとおりである。

事業所名	所在地	電話番号
鍋林(株)東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	0267-25-8131

(備蓄医薬品等については資料8-3参照)

3 応急手当指導員、応急手当普及員の養成

応急手当普及啓発実施要綱に基づき、地域及び事業所等に普及啓発活動を行う。
(資料8-4参照)

4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

- (1) 県で整備している災害拠点病院(佐久医療センター)及び佐久地域の救急告知病院、医師会、歯科医師会等の医療団体の協力を得て、連携体制について調整を行う。
- (2) 浅間総合病院は、市立病院として、また災害時における拠点医療機関として、別途詳細な防災計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期す。また、各種災害に対する点検整備等を常に行い、特に建物の耐震化に努める。
- (3) 市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

5 消防及び医療機関との連絡体制の整備

- (1) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施できるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携が取れるよう関係機関を交

え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

- (2) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (3) 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

6 感染症予防体制の整備及び資機材の整備

- (1) 感染症が発生した場合の情報収集、患者の移送、入院先について医療機関との協力体制を定めておく。
- (2) 感染症予防用の資機材を備蓄及び調達により確保しておくとともに、災害時に円滑な調達が行えるよう協定締結団体との連携体制について調整を行う。

7 遺体対応

- (1) 大量の死者が発生した場合に対応し、警察、医師会等と協力し、検視・検案の体制を整える。
- (2) 被災時、必要に応じ、被害の状況などを含め、使用できる公共施設などを遺体安置所として定める。

第7節 消防活動計画

（総務部（危機管理課））

大規模災害発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の状況

消防組織は、常備消防（佐久広域連合消防本部（以下「消防本部」という。））の3消防署と非常備消防（市消防団）により構成されている。その整備状況は、資料13-2のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

（ア） 消防団員の技術向上

市は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

（イ） 地域住民の理解・協力の確保

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

（ウ） 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(4) 消防資機材等の整備

火災に即応するには、消防資機材や通信体制の整備強化が不可欠であることから、消防資機材の計画的な更新補充及び高機能消防指令センターの更新・整備を図る。

(5) 消防水利の整備

消防水利については、防火水槽及び消火栓の設置及び整備を計画的に図っており、今後は、家屋の密集地や消防水利の乏しい地域を中心に、増設並びに整備を図っていく。

なお、災害時には、地盤の変状や水道管の損傷、電源の停止等によって消火栓の機能確保は困難になることが予想されるので、防火水槽、プール、自然水利等の整備を図る。

(6) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(7) 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(8) 消防活動の困難路等の解消

道路が狭く屈折している地区、駐車車両の多い地区又は地震等によって道路周辺の建物や塀等の倒壊、斜面・のり面の崩壊、道路盛土被害等が発生するおそれのある地区では、災害時に消防車両の通行に支障が生ずる。

このため、消防車両のための幹線道路の整備や細街路地区における拡幅、電柱等の埋設化、角切り及び違法駐車車両の排除などを促進する。

(9) 応援協力体制の確立

「長野県消防相互応援協定」（資料5－5参照）に基づき、消防本部と調整を図り、災害時の応援要請及び応援の受入れ体制について平常時から検討しておく。

(10) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

(11) 消防団と自主防災組織の連携強化（さくの絆作戦）

各地域の災害リスクを消防団と自主防災組織（区）が平時から防災マップ等並びに現場を随時確認・共有し、地域住民のより早い避難行動が図れるよう連携強化に努める。

※ 佐久市消防団「さくの絆」作戦

（さ）災害に備え（く）区と消防団とが連携し、災害対応を図る。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

ア 市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

イ 高齢化社会の進行による老人世帯の増加等を考慮し、要配慮者に対する隣保相互扶助の精神に沿った火災予防指導の徹底に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について消防署と連携して指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第8節 水防活動計画

(総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課) 環境部(下水道課))

市は、市域を台風、集中豪雨、洪水等の水害から守るため、治山・治水事業を推進するなど予防対策を講ずるとともに、水害が発生したときには、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、資機材の整備、消防団の組織整備を進める。

なお、水害予防のために必要な計画は、次に定める事項のほか、別途定める「佐久市水防計画」による。

1 治水・治山対策

(1) 治水対策

ア 重要水防箇所の把握

市内の河川を定期的に点検し、浸水、決壊等により重大な災害の発生が予想される箇所を重要水防箇所として指定するとともに、その対応策について検討する。また、住民に対し、重要水防箇所について周知する。

イ 河川の改修

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進する。市内の重要水防区域・水防対象河川については資料1－9参照のこと。

ウ 水路

(ア) 排水事業の促進

市街地内の堰や一般排水路については、公共下水道雨水排水計画との調整を図りながら整備を推進する。

- a 市街地においては、浸透枳による雨水の地下への浸透並びに雨水貯留施設等の設置を考慮し、雨水の流出抑制を図る。
- b 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域では、地形の変化に伴う雨水流出状況の変化を把握し、開発に即応した排水施設の整備、改良を行うとともに、調整池の設置やため池等の活用により、雨水流出量を調整する。

(イ) 水路の管理

河川環境の整備を推進するとともに、市街地を流れる水路については、維持用水の確保等適正な管理に努め、雨水排除施設及び防火用施設等として、多目的な活用を図る。

(2) 治山対策

市は、国及び県の協力を得て次により治山対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強いまちづくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。
危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域等への指定を推進し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

2 水防資機材の整備点検

水防倉庫の整備点検の実施については、常時行うものとし、管理責任者は備蓄物資受払簿を備えて出納の記録を行う。

なお、災害時に使用した備蓄物資は、速やかに補充する。また、資機材業者を把握し、調達先の確認を行う。

3 消防団の活動体制の整備

本市では、消防団が水防団を兼ねているため、水防活動実施時には消防団の力によるところが大きい。このため、本章第 7 節「消防活動計画」に定めるとおり、消防団の組織力向上のため、必要な対策を講ずる中で、水防関係機関、自主防災組織との連携を図り、沿川住民との水防訓練の実施に努める。

なお、前記 1 (1) アの重要水防箇所の把握に当たっては、その箇所ごとに消防団の担当を定め、水防警報発令時から定期的に巡視に当たる。

4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施

【第 6 編資料編】資料 1－10 に示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。

なお、県の指定する河川（千曲川及び湯川）は、実施が義務。その他の 1 級河川（濁川、滑津川、志賀川、八重久保川、瀬早川、香坂川、霞川、田子川、吉沢川、雨川、谷川、曾原川、馬坂川、抜井川、片貝川、百々川、小宮山川、倉沢川、大沢川、中沢川、宮川、堂ノ入川、布施川、中沢川、須釜川、石突川、鹿曲川、八丁地川、細小路川）は、努力義務とする。

第 9 節 要配慮者支援計画

(総務部(危機管理課) 企画部(移住交流推進課) 福祉部(全課) 経済部(観光課) 市民健康部(市民課・健康づくり推進課) 浅間総合病院)

近年の高齢化、国際化、都市化等社会構造の変化、核家族化の進展などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、外国籍住民等災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

1 在宅者対策

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の者とする。

- ア 身体障害者福祉法の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳 1 級から 4 級の所持児・者
- イ 長野県療育手帳交付要綱の規定に基づき交付を受けた療育手帳 A 1 から B 1 の所持児・者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき交付を受けた精神障害者保険福祉手帳 1・2 級の所持児・者
- エ 介護保険法に規定する要介護認定を受けた要介護度 3 から 5 の者
- オ 介護保険法に規定する調査により、認知症高齢者の日常生活自立度が、Ⅱ a から M に判定された者
- カ 75 歳以上の一人暮らし高齢者及び 75 歳以上の高齢者のみの世帯
- キ 長野県特定疾患治療研究事業実施要綱の規定に基づき交付を受けた特定疾患医療受給者証の所持者
- ク 児童福祉法に規定する乳児、幼児
- ケ その他市長が認めた者

(2) 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとする、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導内容

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時に隣近所の協力が得られるよう、日常的に努力する。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。
- (エ) 要配慮者自身の身体状況や必要な薬などを記したカード等を作成し、本人に持たせるようにする。

イ 地域住民に対する指導内容

- (ア) 自主防災組織等において災害時住民支え合いマップを作成するなど、区内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(3) 避難施設の整備

市は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。また、通常の避難所での生活が難しい要配慮者に対応した福祉避難所として、次の施設を確保するように努める（資料 15－3 参照）。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定めておく。

(6) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(7) 要配慮者の状況把握

市は、要配慮者についてあらかじめ民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、特に支援を必要とする避難行動要支援者について名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- (ア) 身体障害者福祉法の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳 1 級から 4 級の所持児・者
- (イ) 長野県療育手帳交付要綱の規定に基づき交付を受けた療育手帳 A 1 から B 1 の所持児・者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の所持児・者
- (エ) 介護保険法に規定する要介護認定を受けた要介護度 3 から 5 の者
- (オ) 介護保険法に規定する調査により、認知症高齢者の日常生活自立度が、Ⅱ a から M に判定された者
- (カ) 75 歳以上の一人暮らし高齢者及び 75 歳以上の高齢者のみの世帯
- (キ) 長野県特定疾患治療研究事業実施要綱の規定に基づき交付を受けた特定疾患医療受給者証の所持者
- (ク) 児童福祉法に規定する乳児、幼児
- (ケ) その他市長が認めた者

イ 避難支援等関係者となる者

消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部署及び機関で把握している避難行動要支援者の情報を活用し、名簿を作成するものとする。

エ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる事項

市は、災害の発生に備え、避難支援者等の実施に必要な限度で、避難支援者等関係者となる者に対し、名簿情報を提供するものとし、次に掲げる事項を講ずる。

ただし、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(ア) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(イ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上複製しないよう指導する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知文又は警告の配慮

避難支援者等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮する。

キ 避難支援者等関係者の安全確保

市は、避難支援者等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援者等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ク 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(8) 個別避難計画の作成

市は、民生児童委員、自主防災組織、福祉専門職、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得た名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、地域特有の課題に留意し個別避難計画を作成する。例えば、寒冷地における積雪や凍結、土砂災害による道路の分断といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計

画の作成等にデジタル技術の積極的な活用に取り組む。

(9) 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、警察、ボランティア団体等の避難支援等関係者との連携のもとに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策や緊急受入れ等、地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意のもと、あらかじめ個別避難計画を提供できるものとする。

2 社会福祉施設の管理者等との連携

市は、社会福祉施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について指導する。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

(3) 土砂災害危険区域内の要配慮者関連施設等

本市における土砂災害危険区域内の要配慮者関連施設については、特に人的被害の発生が懸念されることから、施設の管理者等と協議し、安全確保のための対策を講ずる。

3 病院入院患者等対策

入院患者を有する医療機関等が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。

このため、医療機関等における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(1) 市は、医療機関等に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関等の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(2) 市は、医療施設等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(3) 医療機関等は、厚生労働省のガイドラインに沿って、それぞれの実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

4 観光客対策

(1) 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

- (2) ホテル旅館組合等観光関連事業者に対して、「災害時における対応（心得）」を作成するよう指導する。
- (3) 避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

5 外国籍住民、外国人旅行者等対策

(1) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民に対する支援体制の整備を図る。

(2) 外国語版防災パンフレットの配付

外国籍住民登録をする者に対し、登録窓口において外国語による防災パンフレットを配付し、防災知識の普及を図る。

(3) 外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

第 10 節 緊急輸送計画

(総務部 (危機管理課・財政課) 建設部 (土木課))

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行う。

1 緊急輸送道路の確保計画

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。選定の条件は、次のとおりとする。

- ア 本市と隣接市町を接続する幹線道路
- イ 避難所等に接続し、応急対策を実施するうえで重要な道路
- ウ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

(2) 緊急輸送道路の確保

次により、緊急輸送道路の確保に努める。

- ア 国・県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- イ 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- ウ 積極的な都市計画の推進により災害に強い道路幅の確保に努める。

2 緊急用ヘリポートの指定

道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、緊急用ヘリポートを選定する。選定に当たっては、避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所を選定する。(資料 11－1 参照)

3 輸送体制の整備と物資輸送拠点の確保

県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

- (1) 緊急輸送道路の指定に当たり、交通規制等が円滑に実施できるよう、警察署、道路管理者等と事前協議を行う。
- (2) 応急対策に必要な車両等を確保するため、旅客・貨物輸送機関と必要に応じて事前協議を行い、協力を得る。
- (3) 物資輸送拠点として、避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所で、支援物資を集積、分類して、各避難所等に輸送できるような施設を選定する。(資料 11－1 参照)

4 緊急通行車両の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる市有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し県公安委員会へ緊急通行車両事前届済証の確認事務を済ませておく（資料 11－2 参照）。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 11 節 障害物の処理計画

(建設部(土木課) 経済部(耕地林務課))

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、関係機関と事前に協議をするなど、有事に備える。

1 障害物除去体制の整備

(1) 建設団体や測量設計業団体の協力体制の確保

災害時においては、佐久市建設業協会や佐久市測量設計業協会の協力が不可欠であることから、平常時から必要に応じて協議を行い、除去体制の整備に努める。

(2) 森林組合等の協力体制の確保

佐久森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

(3) 集積場所の確保

除去した障害物を一時的に集積しておく場所を次のとおりに定めておく。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する私有地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

第 12 節 避難収容活動計画

(総務部(危機管理課・税務課) 福祉部(福祉課・子育て支援課) 建設部(土木課・建築住宅課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 社会教育部(文化振興課))

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、市は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、また、避難所としてある程度の設備が整っている公共施設等、避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)には十分配慮する。

また、避難所における感染症対策に加え、備蓄や関係団体との協定締結等により、避難所での衛生、食事、睡眠に関する生活環境の向上を図る。

1 避難場所の確保

災害から住民が一時避難するための場所についてあらかじめ定めておく。(資料 15-2 参照)

また、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。この場合、次の条件に留意する。

なお、必要に応じて、広域的に使用する避難場所についても事前に検討する。

- (1) 火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること。
- (2) 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (3) がけ崩れのおそれのないこと。
- (4) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- (5) 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- (6) 危険物施設等が近くにないこと。
- (7) 市が全域的に被災する場合は、必要に応じ隣接市町と避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (8) 感染症の自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、避難先の確保に努めるものとする。

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

指定緊急避難場所については、必要に応じ隣接市町村と緊急避難場所の相互提供等について協議しておき、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

2 避難所の確保

風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とする。（資料 15－2 参照）

(1) 避難所等の選定要件

- ア 「避難場所の確保」で示した条件を満たす施設であること。
- イ 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ その他被災者が生活するうえで、市が適当と認める場所であること。（避難者の必要面積は、おおむね 3.3㎡ 2 名を目安とする。）

(2) 避難所の管理

- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。
- エ 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- オ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

(3) 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 医療資機材
- キ 工具類
- ク 感染症対策に必要な資機材（パーテーション等）
- ケ 上記の設備・資機材に必要な電源設備（非常用発電機を含む）

3 避難路の確保

避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

(1) 十分な幅員があること。

- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

4 避難計画の整備

次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難指示を行う判断基準及び伝達方法
- (2) 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法
(避難指示高齢者等避難については第 3 章第 13 節参照)
- (3) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (4) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難施設への経路及び誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
- (6) 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 広域避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

5 避難所等の周知徹底

指定避難所等を明示した表示板の整備を実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。

6 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、要配慮者の個々の態様に配慮したきめ細かな避難計画を策定するとともに、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

- (1) 所在、援護の要否等の状況把握
- (2) 配慮すべき個々の態様
- (3) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (4) 災害発生時の安否の確認
- (5) 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- (6) 情報提供手段
- (7) 配慮すべき救護・救援対策
- (8) 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、要配慮者関連施設については、市は、これらの施設、自主防災組織等と連携をとり、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

7 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、住民票の有無等に関わらず避難者を受け入れ、帰宅困難者等へ必要な情報伝達する体制の整備を図る。

また、避難所に避難した路上生活者については、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、受け入れを行うものとする。

8 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅の建設について、災害が起きたとき、状況に応じて対応できるよう、特に次の点に留意する。

- (1) 災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の供給体制について整備する。
- (2) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

9 学校における避難計画

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては、市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 市教育委員会、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理については、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

(5) 私立学校に対する指導

私立学校については、公立学校対策に準じて整備するよう指導する。

10 在宅避難者等の支援

在宅避難者や親戚宅等避難者は、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に対する遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所内での活動等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

また、市の調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

第13節 孤立防止対策

全部（全課）

市域の東部及び西部には、山間地が広がっている。これら山間地の集落は、災害が発生した際に孤立する恐れがあり、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

1 通信手段の確保

- (1) 地域防災行政無線の導入等、N T T回線以外の災害時の通信手段確保に努める。導入する通信手段は、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) エフエム佐久平により、山間地域等への情報通信機能を確保する。
- (3) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (4) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。

2 災害に強い道路網の整備

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。

したがって、主要路線優先の対策推進、複線化の推進を図ることが必要である。

- (1) 市は、市道の災害予防対策を推進する。
- (2) 住民は、道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

- (1) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握する。
- (2) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。
- (3) 各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

本市の自主防災組織は、98.3%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実を行う。
- (4) 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域毎に最低 1 か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

6 備蓄

備蓄計画については、第 14 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

- (1) 孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。
- (2) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行う。
- (3) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第 14 節 食料品等の備蓄・調達計画

(総務部 (危機管理課) 市民健康部 (市民課)) 福祉部 (福祉課)

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からおおむね 3 日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなど、円滑に食料の供給が行われるよう、物資の調達体制の整備を図るとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段や、災害協定を締結した各種団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 人口の 5 % の 2 食分の食料 (約 9,820 食) を目標とし、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料 (現物備蓄) の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。 (資料 6-1 参照)
- (2) 備蓄食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、台帳等の整備を行い在庫量の確認を行う。
- (3) 災害時における食料品の供給協力について、食料品販売業者等と必要に応じて協議する。
- (4) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図る。
- (5) 県計画に準じ、食料品等の調達体制の整備に努める。

2 食料品等の供給計画

- (1) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。また、炊き出しに必要な調味料や食器等の備蓄・調達についても考慮する。

3 住民等への啓発

住民や企業等に対して、食料備蓄に関する次の事項について、防災訓練等の機会を通じて啓発する。

- (1) 自らの身の安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても 1 人当たりおおむね 3 日間分の程度の食料 (乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。) を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

第15節 給水計画

(環境部(環境政策課) 建設部(公園緑地課) 学校教育部(教育施設課) 臼田支所 望月支所)

災害時においても、給水が実施できるように、災害に強い水道施設の整備を行い、災害の発生に備え、資器材の整備点検を行うものとする。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 水道施設の整備

ア 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。

イ 災害時においても、給水が実施できるように、老朽管の布設替えの促進、配水管のネット化、貯水施設の新設・改修などについて、関係水道事業者に防災対策を要請する。

(2) 生活用水等の確保

ア 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握するとともに、災害時協力井戸の登録を図る。

イ 貯水槽、プール等の管理者は特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくよう努める。

2 飲料水等の供給計画

非常用給水施設、用具の整備を行う。

(1) 給水車の整備及び民間の給水車(タンク)の応援体制の整備

(2) 給水タンク及び非常用給水袋などの整備

(3) 自主防災組織等に対する給水体制等に関する指導及び助言

3 家庭での飲料水等の確保

住民における飲料水等の備蓄の促進を図る。

(1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄

(2) 風呂の残り湯の活用による生活用水の確保

(3) 雨水の活用による生活用水の確保

(4) バケツ、ポリタンク等の給水用具の確保

(5) 自家用井戸等について、その維持、確保

第 16 節 生活必需品の備蓄・調達計画

(総務部 (危機管理課) 福祉部 (福祉課) 経済部 (商工振興課))

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 市備蓄倉庫に災害時に必要となる物資を計画的に備蓄する。(資料 6-1 参照)
- (2) 商工団体や流通業等の民間業者と必要に応じて協議し、災害時に次に掲げるような物資について協力が得られるような体制づくりに取り組む。
 - ア 寝具 (タオルケット・毛布等)
 - イ 衣類 (下着・靴下・作業衣等)
 - ウ 炊事道具 (なべ・包丁・卓上コンロ等)
 - エ 身の回り品 (タオル・生理用品・紙おむつ等)
 - オ 食器等 (はし・茶わん・ほ乳びん等)
 - カ 日用品 (せっけん・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等)
 - キ 光熱材料 (マッチ・ガスボンベ・ストーブ・灯油等)

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 生活物資の集積場所及び輸送方法等を調整しておく。
- (2) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入れ体制や配布方法について、自治会及びボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

3 住民への啓発

住民に対し、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオなど、災害時に必要な物資の備蓄について、非常持ち出し袋等の準備を含めて啓発する。

第 17 節 危険物施設等災害予防計画

(総務部 (危機管理課))

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者 (申請者) に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設 (資料 3-1 参照) については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 化学実験室等を有する学校、企業など、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

エ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自衛消防組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機 (器) 材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機 (器) 材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 放射性物質使用施設災害予防計画

市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関及び民間機関等にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

- (1) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (2) 市は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

3 その他危険物施設等災害予防

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防については、消防署と協力し事故等に対応できる体制の整備を図り、関係機関、住民等に対して指導徹底する。（資料 3－1～3－4 参照）

第 18 節 ライフライン施設災害予防計画

(総務部 (危機管理課) 環境部 (下水道課) 建設部 (都市計画課) 各支所

都市生活を維持するうえで不可欠な上下水道、電気、ガス等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが被災した場合の影響は極めて大きい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

市としては、各事業体に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくとともに、行政としても協力体制の整備を図る。

1 各施設共通の対策

(1) 行政面での協力

- ア 本市の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。
- イ ライフラインの応急敷設に便利な並木や緑地を計画的に設ける。
- ウ ライフライン関係機関との災害時の情報伝達システムを構築する。

(2) 事前の連携強化

次の事項について事前協議を行い、応急復旧活動体制の整備に努める。

- ア 各関係機関との緊急連絡先、方法について。
- イ 防災上重要な施設の優先復旧について。

2 上水道施設の整備

(1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽ビニール管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

(2) 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

- ア 次の事項について水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。

(ア) 指揮命令系統の確立

- a 職員の非常招集
- b 情報伝達の確保
- c 班編成の強化

(イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法

(ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

(エ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法

(オ) 応急復旧活動内容の周知方法

(カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

(3) 応急復旧相互応援体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定（資料 5－6 参照）等に基づき、次の事項について、応急復旧相互応援体制の整備を図る。

ア 国、県及び関係機関等との連携

イ 水道事業者等関係団体との連携

ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

3 下水道施設の整備

(1) 雨水排除施設の整備

「下水道計画」策定に当たり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の雨水整備区域として位置づけるとともに、浸水被害解消のため計画的な整備を行う。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、長野県下水道事業における災害時応援に関するルール及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(3) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(4) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調整・保管等の整備を図り、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管を行う。

(5) 下水道施設の代替性の確保

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努め処理系統を多様化し、代替性の確保に努める。

4 電気施設の整備

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、県及び電気事業者は、

・災害に強い電気供給システムの整備促進

・災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進している。

(1) 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(3) 関係機関との連携

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

ア 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備する。

イ 市、県及び地域振興局に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

5 都市ガス施設の整備

長野都市ガス(株)は、次の予防対策を行っている。

- (1) 露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、施設の維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- (2) 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- (3) 二次災害を防止するため、関係機関との連絡ルートを確認しておく。

6 電信電話施設の整備

東日本電信電話(株)は、電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるように防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(1) 被災状況の早期把握

災害に関する情報の提供及び収集のため、行政防災機関等との情報連絡の強化を図る。

(2) 通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化の推進

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を確保する。

7 防災行政無線通信施設の整備

住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の充実を図る。

また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。

8 道路埋設通信施設の整備

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたすため、架空から地中化を進める必要がある。

長野国道事務所、県土木部、市など道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 19 節 災害広報計画

(総務部 (危機管理課) 企画部 (広報情報課))

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

1 広報手段の整備

(1) 現在、本市で対応可能な手段は次のとおりである。

ア 報道機関 (新聞、テレビ、ラジオ等) に対しての公表あるいは依頼又は要請 (資料 10-5 参照) ((株)エフエム佐久平と、佐久ケーブルテレビ㈱とは「災害時における放送の要請等に関する協定書」(資料 5-22 参照)を締結し、業務委託仕様書に業務内容として災害等緊急放送を明記している。)

イ 市ホームページによる広報

ウ 広報紙、ポスター、ちらし等の印刷物の発行配布

エ 広報車等の機動力による現地広報

オ 防災行政無線による広報

カ 携帯電話会社各社が提供する緊急速報メール

(2) 今後の迅速な手段として、本章第 3 節「情報の収集・連絡体制計画」との整合を図りながら、行政情報メールの一斉配信等、広報手段の充実に努める。

2 広報文の事前の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定して、わかりやすい広報文案を作成しておく。

(1) 災害の発生が予知又は予想される場合

(2) 災害が発生した場合

(3) 応急対策活動が実施された場合

3 広報窓口等の整備

(1) 被災者への情報提供

ア 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

イ エフエム佐久平の積極的な活用を図る。

ウ 市のホームページ等を活用し、住民に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。

エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

(2) 報道機関への情報提供

ア 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。

イ 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

ウ 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第 20 節 土砂災害等の災害予防計画

（総務部（危機管理課） 経済部（耕地林務課） 建設部（土木課、道路建設課））

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、平素から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、県及び防災関係機関等と協力しながら総合的・長期的な対策を講ずる。

また、本市には危険箇所に複数の要配慮者関連施設が所在するため、特に万全の対策が必要である。

その他、土砂災害は通常、がけ崩れや地すべりの発生頻度が高いが、最近では特に表層土だけでなく、山が大規模に崩れる深層崩壊の危険が指摘されており、長野県はその危険度が高いことから、国による調査の動向なども注視していく必要がある。

1 土砂災害に関する共通対策

土砂災害から人命を守るため、県と連携し、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、次のとおり警戒避難体制の整備を実施する。

- (1) 土砂災害警戒区域の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布）
- (2) 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- (3) （株）エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)、ソーシャルネットワークサービス及び、防災アプリなど、災害時における情報伝達手段の多様化を図る。

2 地すべり防止対策

(1) 防止対策

地すべり等防止法に基づき、県、防災関係機関等と協力しながら防止工事を早急に実施するよう努める。

(2) 防災対策

防災関係機関の協力を得て地すべりの危険地域の実態把握に努めるとともに、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、住民と協力し、防災パトロール、排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

3 山地災害危険地区対策

(1) 防止対策

近年、山地に接近した宅地開発等により、山地災害の危険は増大している。このようなことから、山地災害危険地区を森林法に基づく保安林に指定して保安施設事業を積極的に推進するとともに、危険地区の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

(2) 防災対策

当面の防災対策は、次のとおりである。

ア 山地災害危険地区の周知

イ 警戒避難体制の確立

ウ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

エ 山地災害に配慮した土地利用の誘導

4 土石流防止対策

(1) 防止対策

近年、山地災害と同様、都市化の進展や林業者の高齢化に伴う山林の荒廃により、土石流による災害の危険は増大している。

土石流危険渓流については、県によって砂防堰堤や流路工の整備、土石流危険渓流の標示等が計画的に実施されてきている。

県では土石流危険渓流に対し、砂防法に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を積極的かつ計画的に推進するとともに、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努めている。

(2) 防災対策

県における当面の防災対策は次のとおりで、本市としても県に協力し、予防対策に努める。

ア 土石流発生危険渓流の標示

イ 警戒避難体制の確立

ウ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

5 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、県では「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、危険箇所を急傾斜地崩壊危険地域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じて、その所有者、管理者等に対し必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを勧告することになっている。

また、県の実施する防止工事として、所有者、管理者等が施行することが困難又は不適当と認められるものについては、防止・防災事業の推進を図っている。

(2) 防災対策

防災対策は、次のとおりである。

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

ウ 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

エ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

市内には、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者関連施設がある。

これらの地区のうち緊急に対策を講ずる必要のある箇所については、県と協力し、治山事業を積極的に推進する。また、市は、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策を実施する。

- (1) 施設の管理者等と協議し、当該施設の利用者の避難対策を講ずる。
- (2) 防災マップや研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図る。

7 土砂災害警戒区域の対策

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

- (2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

- (3) (株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)、ソーシャルネットワークサービス及び、防災アプリなどにより、土砂災害に関する情報及び気象警報等を住民への情報伝達を行う。

- (4) 【第6編資料編】資料1-11に示す土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設)の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を義務とすること。

第 21 節 防災都市計画

(建設部 (都市計画課・建築住宅課・公園緑地課))

建物の不燃化の推進、延焼遮断帯や公園整備など防災空間の整備拡大により、都市施設の立地条件、その配置や構造上の問題に係る諸要素について防災化を図る。

1 建物の不燃化、耐震化の推進

現在の建物の構造上の安全性は、建築基準法等の関係法令により最低限の基準が定められている。

本市においては、都市計画による防火・準防火地域の指定や計画的な土地地区画整理事業の実施により、建物の不燃化や環境の整備に努めてきたが、今後も一層の建物の不燃化、耐震化の推進を図る。

(1) 防火・準防火地域

防火・準防火地域内の避難所等防災拠点の不燃化を進める。

都市計画の改定の際は、延焼危険性が高いと想定される地域については、防火・準防火地域に指定することを必要に応じて検討する。

(2) 耐震化の推進

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災においても現行の建築基準法に基づく耐震基準は、一定の成果が得られたと評価された反面、昭和 56 年の建築基準法の改正前の基準によって建築された建物については、耐震化のための改修が必要とされ、特に病院、集会所、百貨店等の不特定又は多数の者が利用する特定建築物について、建築物の耐震改修に関する法律に基づき、その耐震化の必要性を周知する。

特定建築物以外の一般の建物についても、耐震化に向けた取り組みを行う。

(3) 計画の策定

都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を必要に応じて策定する。

2 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

(1) 延焼遮断帯の整備

「延焼遮断帯」とは、市街地の大火を防止するために配置された延焼を防ぐ効果のある道路、鉄道、河川、緑地、耐火建築物群などをいう。

今後も、次により計画的な整備を図る。

ア 保全修復型延焼遮断帯の整備

現存する道路、河川、広域緑地等と不燃性樹木、不燃構造物等の組み合わせによって、延焼遮断効果を持たせるようにする。

イ 計画・誘導型延焼遮断帯の整備

土地利用の調整、面整備、沿道の不燃化、地区計画等により延焼遮断帯を計画的に整備する。

(2) 公園整備の推進

公園は、災害時の避難場所、仮設住宅用地、災害の緩衝帯等にもなるので、計画的に整備するとともに防災機能を持たせるように努める。

(3) 緑地・農地の保全

本市には広い農地があり、これらは災害緩衝機能をもつ空間である。また、市街地にある農地や緑地は、火災の延焼防止効果をもつものであるから、良好な都市環境と災害危険の低減のため、計画的な土地行政により緑地・農地の保全を積極的に推進する。

(4) 計画の策定

都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3 土地区画整理事業等の推進

防災空間の確保、狭隘道路の解消、市街地の不燃化等を図るうえで、土地区画整理事業及び市街地再開発事業は、有効な事業である。今後も、積極的に都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

第 22 節 建築物災害予防計画

（【公共施設】（施設管理所管課） 【一般建築物】建設部（土木課・建築住宅課）

【文化財】社会教育部（文化振興課））

建築物の防災性を高め、災害から市民の生命、財産を保護及び円滑な応急対策を実施するための予防対策を講ずる。

1 公共施設の災害予防

公共施設は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

このため、これらの施設の防災性を向上させることは、発災時の被害の軽減とその後の応急対策の実施に大きく影響するため、計画的な予防対策が必要である。

(1) 耐震診断等の実施

ア 施設等の管理者は、がけ崩れや堤防決壊による被害を受けないかなど、施設の立地条件を考慮し、防災対策に努める。

イ 施設の耐震診断を計画的に実施する。優先順位は、次の条件をもって決定する。

（ア） 昭和 56 年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された施設であること。

（イ） 常に多数の人が利用している施設であること。

（ウ） 災害対策上重要な施設であること。

（エ） 建物が 2 階以上であること。

ウ 屋根材、看板等の飛散、落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

(2) 施設の防災体制の整備

施設等の管理者は、利用者等の安全を確保するため、施設の防災計画を定め防災体制を整備する。

(3) 施設の安全性確保

ア 施設を新築、改築等する場合は、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。特に耐震性については配慮する。

イ 耐震診断等により改築、改修が必要な施設は、計画的な実施ができるよう努める。

2 一般建築物の災害予防

建物への被害は、住民の安全の確保はもとより、災害復旧に大きな影響を与えるので、積極的な予防対策に努める。

(1) 県及び関係機関と協力し、建築基準法及び関係法令による建物の安全性の確保を図る。

(2) 老朽建物については、その補強方法の紹介や改築の奨励を行う。

(3) 建築時の地形・地盤等の立地条件に注意し、特に耐震・耐火性の建築にすることを推奨する。

(4) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。

- (5) 屋根材、看板等の飛散、落下防止のための指導及び啓発を必要に応じて行う。
- (6) 市が実施する計画
 - ア 災害危険住宅移転事業を推進する。
 - イ かけ地近接等危険住宅移転事業計画を必要に応じて策定し、移転事業の推進を図る。

3 文化財の災害予防

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

これら文化遺産の伝承を全うするため、その防災対策を講ずる。

(1) 全般的な対策の推進

県及び関係機関の協力を得ながら、文化財の保護対策を推進する。

- ア 文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図る。
- イ 文化財の所有者、管理者に対する管理保護について、指導と助言を行う。
- ウ 防災施設の設置事業の推進とそれに対する助成措置の活用を図る。

(2) 予防対策

文化財の所有者、管理者に対し、防災対策の徹底を期すよう指導する。

ア 防災体制の確立

- (ア) 災害に対する管理体制の整備
- (イ) 災害に備えた環境の整備
- (ウ) 火気の使用及び危険物等の持込みの禁止
- (エ) 自衛組織の整備とその訓練の実施

イ 防災施設等の整備

- (ア) 消火器、スプリンクラー設備等の消火設備の整備
- (イ) 火災警報機、非常警報設備等の警報設備の整備
- (ウ) 避雷装置、防火壁、その他の設備の整備

第 23 節 道路及び橋梁災害予防計画

(経済部(耕地林務課) 建設部(全課))

災害時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 道路及び橋梁の災害予防

(1) 都市計画街路の整備

計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

(2) 既存道路の対策

ア 道路改良、法面保護等を計画的に行う。

イ 橋梁については、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等を計画的に行う。

ウ 緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路、又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。

2 高速道路の災害予防

現在、本市を通過する高速道路は、東日本高速道路(株)管理の上信越自動車道並びに国土交通省関東地方整備局長野国道事務所管理の中部横断自動車道の2路線である。

構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

災害対策については、管理者である東日本高速道路(株)並びに長野国道事務所が日常の施設の点検調査とこれに基づく補修工事、及び耐震診断調査に基づく耐震補強工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めている。

3 農道・林道及び橋梁の災害予防

次により予防対策に努める。

(1) 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

(2) 計画的な道路改良、永久橋への架け替え等を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

4 関係団体との協力体制の整備

国、県及び東日本高速道路(株)の道路管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

5 危険防止のための事前規制

気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

第 24 節 河川施設等災害予防計画

(経済部 (耕地林務課) 建設部 (土木課))

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

1 河川の改修予防

(1) 県管理の一級・二級河川の河川改修

本市域にある県管理の一級河川は 29 河川 (資料 2-1 参照)、二級河川はない。これらの河川は佐久建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められているが、より一層の河川改修等の実施を要望する。

(2) 準用河川・普通河川の河川改修

市管理の準用河川は 52 河川、普通河川は 11 河川ある (資料 2-1 参照)。これらの河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

2 流域治水対策

市街地に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広くなるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすようになってきている。

今後も、都市化の進展に伴い農地が減少し、その保水機能の低下から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。

(1) 水門等の管理体制整備

土地改良区等の管理団体と連携し、水門等の管理体制を整備するとともに、適正な管理による水害予防に努める。

(2) 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制していくため、長期的視野に立った治水対策の検討を行う。

ア 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討

イ 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設推進

3 ダム対策

(1) 現況

本市域内にあるダムは、砂防ダムを除くと農地防災ダムとして建設された香坂ダムがある。香坂ダムは、昭和 49 年度に完成し、堤高 38.5m、堤長 184.0m の中心コア式ロックフィルダムで、設計洪水流量 $90 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち $61 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調整を行う。防災設備としては、次のものがある。

ア 水位、雨量のテレメーターシステム

イ ダム警報車

(2) 防災対策

河川法及び香坂ダム操作規程に基づいた適正なダム管理を行っているが、今後も次により災害予防に努める。

ア ダムの操作及び管理に関し、必要な事項を定めた操作規程により災害予防を図る。

イ 必要に応じた巡視、水理水文、その他のデータを整理し、管理体制の万全を期す。

ウ ダム管理に従事する職員に対し、日常より出水時を想定した演習並びに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施し、その資質向上に努める。

エ 出水時の対応の円滑化を図るため、防災設備等の日常の整備を行い、迅速かつ確実な情報収集に努める。

4 浸水想定区域内の災害予防

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しており、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。

そのため、市及び施設管理者は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設及び地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の防災体制の確立を図る。

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者関連施設及び地下街等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (2) 要配慮者関連施設、地下街、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施等によって警戒避難体制の確立を図る。
- (4) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図る。

5 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第 25 節 ため池災害予防計画

（経済部（耕地林務課））

大雨等により、市内のため池（資料 2－3 参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。

このため、定期的な点検等による現状把握、必要に応じて補強工事等を実施し被害発生を未然に防止するとともに、ため池ハザードマップの作成及び公表によって、防災情報を住民に周知する。

1 施設の管理等

- (1) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について、適時、確認し、改修整備等を必要とするものについては、補強改修工事を推進していく。
- (2) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) 大雨が予想されるときは、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう管理者に連絡、指導する。

2 定期的な点検調査の実施等

堤体の沈下、クラック、漏水等の目視による監視のほか、必要に応じボーリング調査等により、異常の発見に努める。

また、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

3 管理団体等の協力体制の整備

地元の管理団体と協力し、次のような災害の予防措置等について取り決めておく。

- (1) 災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。
- (2) 適時、巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に結果を報告する。

第 26 節 農林水産物災害予防計画

(環境部(環境政策課) 経済部(農政課・耕地林務課) 臼田支所 望月支所)

風水害による農林関係の被害は、水稻、野菜、果樹等の冠水・倒伏による減収、田畑等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病虫害発生や生育不良、家畜・水産物のへい死被害なども予想される。

これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。

(1) 水 稲

ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 風速 30m/s 以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムはとり外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(3) 果 樹

ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(2) 県及び関係機関・団体と連携し、健全な森林づくりを推進する。また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

3 水産物災害予防計画

養殖漁業に対する被害は、洪水等による養殖魚の流失、濁水によるへい死が考えられる。本市においては、平成 6 年 7 月に八ヶ岳を水源とする湯川の濁水により、鮎、シナノユキマス等の養殖漁業に大きな被害を与えた。

このため、平成 7 年度には国庫補助を受け、小海町の千曲川と湯川の合流地点に観測機器を設置するとともに、連絡通報体制を整備した。(管理は佐久養殖漁業協同組合で行っている。)

(1) 予防技術対策

増水、濁水による養殖魚のへい死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

(2) 観測設備

観測機器の状況は、次のとおりである。

ア pH測定機

イ 濁度計

ウ SS（浮遊物質）測定機

第 27 節 二次災害の予防計画

(総務部 (危機管理課) 経済部 (耕地林務課) 建設部 (土木課・都市計画課・建築住宅課))

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 建築物に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険家屋の把握に努め、応急危険度判定士等の協力を得て、建物倒壊による二次災害の防止を図る。

2 道路・橋梁等に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険箇所や点検すべき箇所を把握し、佐久建設事務所等の関係機関の協力を得て、落石、落橋等の二次災害の防止を図る。

3 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害予防対策については、消防署・消防団と協力して、関係機関との緊急時の応援体制の確立を図り、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設に係る二次災害予防対策

佐久建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

(1) 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止

(2) 倒木の流出による二次災害の防止

5 山間地等における二次災害予防対策

佐久建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- (1) 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- (2) 溪流における土石流や火山噴出物の堆積による泥流の防止
- (3) 倒木の流失による二次災害の防止
- (4) 市が実施する計画
 - ア 情報収集体制の整備
 - イ 警戒避難体制の整備

第 28 節 防災知識普及計画

(総務部(危機管理課) 企画部(広報広聴課) 福祉部(子育て支援課) 学校教育部(学校教育課) 社会教育部(生涯学習課・文化振興課・中央公民館))

「自らの命は自らで守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。

したがって、市は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動、防災マップの作成・配布がなされているが、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性があるときに、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。)の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 佐久市地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 集中豪雨による災害に関する知識
- (コ) 災害時における男女のニーズの違い
- (サ) 女性向けの防災知識

イ 啓発の方法

- (ア) 防災マップ、家庭用防災マニュアル及びハザードマップ等の作成・配布
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、ビデオテープ、DVDの利用

- (エ) 防災行政無線、広報車の利用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 各種報道機関を通じての周知
- (キ) 防災訓練の実施
- (ク) (株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビの利用

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、生涯学習の拠点である公民館活動や各種学級、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 事業所における災害対策の普及指導

事業所における災害対策として、おおむね次の事項について指導する。

- ア 倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓などは、早急に改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は、動かないように壁や床に固定する。
- イ 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する。
- ウ 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する。
- エ 事業所間の情報伝達体制、消火活動の応援協力体制を整備する。
- オ 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、要配慮者関連施設、旅館・ホテル、駅、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (1) 市において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- (2) 防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）

が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 自然災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (3) 佐久市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

5 「防災の日」等の利活用

本市は、過去の災害からその教訓を踏まえて、防災に対する住民の意識の高揚を図るため、毎年9月1日の「防災の日」を中心として、その前後の8月30日から9月5日までを「防災週間」として、また、阪神・淡路大震災を契機として1月17日を「防災とボランティアの日」と、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」として、国、県、市及び防災関係機関等が実施主体となり、災害に対する備えを一層充実強化するため、防災に関する各種の行事を実施する。

第 29 節 防災訓練計画

（総務部（危機管理課））

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

市は県及び防災関係機関と協力し、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年 1 回以上実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

1 本市の実施する防災訓練

(1) 訓練の方針

本市の防災訓練は、災害時における消防活動、水防活動、救急救助活動、通信連絡、避難誘導等の応急対策の効果的方策を検討し、防災関係機関合同により、具体的計画をもとに実践的な防災訓練を実施する。特に、住民、事業所、各種学校等に参加を求め、災害時における初期消火、避難、応急手当など身をもって体験できる訓練に努める。

防災訓練の方針は、次のとおりである。

- ア 災害情報の伝達及び広報体制の確立
- イ 地震の際の行動と処理の徹底
- ウ 家庭における非常用物資の備蓄啓発
- エ 防災組織による実践活動の推進及び指導
- オ 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- カ 本市及び防災関係機関の連携活動の強化
- キ 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- ク 国、指定地方行政機関、公共機関等の協力体制の強化

(2) 訓練項目

ア 予知対応型訓練

- (ア) 事前広報訓練
- (イ) 情報収集・伝達訓練
- (ウ) 非常招集訓練
- (エ) 災害対策本部設置訓練
- (オ) 警備訓練

イ 発災対応型訓練

- (ア) 現地指揮本部設置訓練
- (イ) 情報受伝達訓練
- (ウ) 避難誘導訓練

- (エ) 火災出動訓練
- (オ) 住民の防災組織活動訓練（初期消火、応急救護等）
- (カ) 救援、救護訓練（給食、給水、避難所開設等）
- (キ) 生活関連施設の応急・復旧訓練（電力、通信、水道、仮設住宅等）
- (ク) 救出救助活動訓練

(3) 防災訓練実施上の注意事項

- ア 訓練実施場所は、平坦で障害物がないところを選定する。
- イ 訓練参加者の服装及び履物については、訓練にふさわしいものを着用する。
- ウ 資機材を使用する訓練にあつては、十分な点検整備を行い、点検不備による事故発生防止をする。
- エ 正しい技術等を習得するため、消防機関の指導を受ける。
- オ 消防訓練等身体を動かす場合には、事前に十分な準備運動をする。
- カ 効果的な訓練を実施するため訓練計画を作成する。
- キ マンネリ化防止のため、新しい工夫をする。

(4) 訓練の事後評価

訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

2 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県の分担と市の分担を互いに調整し、連携して訓練を行う。

3 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織の訓練計画により実施する。

第 30 節 災害復旧・復興への備え

(全部 (全課))

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備及び充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。

2 データの保存とバックアップ

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

保存すべきデータには、おおむね次のようなものがある。

- (1) 所管施設の設計図 (平面図、立面図、構造図等)
- (2) 公図等の写し
- (3) 住民情報等のコンピュータデータ

第 31 節 自主防災組織等の育成に関する計画

(総務部 (危機管理課))

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

1 自主防災組織の育成

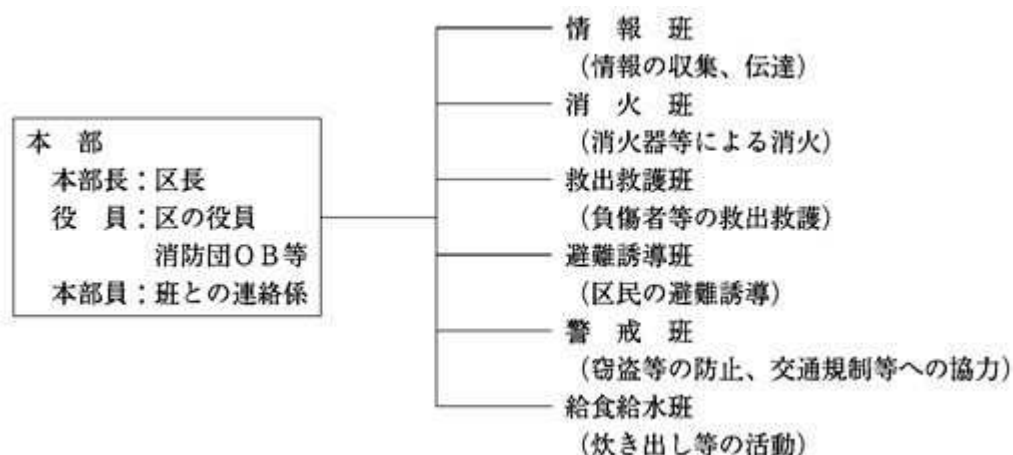
本市における自主防災組織の状況は、区を単位として結成されている。今後、全区結成に向けた取り組みを図るとともに、組織の育成強化に努める。

(1) 自主防災組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、おおむね次の事項について定める。

- ア 組織の名称
- イ 規約又は要綱
- ウ 事業の内容
- エ 任務分担及び責任者

編 成 例



(本部役員は副本部長等で数名程度、消防団OB等は本部長の相談役として1名程度、本部員も数名程度とする。)

なお、組織の大きい区にあつては、ブロック制をとり、各ブロックごとに上記班を編成する。

(2) 自主防災組織の活動形態

自主防災組織の活動形態は、次のとおりとなっている。

平常時	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動 2 地域に適応した自主的な訓練の実施 3 火気使用器具等の点検 4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認） 5 防災資機材の備蓄 6 家庭の防災会議の実施
災害時	1 情報の収集・伝達 2 出火防止及び初期消火 3 避難誘導 4 救出・救護 5 食料・飲料水の確保及び調達

(3) 組織化の促進

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を図り、組織化を促進するものとする。

特に、女性リーダーの育成等に努め、多様な視点から地域の防災体制の整備を図る。

(4) 地区防災計画の策定

地区防災計画は地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、地域防災計画と相まって地域における防災力の向上を図るものである。

市町村防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業者を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 活動環境の整備

(1) 消防施設等の整備・充実

「佐久市消防施設等整備事業補助金交付要綱」に基づき、各区（自主防災組織）における消防施設等の増強に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。

(2) 防災資機材の備蓄

「佐久市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付要綱」に基づき、組織された自主防災組織の強化に係る防災資機材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。

(3) 活動に対する補助

自主防災組織における訓練の実施、講習会の開催等活動に対する経費についても、組織の活性化のため、補助制度の検討を行う。

3 「自主防災組織の手引」の活用

自主防災組織に関しては、消防庁発行の「自主防災組織の手引」を参考とする。

4 各防災組織相互の協調

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

- (2) 自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

5 組織化の促進と活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするために、組織化を促進し、組織をいかに活性化していくかが課題となる。

市は、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を図り、組織化の促進・組織の活性化を図る。

第 32 節 企業防災に関する計画

（（総務部（危機管理課） （経済部（商工振興課））

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる役割が求められている。

そのため、各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進し、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

さらに、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

- (1) 市は、住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- (3) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (4) 企業は、社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (5) 企業は、組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (6) 企業は、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第 33 節 ボランティア活動の環境整備

(福祉部 (福祉課))

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティア、NPO・NGO及び企業等(以下「ボランティア関係団体」という。)の存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになる。このため、ボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティア活動の現状

本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。

令和 6 年 12 月現在、センターへの登録状況の合計は、93 団体、個人 31 名で、総数は 2,413 名である。

2 活動拠点

災害ボランティアセンターは、佐久市社会福祉協議会本所、佐久市福祉総合センター、佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田、佐久市浅科保健センター、佐久市社会福祉協議会望月支所内にあり、活動を行っている。災害時は、佐久市福祉総合センターを活動拠点とし、他の施設と連絡調整を図りながら受入体制等の整備を図る。

佐久市福祉総合センターの概要	
所在地	佐久市猿久保 249-2
T E L	0267-67-2463
建物	鉄筋コンクリート造一部 2 階建、752m ²
施設内容	事務室、大会議室 (200 名)、中会議室、和室、相談室、録音室
特殊設備	玄関入口外に点字ブロック、トイレ入口に点字ブロック、各部屋前に点字ブロック、身障者用洗面所、トイレ、身障者用手すり、車いす用受付

佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田の概要	
所在地	佐久市下越 16-5
T E L	0267-81-5555
建物	鉄筋コンクリート造平屋建、5,657m ²
施設内容	事務室、多目的室 1～5、交流室 1～3、調理室
特殊設備	身障者用トイレ・洗面所、インターホン、手すり、身障者用駐車場点字ブロック、車いす用受付

佐久市浅科保健センターの概要	
所在地	佐久市塩名田 570
T E L	0267-58-0383
建物	鉄筋コンクリート造平屋建、1,579m ²
施設内容	事務室、会議室、調理実習室、子育て支援室、相談室、ボランティアルーム、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション、和室
特殊設備	入口に来客用シグナル、各室トイレに点字ブロック、身障者用洗面所、トイレ、身障者用手すり他

佐久市社会福祉協議会望月支所の概要	
所在地	佐久市望月 263
T E L	0267-51-1520
建物	鉄筋コンクリート造一部 5 階建、5,689.8m ²
施設内容	事務室、会議室、ボランティア室
特殊設備	トイレ非常用呼び出し、玄関から事務室への点字ブロック、身障者用トイレ身障者用手すり

3 ボランティアの事前登録及び啓発活動

(1) 事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資、資材の輸送配分、障がい者、外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行いうるボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 啓発活動

市社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるとともに、日頃から講習会、訓練、広報紙等によりボランティア活動への参加促進について P R を行う。

4 ボランティア団体間の連携

(1) 団体間の連携強化

災害発生時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 連絡協議会の設置

市は、ボランティア関係団体、中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や且つ移動調整を行う組織）と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

5 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアへのニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。市は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、HUGなどを活用し本市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第 34 節 災害対策に関する財政措置計画

(総務部 (財政課))

本市は、基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施できるよう、有効かつ適切な財政措置に努める。

1 財政措置

地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効適切な財政措置を実施するよう努める。財政措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害予防

- ア 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに、防火水槽等の防災施設の整備については、平常業務として予算化されているが、さらに予防措置の徹底を期するため、可能な限り必要な財政措置に努める。
- イ 災害に備える資材及び器材の備蓄に関しては、例年ある程度の予算化を行い、実施してきたが、今後、さらにこれを推進するため、必要な財政措置に努める。
- ウ 防災訓練及び防災知識の普及等に要する経費については、年度計画に基づき当初予算に計上すべきであるが、必要に応じて補正等による財政措置を行う。
- エ 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等については、予算化が行われてきたが、今後とも、その他防災関連施設・機器の整備を含め、一層の整備を図るための財政措置に努める。
- オ 災害に強いまちづくりを図るために、都市防災構造化対策事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等関連事業との調整を図り、積極的推進のための必要な財政措置に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、小規模被害については既決予算及び予備費の充用等により暫定措置を行うものとし、大規模な被害については臨時市議会を招集し必要な財政措置を行う。

(3) 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらず、その後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとし、災害復旧に要する財政措置は、次により行う。

- ア 諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、確固とした災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定する。
- イ 国庫補助、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請する。
- ウ 補助金及び起債の対象事業は、その特定財源決定後に財政措置を行い、工事に着手するのであるが、緊急に災害復旧を必要とする場合は、特定財源の決定前に着手する場合もあるので、関係機関と十分協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行い、歳入欠陥のないよう留意する。
- エ 市単独事業については、災害復旧方法等を十分審議し、効率的な災害復旧計画を樹立し、財政負担の軽減に努める。

オ 災害復旧に要する予算措置は、災害応急対策と同様、原則として次期又は臨時市議会を招集し、予算措置を行う。

2 佐久市財政調整基金

災害対策基本法第 101 条の規定に基づき、災害対策基金の積立てについては、財政事情を勘案しつつ、剰余金の積極的な積立てに配慮するとともに、災害対策基金としての積立てについて検討する。

佐久市財政調整基金

名称	目的	使途
佐久市 財政調整 基金	市財政の健全な 運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 緊急に実施することが必要となった建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 3 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期間を繰り上げて行う市債の償還の経費

第 35 節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(全部 (全課))

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

近年の高齢化等に伴う要配慮者の増加、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、市は各機関と連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等に協力し、総合的な風水害対策の実施を図る。

1 防災上問題となる事項の専門的調査研究

次の事項について、専門的調査を実施するよう努め、今後の防災アセスメントのための基礎資料とする。

- (1) 洪水
- (2) 地震
- (3) 液状化
- (4) 地すべり、斜面崩壊、土石流
- (5) 火山噴火

2 防災アセスメントの実施と地域防災カルテの作成

災害の危険性を地域の実状とあわせて的確に把握するため、防災アセスメントをできるだけ速やかに実施するよう努める。また、防災アセスメントの成果をもとに防災マップ、地域防災カルテ等も作成する。

3 防災に関する刊行物及び情報等の収集・整理

防災に関する学術刊行物等については、随時、収集整理に努める。また、科学技術は日々進歩し、特に、今日の情報通信分野での進歩はめざましいものがある。これらの技術の防災行政への活用の検討を進める。

- (1) インターネット及び市内 LAN の活用
- (2) 住民情報とリンクさせた GIS (地理情報システム) の活用
- (3) 防災面でのマルチメディアの活用

4 消防対策に関する調査

消防機関が震災風水害等の災害時において、迅速、的確な防災活動、避難救助及び救急に関する行動（以下「防災活動」という。）を容易ならしめるために次により調査し、これを精通するとともに、その保全を期するものとする。

(1) 消防地理調査

この調査は、消防機関が災害時における適切な消防活動を行うために地理を調査しておくものである。

ア 調査の対象となる消防地理

- (ア) 地形、地物

- (イ) 道路、橋
- (ウ) 建物、危険物貯蔵所
- (エ) 水防庫
- (オ) その他防災防御活動上注意を要する箇所

イ 調査の方法

消防署員及び消防団員により地域別に調査する。

- (ア) 消防署員は定期的に点検を行う。
- (イ) 消防団員は地域別に調査を行う。

ウ 調査結果の処理

地域別に略図を作成し、調査結果を記入処理する。

- (ア) 消防署員は地域別に台帳に記入及び略図を作成する。
- (イ) 消防団員は別に定める様式により記入し、保管する。

エ 協議

道路を占有しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届出しなければならない。

オ 重要対象物

大規模な火災、地震が発生した場合は、避難者及び傷病者の救護のために優先的に確保する。

- (ア) 浅間総合病院、くろさわ病院、金澤病院、佐久総合病院、雨宮病院、川西赤十字病院
- (イ) 各種学校
- (ウ) 集会場、公会場

(2) 消防水利調査について

消防水利調査は、消防活動に必要な消防用水利の状況と災害時に予想される水利障害について調査する計画を定めておくものである。

ア 消防水利の対象となる調査

- (ア) 消火栓
- (イ) 防火水槽
- (ウ) 河川
- (エ) 貯水池
- (オ) 池
- (カ) プール
- (キ) 井戸水
- (ク) その他消防水利として利用できるもの

イ 調査

消防署員及び消防団員により地域別に調査する。

(ア) 消防署員は定期的に調査を行う。

ウ 調査結果の処理

地域別に略図を作成し、調査結果を記入処理する。

(ア) 消防職員は地域別に台帳に記入及び略図を作成する。

(イ) 消防団員は別紙様式に調査結果を記入し、保管する。

エ 協議

消防水利に関し、関係法令に基づく同意、協議又は意見を求められたときは、別に定めるところにより処理する。

オ 防火水槽の設置

防火水槽を設置しようとする土地の所有者、管理者又は占有者で権限を有するものと当該土地の占有又は使用について契約を締結し設置する。

カ 消防水利の基準

消防水利の基準は、消防法第 20 条第 1 項の規定に定める消防庁の勧告する基準による。

(3) 災害危険区域等の調査

この調査は災害の発生した場合の延焼拡大危険防災活動上極めて困難な地域又は水利不足地域に対して調査しておくものとする。

ア 調査対象となる災害危険区域

木造建物密集箇所、許可施設危険物、高圧ガス危険箇所、風水害危険箇所等の災害が発生した際に拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大規模建物等の特殊建物について調査する。

イ 調査方法

定期又は必要に応じて消防署員、団員により地域別に調査する。

ウ 調査結果の処理

地域別に略図を作成し、調査結果を記入処理する。

(4) 被害想定図の作成

この調査は市街地、密集地、危険物貯蔵施設、水利、気象状況等の悪条件下に災害が発生した場合にその被害の波及が予想される想定図を作成して諸対策の資料に供するものとする。

ア 調査の対象となる消防対象物又はその区域、市街地、密集地及び特殊建築物に対し、消防上の必要事項を調査する。

イ 調査の方法

消防署員、団員により地域別に調査する。

ウ 調査結果の処理

地域別に想定図を作成し、消防上必要な事項を記入する。

5 観測体制の整備等

国、県等が行う観測施設の設置等に協力し、長野地方気象台等の関係機関が発表するデータと総合調整した、24 時間体制での観測を検討する。

第 36 節 観光地の災害予防計画

(経済部 (観光課))

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

また、近年増加している外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努め、防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害発生時に備えて市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (3) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保策

- (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- (3) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

3 関係機関が実施する計画

- (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- (2) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

第 1 節 非常参集職員の活動

(全部 (全課))

市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織をあげて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置
警戒一次体制	○総務部、企画部、経済部、建設部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。 ○台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。 ○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときで総務部長が必要と認めたとき ○気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 150 ミリ程度見込まれるとき。	市長が必要と認めたとき、警戒本部を設置
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○警戒レベル 3 高齢者等避難が発令できる体制をとる。 ○警戒レベル 4 避難指示が発令できる体制をとる。 ○避難所等を開設・運営できる体制をとる。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○各部局が所管する危険箇所等のパトロールを行う。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○台風接近時における大雨警報又は暴風警報が発表されたとき。 ○台風が、あらかじめ県内に接近又は通過すると見込まれるとき。 ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき。 ○国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○河川の水位が氾濫注意水位 (レベル 2) に達したとき。 ○気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 200 ミリ程度見込まれるとき。	市長が必要と認めたとき設置

非常体制	○避難所等を運営及び増設できる体制をとる。 ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○災害対策本部が設置されたとき。 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 ○顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ○次の状況下で、市長が必要と認めたとき。 ・局地的な災害が発生したとき。 ・大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 ○河川の水位が氾濫危険水位（レベル 4）に達したとき。 ○気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 250 ミリ程度見込まれるとき。 ○令和元年東日本台風（台風第 19 号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。	自動的に設置
緊急体制（全体）	○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 ○気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 300 ミリ程度見込まれるとき。	

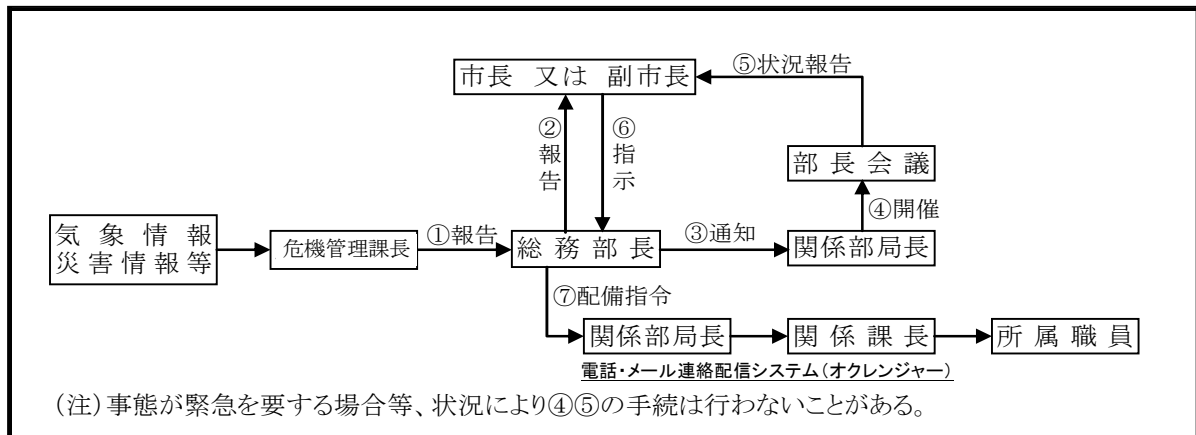
2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

- ア 総務部危機管理課長は、気象情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する。
- イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市長又は副市長に報告するとともに、関係部局長に対し、所属職員による情報収集・連絡活動を実施するよう通知する。また、必要に応じて部長会議を開催し、事態の推移に対応できるようにする。
- ウ 総務部長の報告を受けた市長又は副市長が必要と認めたとき、又は部長会議が必要と判断し、市長又は副市長にその旨報告したときは、前記 1 に掲げるいずれかの配備体制をとる。

エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長に配備指令を伝達するとともに、庁内連絡配信システムにより職員に周知する。（後掲「**配備指令発令様式**」参照）

オ 関係部局長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。



(2) 勤務時間外

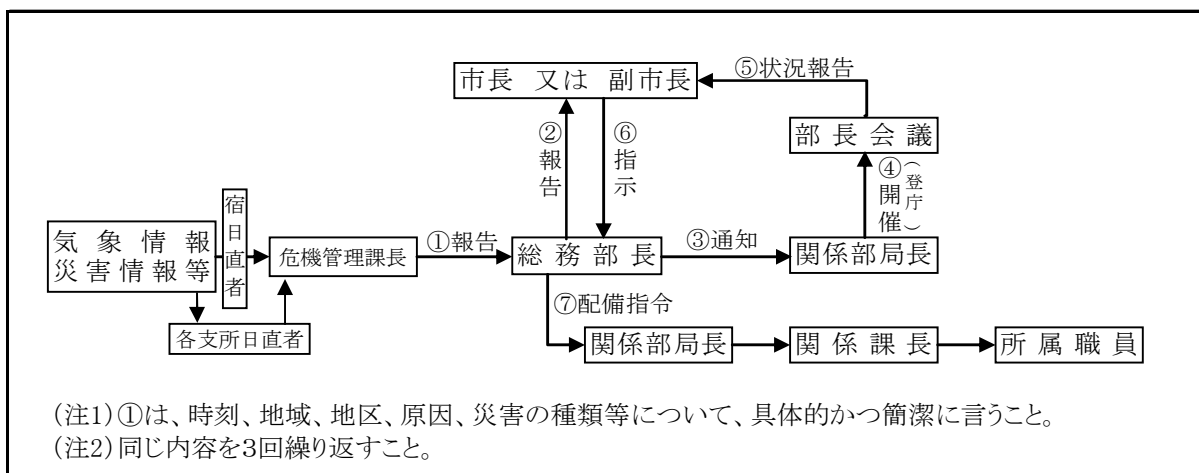
ア 当直者は、気象情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長及び危機管理課長に報告する。

イ 総務部長（危機管理課長）は、当直者の報告を受けたときは、市長又は副市長に報告するとともに、必要に応じて部長会議を開催するため、各部局長に登庁するよう電話等により連絡する。

ウ 総務部長（危機管理課長）の報告を受けた市長又は副市長が必要と認めたとき、又は部長会議が必要と判断し、市長又は副市長にその旨報告したときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制をとる。

エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長及び各支所長に配備指令を電話等により伝達する。

オ 関係部局長及び各支所長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。



配備指令発令様式

危機管理課より、お知らせします。	
①	1. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	2. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	1. 「警戒二次体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	2. 「非常体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	3. 「緊急体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注1) ①は時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

3 職員の参集

(1) 動員配備人員の一般的基準

部・課等		警戒 一次体制	警戒 二次体制		非常体制	緊急体制 (全体)
活動の種類		情報収集	情報収 集	避難情報を 発信する場合	災害対策本部 設置	災害対策本 部設置
総務部	危機管理課	2	4	全職員	全職員	全職員
	総務課	0	2	4	全職員	全職員
	秘書課	0	1	1	全職員	全職員
	財政課	0	2	3	全職員	全職員
	税務課	0	0	3	全職員	全職員
	収税課	0	0	3	全職員	全職員
	臼田支所	1	2	5	全職員	全職員
	浅科支所	1	2	2	全職員	全職員
	望月支所	1	2	14	全職員	全職員
	選挙管理委員 会・ 監査委員事務局	0	0	2	全職員	全職員
企画部	企画課	0	2	2	9	全職員
	広報広聴課	1		2	4	全職員
	情報政策課	0		2	5	全職員
	契約課	0		2	4	全職員
	移住交流推進課	0		2	5	全職員
市民 健康部	市民課	0	1	3	9 (出張所含む)	全職員
	人権同和課	0			3	全職員
	国保医療課	0			6	全職員
	健康づくり推進	0	1	1	7	全職員
環境部	環境政策課	0	2	3	7	全職員

部・課等		警戒 一次体制	警戒 二次体制		非常体制	緊急体制 (全体)
活動の種類		情報収集	情報収 集	避難情報を 発信する場合	災害対策本部 設置	災害対策本 部設置
	生活環境課	0			6	全職員
	下水道課	0	2	5	全職員	全職員
福祉部	福祉課	0	2	1 8	全職員	全職員
	子育て支援課	0		8	7	全職員
	保育所	0		0	園長(副園長)	全職員
	高齢者福祉課	0		1 7	5	全職員
	臼田学園	施設職員配置基準による				
経済部	農政課	1	2	全職員	全職員	全職員
	耕地林務課		2	全職員	全職員	全職員
	商工振興課	0	2	全職員	全職員	全職員
	観光課	0		全職員	全職員	全職員
	農業委員会事務	0	0	全職員	全職員	全職員
建設部	土木課	1	5	5	全職員	全職員
	道路建設課	0			全職員	全職員
	都市計画課	0			全職員	全職員
	公園緑地課	0			全職員	全職員
	建築住宅課	0			全職員	全職員
会計局	会計課	0	1	1	4	全職員
学 校 教育部	学校教育課	0	2	4	全職員	全職員
	教育施設課	0			全職員	全職員
	学校給食課	0			7	全職員
	小中学校	学校職員配置基準による				
社 会 教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員
	文化振興課	0		4	13	全職員
	体育課	0		2	5	全職員
	中央図書館	0		2	5	全職員
	近代美術館	0		1	2	全職員
議会事務局		0	1	1	3	全職員
浅 間 総合病院	浅間総合病院	0	1	1	浅間総合病院職員配置 基準による	

(2) 職員の自主参集

ア 職員は日頃からテレビ、ラジオ等の災害関係情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報、周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

イ 激甚な被害が発生し、電話等通信連絡が不能になっている場合、職員は情勢判断により、自ら進んで災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受けるものとする。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を装着する。
携行品	・ 状況に応じ、次のものを持って参集のこと（おおむね 3 日分の必要量）。 ・ 筆記具、飲料水（水筒）、懐中電灯（携帯ライト）、食料、携帯ラジオ、 応急医薬品、タオル、防寒具（冬期等）、身分証明書（名刺）、 携帯電話・スマートフォン、充電器
安全参集	・ 車の運転には十分注意する。 ・ 徒歩の場合は、危険箇所を避ける（河川、山腹寄り）。 ・ 安全を最優先し、無理な参集はしない。
緊急 措置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を 求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、そ の活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被害 状況 報告	・ 被災者、救助活動の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ ライフラインの状況 ・ 鉄道及び幹線道路等の状況 ・ 農地、農作物、農業施設等の状況

4 佐久市災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 規定により、佐久市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎（4F 特別会議室、8 階大会議室）に置く。また、市役所本庁舎が被災したときは、市長が指定した公共施設に置く。

(2) 本部の閉鎖

災害の発生するおそれがなくなつたと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

(3) 設置及び閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

本部の設置及び閉鎖の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各部班	庁内放送、庁内LAN（支所）、電話その他迅速な方法	総務部 危機管理班
県 （佐久地域振興局）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
県警 （代表佐久警察署）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
指定公共機関等	電話その他迅速な方法	
住民（全地域）	佐久ケーブルテレビ	企画部 広報聴取班
	エフエム佐久平	
	さくネット、さくステ、SNS	
	Lアラート	
報道機関	口頭又は文書	
	記者会見（随時）	

5 本部の組織、運営等

本部の組織運営及び事務分掌は、佐久市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、佐久市災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という）を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 本部組織

本部の組織は、資料 15－1 に示すとおり構成する。

(2) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副本部長は副市長をもってあてる。

イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

(3) 本部長付

ア 本部に本部長付を置き、教育長をもってあてる。

イ 本部長付は、本部長の命を受け、特定の事務を掌理する。

(4) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、佐久市組織条例（平成 17 年条例第 12 号）第 2 条に規定する部等の部長、議会事務局長をもってあてる。

(5) 本部員会議

ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに、本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

ウ 本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部員会議を開催する。この場合、副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集し、各部の配備体制及び緊急措置事項を報告する。

エ 本部員会議においては、次の事項について協議、決定する。

(ア) 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること。

(イ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

(ウ) 災害対策経費の処理に関すること。

(エ) 災害救助法の適用の意見に関すること。

(オ) その他災害対策の重要事項に関すること。

(6) 部及び班

本部に置く部及び班の名称及び事務分掌は、資料 15－1 に掲げるとおりとする。

また、その長となる職員及び班員となる職員は、資料 15－1 に掲げるとおりとする。

(7) 支部及び班

臼田地区、浅科地区、望月地区に支部を置く。

支部に置く班の名称及び事務分掌は、資料 15－1 に掲げるとおりとする。

また、その長となる職員及び班員となる職員は、資料 15－1 に掲げるとおりとする。

(8) 現地災害対策本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

イ 現地本部長は副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

(9) 本部の標識等

ア 標示板

本部が設置されたときは、資料 15－1 に示す標識を掲げる。

イ 腕章

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、班長、及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、資料 15－1 に示す腕章を着用するものとする。

6 防災中枢機能等の確保

(1) 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、総務部長が代理する。

(2) 拠点としての機能の確保

市庁舎は、防災拠点の中枢である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

ア 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

イ 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

(ア) 本庁

a 自家発電設備の容量

発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
104kVA	重油	3,000 リットル	72 時間

b 自家発電設備により使用できる機器

- (a) エレベーター（ただし、地震発生時等には使用しない。）
- (b) 消火・給排水ポンプ
- (c) 市民ホール
- (d) 本庁舎 4 階危機管理課から秘書課まで
- (e) 電算室
- (f) 電話、FAX（1 回線）

(イ) 望月支所（駒の里地域ふれあいセンターと共用）

a 自家発電設備の容量

発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
150kVA	灯油	190 リットル	4 時間

b 自家発電設備により使用できる機器

- (a) 消火栓設備・給水ポンプ
- (b) 電気室給排気設備
- (c) 庁舎内非常用コンセント

ウ 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗便所等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。また、配備職員のための食料の確保を行う。

(3) 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

- ア 災害対策図板の設置
- イ 被害状況図板の設置
- ウ 携帯ラジオ及びテレビの確保
- エ 懐中電灯等照明用具の確保
- オ その他必要資機材の確保

第2節 災害直前活動

(全部 (全課))

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の受領・伝達

(1) 警報等の種類及び発表基準

後掲の別紙を参照のこと。

(2) 警報等の受領・伝達

警報等は総務部危機管理課長が受領し、速やかに関係各部局(課)に伝達する。

また、特別警報の発表通知を受けた場合、または自ら知った場合は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行うものとする。

気象警報・注意報等伝達先

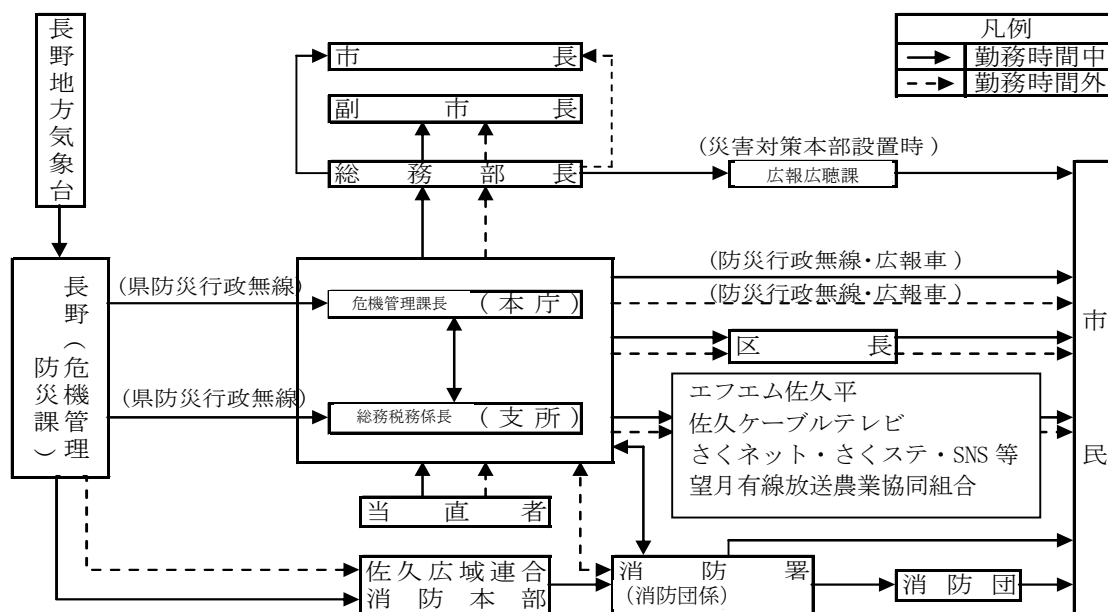
気象警報・注意報の種類	伝達先									
	生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課
注意報										
風雪						○				
強風			○	○		○				
大雨			○	○		○	○			○
洪水			○	○		○	○			○
大雪			○	○		○	○			
雷			○	○						
乾燥										
濃霧										
雪崩										
霜			○							
着氷・着雪			○							
低温			○							
融雪										
警報										
暴風		○	○	○	○	○	○	○	○	○

気象警報・注意報の種類	伝達先									
	生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課
暴風雪		○	○	○		○	○	○	○	○
大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洪水	○	○	○	○		○	○	○	○	○
大雪		○	○	○		○	○	○	○	○
特別警報										
大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大雪	○	○	○	○		○	○	○	○	○
暴風	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暴風雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他										
火災気象情報										

2 警報等の住民に対する伝達活動

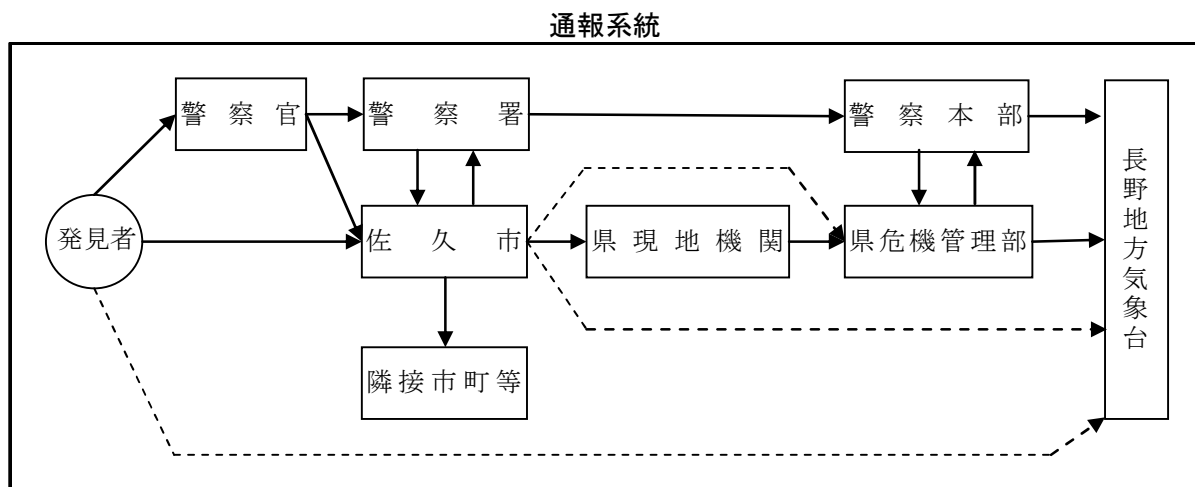
気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

市は、関係機関から通知を受けた注意報・警報等及び指示事項が必要と認められた場合、速やかに住民に周知徹底する。



3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- (2) 通報を受けた市長あるいは警察官は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。
その際市長は、地域振興局あるいは建設事務所、佐久保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。
- (3) その他の関係機関は、下記通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。



4 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し災害に備える。（具体的な活動については、本章第13節「避難収容及び情報提供活動」を参照のこと。）

5 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

「佐久市水防計画」に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。
その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を河川管理者・警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。

警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。

注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
-----	-------	--

(3) 警報・注意報発表基準一覧表

気象警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

情報の取扱いについては、警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

別表 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 長野地方気象台（令和 6 年 5 月 23 日現在）

佐久市	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村をまとめた地域	佐久地域	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	7
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	100
	洪水	流域雨量指数基準	布施川流域＝7.2 濁川流域＝7.3 湯川流域＝24.5 中沢川流域＝4.5 片貝川流域＝7.2 滑津川流域＝19.4 志賀川流域＝13.1 雨川流域＝9.8 谷川流域＝5.9 鹿曲川流域＝17.5 細小路川流域＝8.2 八丁地川流域＝13.1
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（7, 7） 湯川流域＝（5, 23.6） 中沢川流域＝（7, 4） 滑津川流域＝（5, 19.2） 志賀川流域＝（5, 12.9） 雨川流域＝（5, 8.8） 谷川流域＝（5, 5.9） 鹿曲川流域＝（7, 12.9） 千曲川流域＝（7, 37.1）
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	暴風	平均風速	平均風速 17m/s
	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	76
	洪水	流域雨量指数基準	布施川流域＝5.7 濁川流域＝5.8 湯川流域＝19.6 中沢川流域＝3.6 片貝川流域＝5.7 滑津川流域＝15.5 志賀川流域＝10.4 雨川流域＝7.8 谷川流域＝4.7 鹿曲川流域＝14 細小路川流域＝6.5 八丁地川流域＝10.4
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（5, 5.5） 湯川流域＝（5, 15.7） 中沢川流域＝（5, 2.9） 片貝川流域＝（5, 4.5） 滑津川流域＝（5, 15.5） 志賀川流域＝（5, 8.3） 雨川流域＝（5, 7.8） 谷川流域＝（5, 4.7） 鹿曲川流域＝（5, 9.6） 細小路川流域＝（5, 5.2） 千曲川流域＝（5, 33.4）
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	強風	平均風速	平均風速 13m/s
	風雪	平均風速	平均風速 13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55% ＊2	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。 または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上	

低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

(4) 警報・注意報基準一覧表（別表）の解説

ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

ウ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

エ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

オ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

カ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表の土壌雨量指数基準は、市の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ参照

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)

キ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

ク 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表は、主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、気象庁ホームページ参照

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)

ケ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その地点の基準値は、気象庁ホームページ参照

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)

コ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「千曲川上流〔下越・塩名田〕」は、洪水警報においては、「指定河川である千曲川に発表された洪水予報において、下越・塩名田の基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「下越・塩名田の基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

サ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川（対象河川：千曲川）について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報又は注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量

を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、長野県知事が水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

※水防警報の内容及び水防活動の詳細は、佐久市水防計画書を参照。

3 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル危険度分布 (大雨警報(浸水害)の危)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）（以下「県発表単位」という）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。佐久市内で危険

度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

長野県の雨量による発表基準は、1 時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県中部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の地域対象と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね 1 時間である。

第3節 災害情報の収集・連絡活動

(全部 (全課))

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関に報告するものとする。

1 災害情報の収集・調査

(1) 情報の収集方法

次の方法により、市域における災害情報、被害状況を収集・調査する。これらの情報は、総務部危機管理課において集約する。

ア 職員参集時の情報収集

すべての職員は、参集時において各地の被害状況等を収集する。

イ 所管施設等についての調査

市が所管する施設等についての被害状況調査は、それぞれの所管課において行う。

ウ 区ごとの情報収集

行政区ごとに配置された災害通報担当職員は、区長等の協力を得て被害状況等を収集する。

(2) 情報収集の優先順位

(1)において収集すべき情報の内容の優先順位は、次のとおりとする。

ア 人命にかかわる情報

イ 災害の拡大及び二次災害の発生に関する情報

ウ 被害状況に関する情報

(3) 県及び防災関係機関との連携

被害状況等の収集に当たっては、県及び防災関係機関との連携を密にし、相互の情報提供により、より正確な状況の把握に努める。

2 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	認 定 基 準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

3 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 県への報告

市は、市が調査機関として定められている事項について被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(3) 国（消防庁）への報告

次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

ア 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡可能となった時点で直ちに通常ルートに戻す。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。

連 絡 先

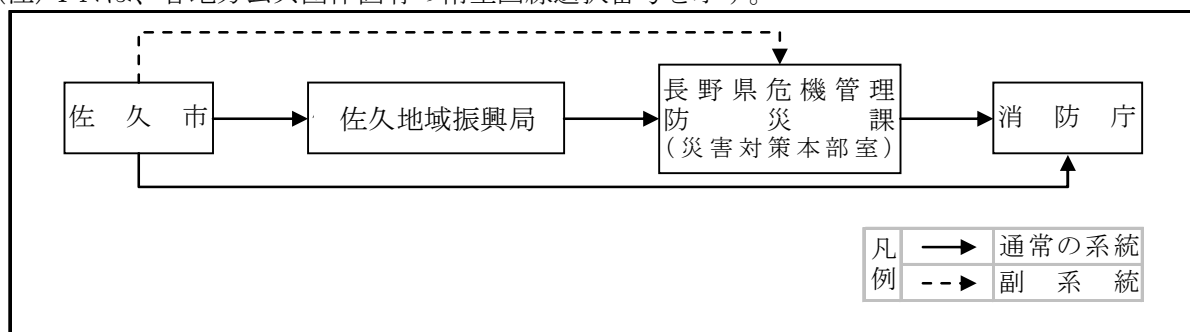
○長野県危機管理防災課

回線別\区 分		平日（8：30～17：15） ※危機管理室内	左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話
N T T回線	電 話	026-235-7182	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○平常時 ・室職員所持携帯電話
	F A X	026-233-4332	
長野県防災行政無線 （地上系）	電 話	8-231-（5204） カッコ内 5200～5213 も可	
	F A X	8-231-8741	
長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話	1-231-（5204） カッコ内 5200～5213 も可	
	F A X	1-231-8741	
（財）自治体衛星通信機構 （lascom）	電 話	03-3434-7348	
	F A X	03-3434-7349	
	U R L	http://www.lascom.or.jp	

○消防庁

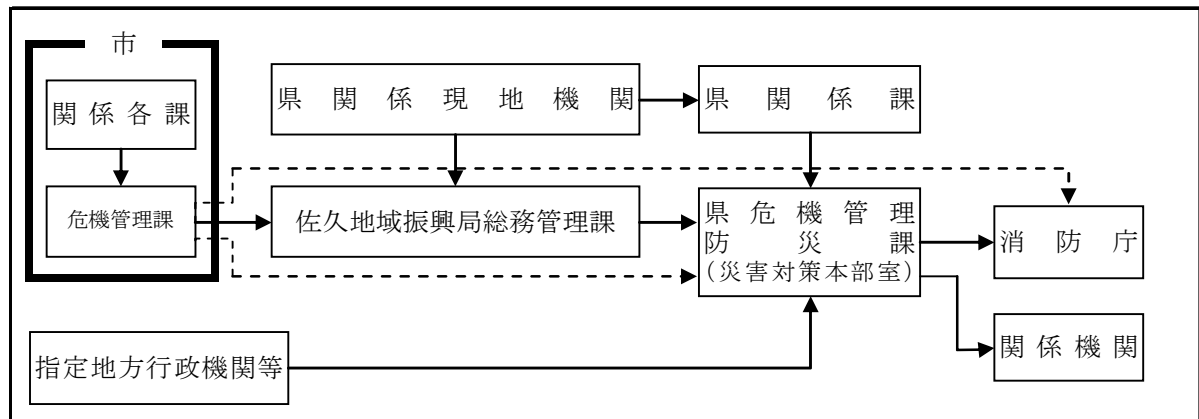
回線別\区 分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※危機管理センター（開庁時間外）
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電 話	T N-048-500-7527	T N-048-500-7782
	F A X	T N-048-500-7537	T N-048-500-7789

（注）T Nは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。



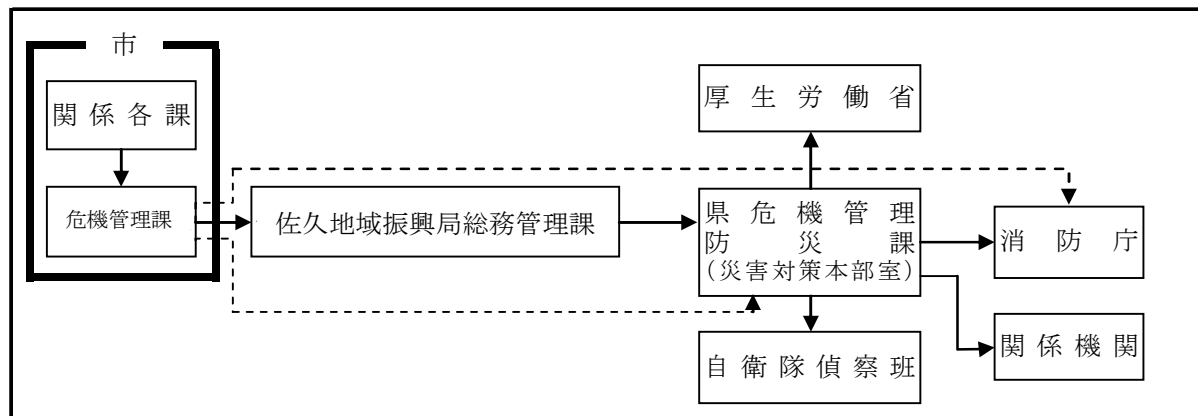
◎佐久市の災害情報連絡系統

(1) 概況速報（様式第1号）



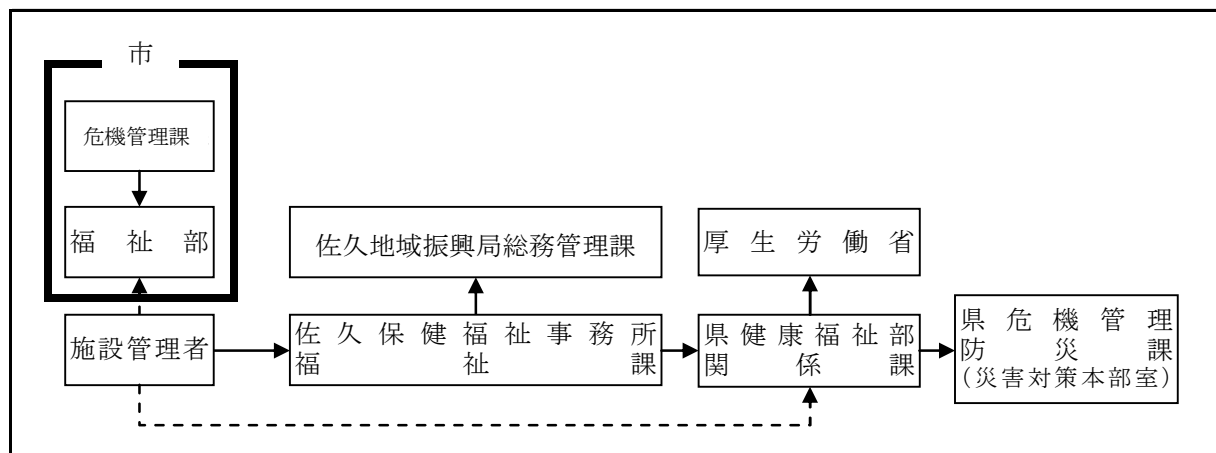
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

避難等避難状況報告（様式第2-1号）

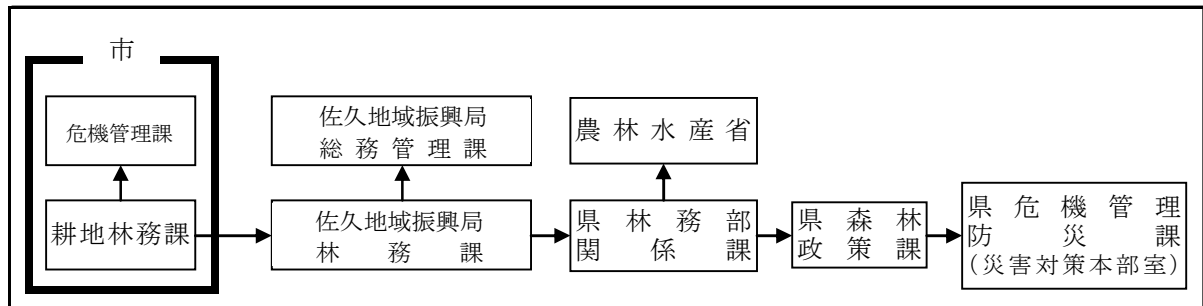


(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）

ア 社会福祉施設・職員訓練施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関するものを除く）

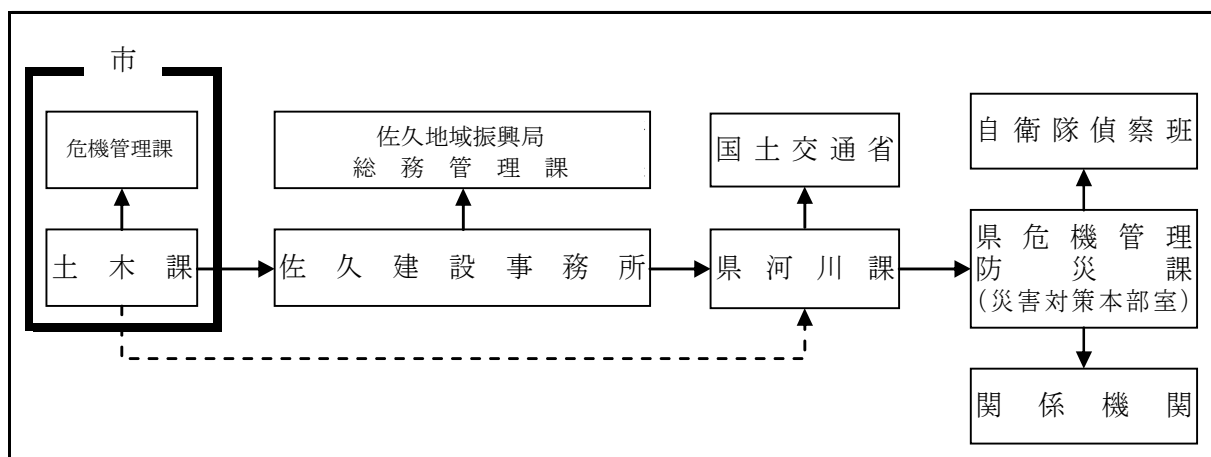


(5) 林業関係被害状況報告（様式第6号）

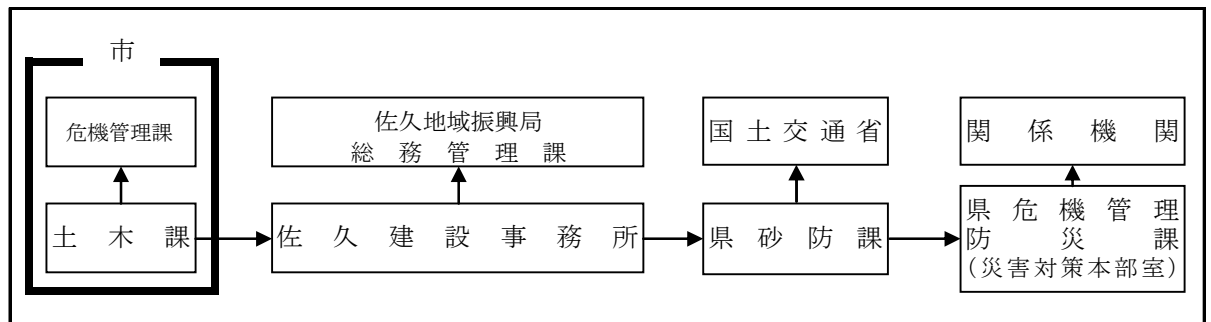


(6) 土木関係被害状況報告（様式第7号）

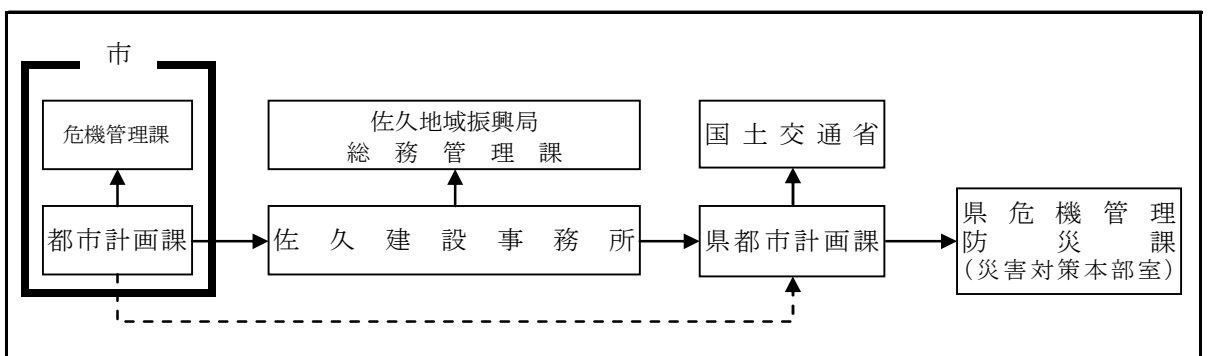
ア 公共土木施設被害状況報告等



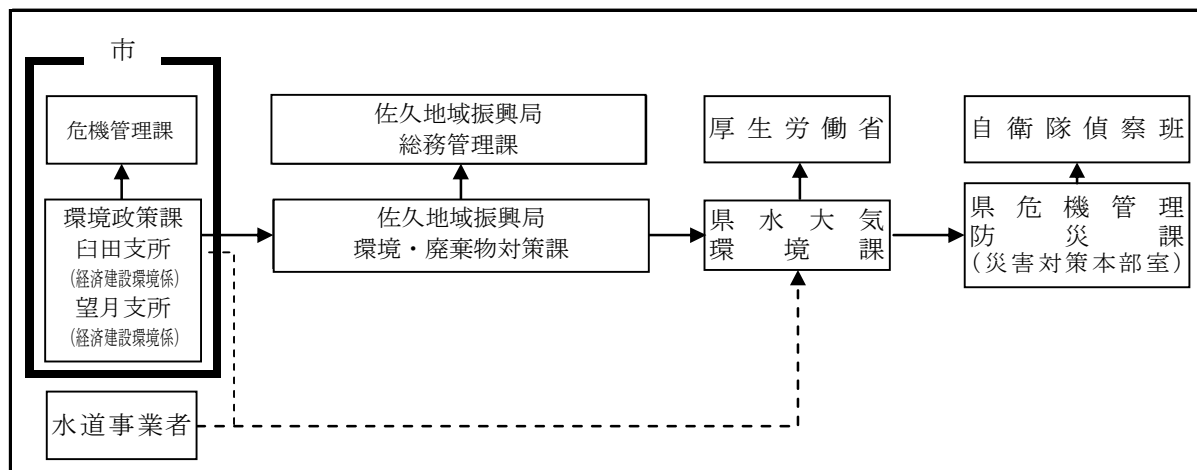
イ 土砂災害等による被害報告



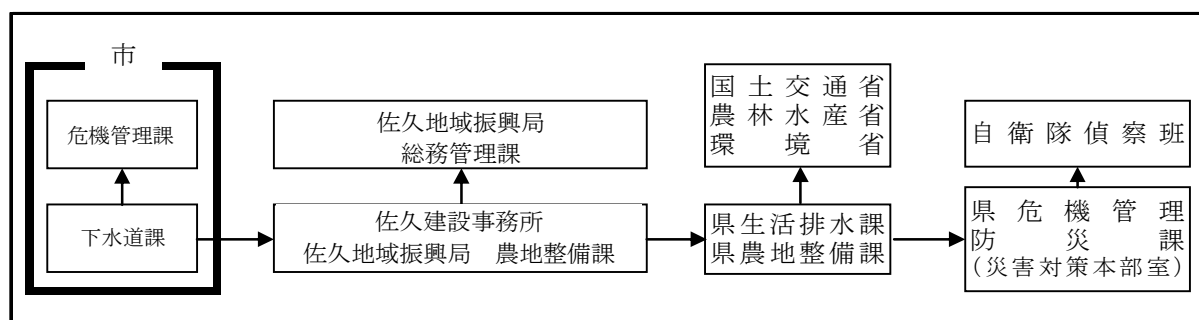
(7) 都市施設被害状況報告（様式第8号）



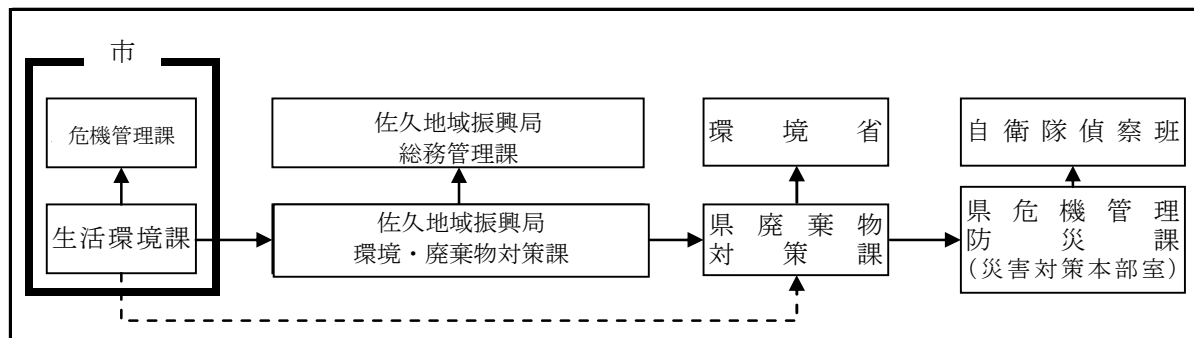
(8) 水道施設被害状況報告（様式第9号）



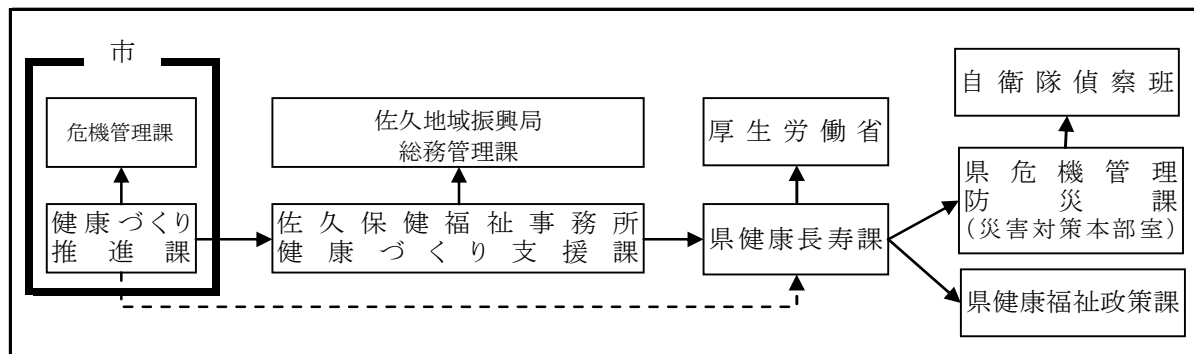
(9) 下水道施設被害状況報告



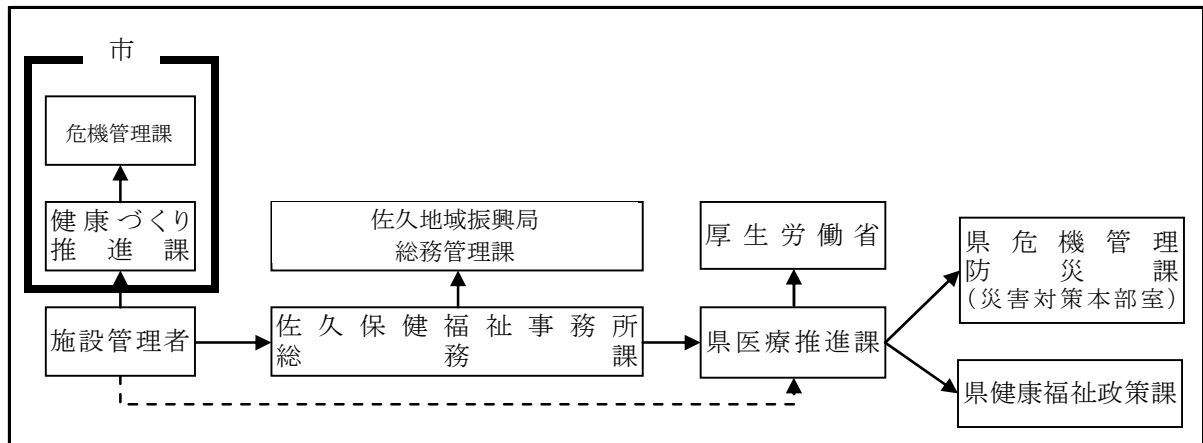
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）



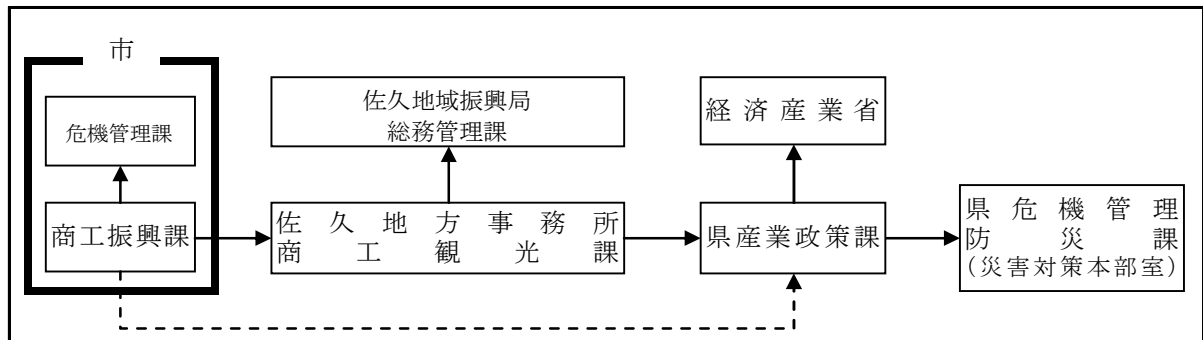
(11) 感染症関係報告（様式第11号）



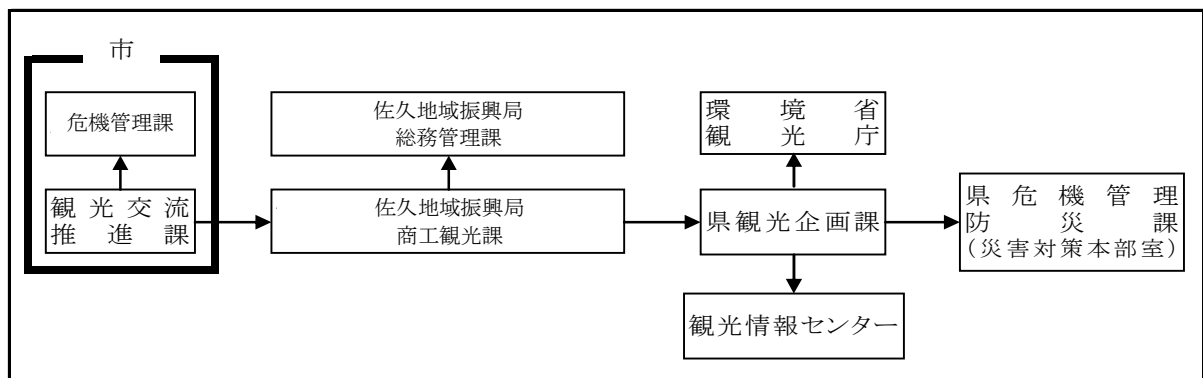
(12) 医療施設関係被害状況報告（様式第 12 号）

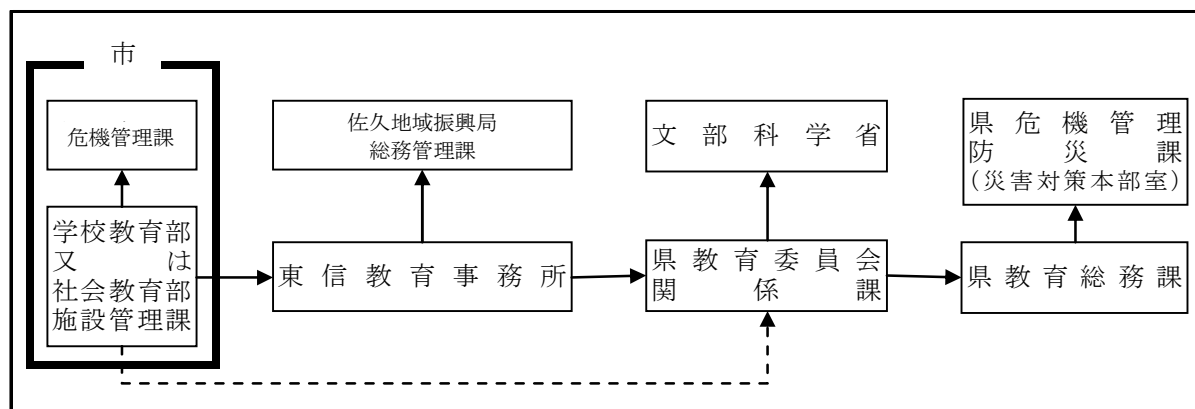


(13) 商工関係被害状況報告（様式第 13 号）



(14) 観光施設被害状況報告（様式第 14 号）





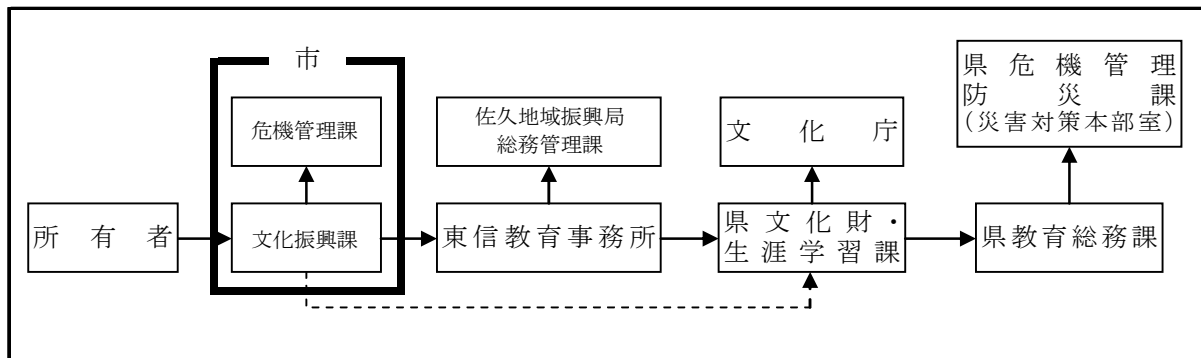
The organizational chart illustrates the disaster management system in the city of Saka. At the top level, the 'City of Saka' (市) is represented by a large bracketed box containing the 'City Disaster Management Office' (危機管理課) and the 'City Education and Social Education Facility Management Office' (学校教育部は社会教育部施設管理課). The 'City Disaster Management Office' is connected to the 'City Education and Social Education Facility Management Office' by a solid arrow. The 'City Education and Social Education Facility Management Office' is connected to the 'Facility Manager' (施設管理者) by a dashed arrow labeled '連絡' (Contact). The 'Facility Manager' is connected to the 'Saka Regional Revitalization Bureau General Management Office' (佐久地域振興局総務管理課) by a solid arrow. The 'Facility Manager' is also connected to the 'Prefectural Education Committee' (県教育委員会) by a solid arrow. The 'Prefectural Education Committee' is connected to the 'Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology' (文部科学省) by a solid arrow. The 'Prefectural Education Committee' is also connected to the 'Prefectural Education General Management Office' (県教育総務課) by a solid arrow. The 'Prefectural Education General Management Office' is connected to the 'Prefectural Disaster Management and Prevention Office (Disaster Response Main Office)' (県危機管理防災課(災害対策本部室)) by a solid arrow. The 'Prefectural Education Committee' is also connected to the 'Prefectural Finance Office' (県管財課) by a solid arrow.

```

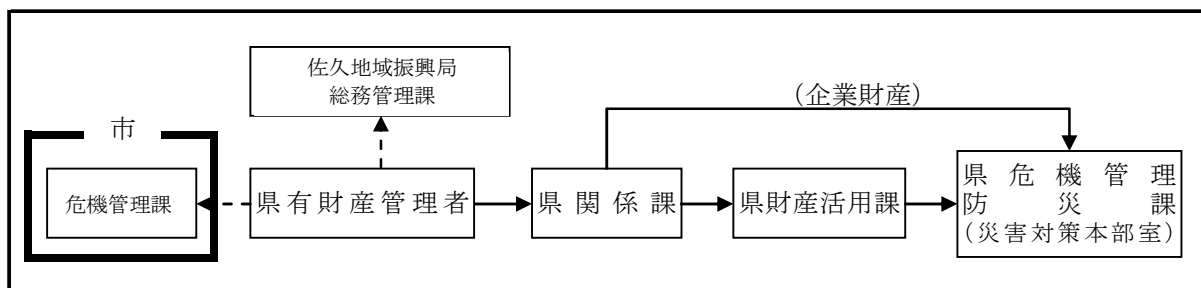
graph TD
    subgraph City [市]
        CMK[危機管理課]
        CESFMO[学校教育部は  
社会教育部  
施設管理課]
        CMK --> CESFMO
    end
    CESFMO -.->|連絡| FM[施設管理者]
    FM --> SJRBO[佐久地域振興局  
総務管理課]
    FM --> PEC[県教育委員会]
    PEC --> MEXT[文部科学省]
    PEC --> PEGMO[県教育総務課]
    PEGMO --> PCMO[県危機管理  
防災課  
(災害対策本部室)]
    PEC --> PCF[県管財課]
  
```

```
graph TD; subgraph Local_Government [佐久地域振興局]; LG_GM[総務管理課]; LG_FM[施設管理者]; LG_City[市]; LG_SE[学校教育部]; LG_DM[危機管理課]; LG_FM --> LG_GM; LG_SE --> LG_FM; LG_DM --> LG_SE; end; subgraph Prefecture [県]; Pref_DM[県危機管理課 (災害対策本部室)]; Pref_IP[県情報公開・私学課]; Pref_ED[県教育総務課]; end; subgraph National_Government [文部科学省]; end; LG_GM --> Pref_IP; LG_IP --> National_Government; Pref_IP --> Pref_ED; Pref_ED --> Pref_DM; Pref_IP -.-> LG_SE; Pref_IP --> Pref_IP; Pref_IP --> Pref_IP;
```

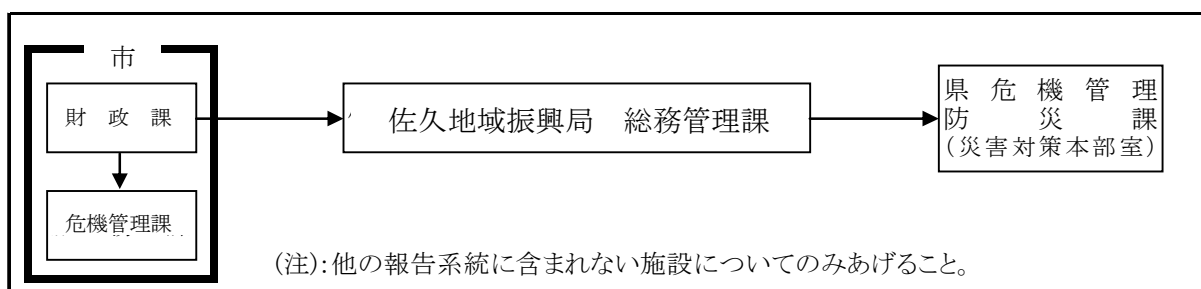
エ 文化財



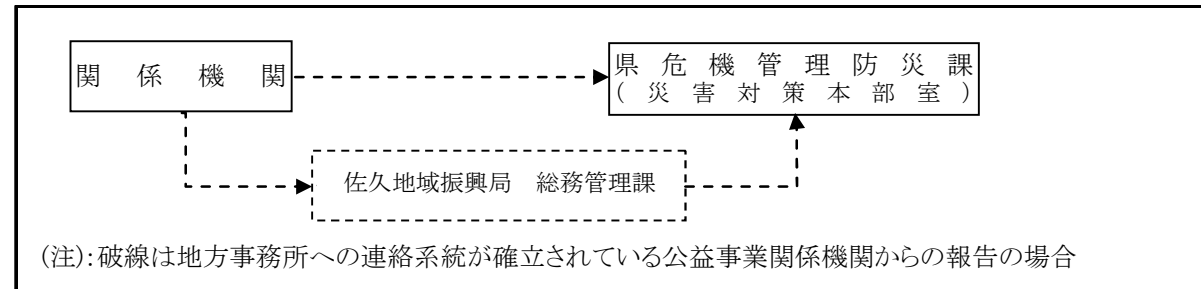
(16) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告



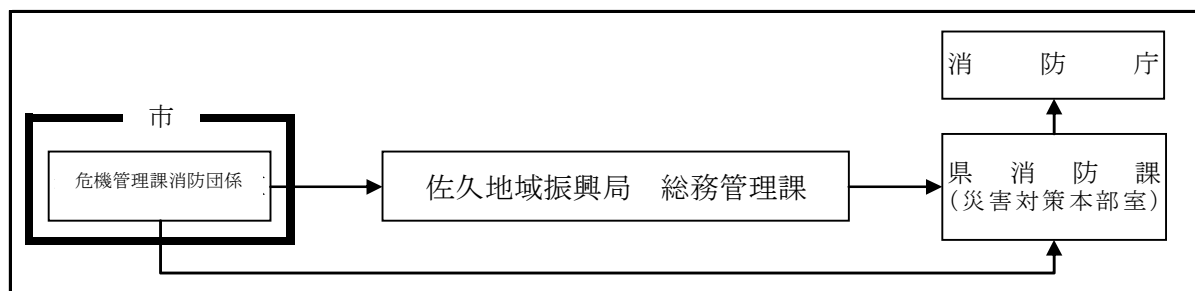
(17) 市有財産の被害状況報告（様式第17号）



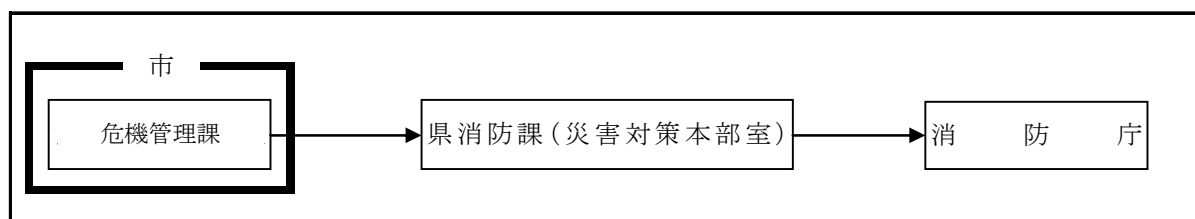
(18) 公益事業関係被害状況報告（様式第18号）



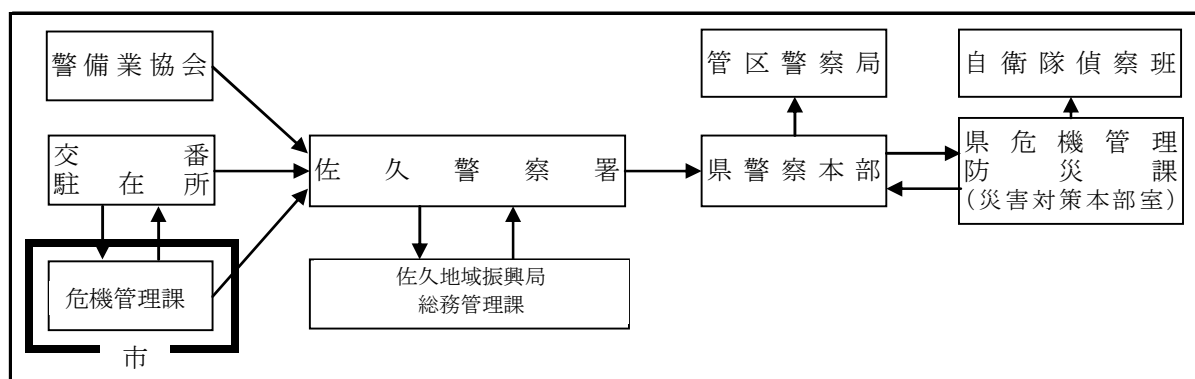
(19) 火災即報（様式第19号）



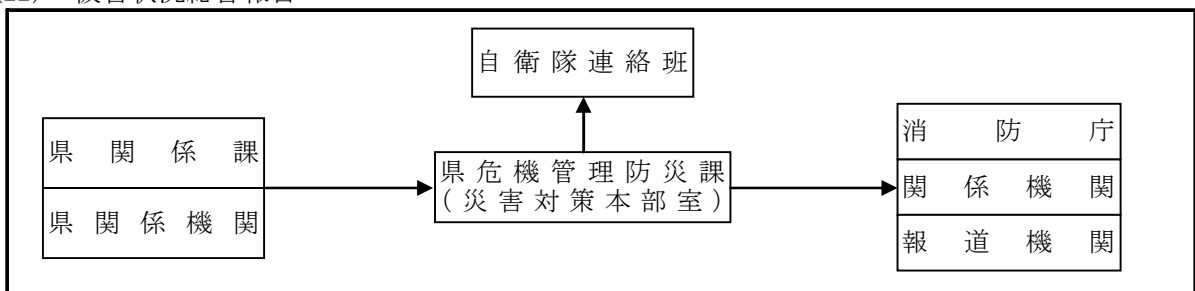
(20) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式第19号の2）



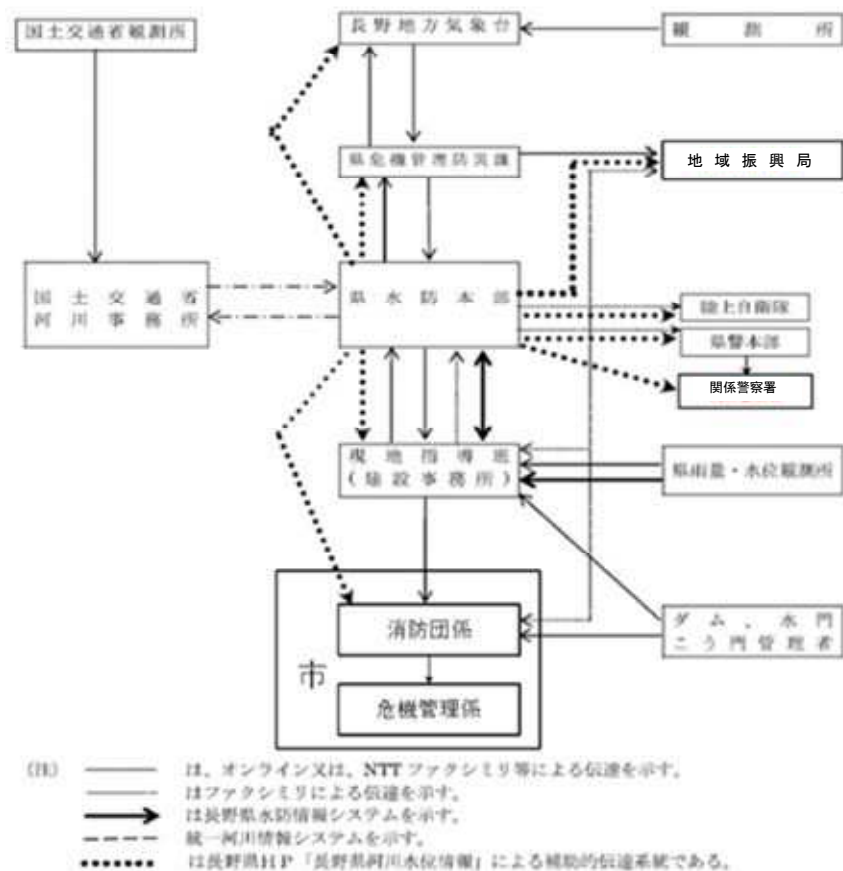
(21) 警察調査被害状況報告



(22) 被害状況総合報告



(23) 水防情報
雨量・水位の通報



4 通信手段の確保

(1) 有線通信による方法

ア 災害時優先電話（資料 10－4 参照）

災害が発生すると、電話が殺到し電話局の交換機がラッシュ状態となり、電話がかかりにくくなる。いわゆる「ふくそう現象」で、NTTではこのふくそうを防止し防災関係機関の通信を確保するため、一般の電話の発信を制限することがある。

したがって、災害が起き電話がかかりにくくなっている場合は、あらかじめ指定された災害時優先電話から発信する。なお、受信についての制限はない。

イ 公衆電話

現場からの通信連絡に一般の電話が発信を制限された場合は、グレーあるいは緑色の公衆電話を利用する。これらの公衆電話は、災害時優先電話に準じた取り扱いがされるため比較的にかかりやすい。

なお、停電等により電力が供給されていない場合は、カードは使用できないため、10 円硬貨を用いる。

(2) 無線通信による方法

有線通信施設が被害を受け不通となった場合は、次の通信手段を使用し、通信の確保を図る。

ア 長野県防災行政無線

市災害対策本部から県、報道各社等への通信に利用できる。

停電等により電力が供給されない場合は、屋上出口にある発電機により無線機の電力を確保し、利用する。

イ 携帯電話

携帯電話は無線機と同様、電波を利用している。ただし、災害時等には「ふくそう現象」により、かかりにくくなることが予想されるので、衛星携帯電話を活用する。

(3) 非常通信による方法

本市の所有する通信手段がすべて使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、資料 10－3 により近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

方法は、指定の通報用紙にあて先、本文、発信人等を記載し依頼する（様式編「非常通信依頼様式」参照）。

また、必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請等を行う。

第4節 広域相互応援活動

(総務部(危機管理課・総務課) 企画部(企画課))

災害発生時において、その規模及び被害状況等から佐久市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

1 長野県市町村災害時相互応援協定(資料5-6参照)

(1) 要請先

次に掲げる順位により、応援要請をする。

順位	要請方法	要請先	
1	佐久ブロック構成市町村への要請	小諸市・佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	
2	隣接するブロックの代表市町村への要請	上小ブロック	上田市
		諏訪ブロック	岡谷市

(2) 要請方法

次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により(1)の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

ア 被害の状況

イ 応援を要請する内容

(ア) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(イ) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(ウ) その他、必要な事項

(3) 応援の内容

ア 物資等の提供及び斡旋

(ア) 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等
- (エ) ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- (オ) 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- (カ) 火葬場

イ 人員の派遣

- (ア) 救護及び応急措置に必要な職員
- (イ) 消防団員

ウ その他

- (ア) 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- (イ) ボランティアの斡旋
- (ウ) 児童・生徒の受入れ

(4) 代表市町村としての役割

市は、佐久ブロック代表市町村として、次に掲げる業務を行うものとする。なお、佐久ブロック内で震度 6 強以上の地震が観測された場合は、代表市町村として県と連携し、先遣隊を派遣する。

ア 被災市町村の情報収集と状況把握（先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断）

イ 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

ウ 応援要請内容の所属広域行政圏構成市町村及び他の代表市町村への仕分け（コーディネート）

エ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

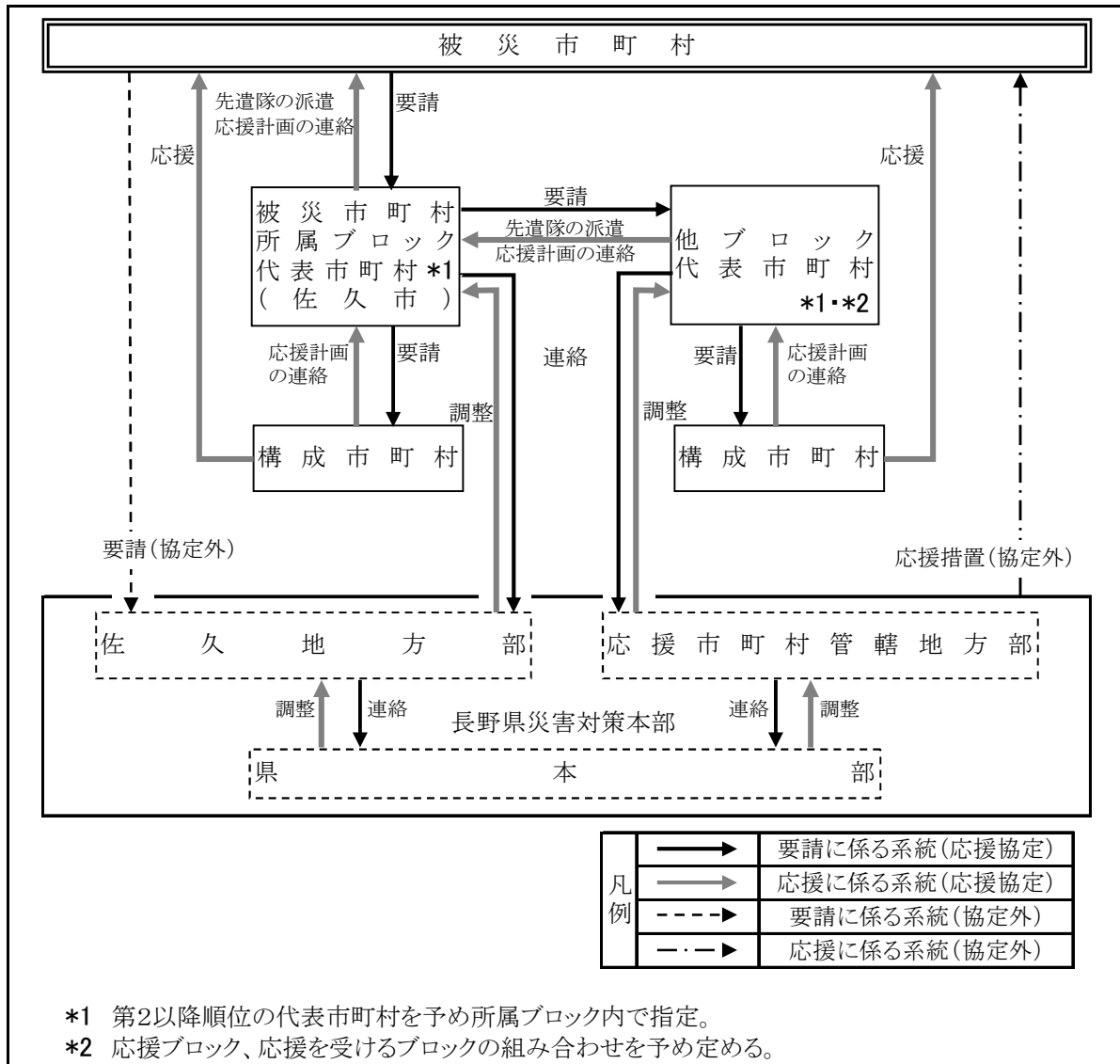
オ 応援活動等に関する県との連絡調整

カ 広域避難が行われる場合の体制を確立

キ その他、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



2 消防相互応援

(1) 県内市町村に対する応援要請(長野県消防相互応援協定(資料5-5参照))

市長は、消防署と連絡をとり、大規模災害等の非常事態の場合において災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合は、速やかに他の市町村の長等に対し応援を要請、先遣隊の受入等を行い、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

市長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第24条の3の規定による他都道府県からの消防の応援について、消防庁を通じて知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づくヘリコプター

ウ その他、他都道府県からの消防隊

3 その他の相互応援協定等

本編第 2 章第 5 節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請又は斡旋を求める。

6 受入体制の整備

応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整え、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

7 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

8 応援体制の確立

他市町村等が被災し、応援を要請された場合は、次の点に留意して応援活動を実施する。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

市は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

市は、要請側の指揮のもとで緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

市は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

市は、通信の途絶等により被災市町村等からの要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第5節 ヘリコプターの活用計画

(総務部(危機管理課・財政課))

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 県消防防災ヘリコプターの出動要請

- (1) 市長は、災害応急活動上必要があると認めたときは、県危機管理防災課に対し、県消防防災ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、佐久地域振興局及び消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
 - イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制
 - エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

種 類	機 種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412E P I	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料11－1参照）を選定し、必要な人員を配置するとともに、次の措置を行う。

ア 地馴らし

板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等を実施する。

イ 発着点の標示

ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用いて幅30cm程度の白線で直径20mの円を描き、中央にHの文字を記す。

ウ 風向の標示

地上風の状態をヘリコプターのパイロットに確認させるため、吹き流しを設置する。吹き流しは、布製で風速25m/s程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着に支障のないよう発着点からなるべく離れた地点で、かつ施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。なお、重度救急患者等で、早期の医療投入が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。
- (4) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

ア 災害の状況と活動の具体的内容

（物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等）

イ 活動に必要な資機材等

ウ ヘリポート及び給油体制

エ 要請者、現場責任者及び連絡方法

オ 資機材等の準備状況

カ 気象状況

キ ヘリコプターの誘導方法

ク 他のヘリコプターの活動状況

ケ その他必要な事項

要請に当たっては、前記について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。）

第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

(総務部 (危機管理課) 企画部 (企画課))

大規模な災害が発生したときにおいて、市及び県、関係機関の協力による対応のみでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の災害派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

1 災害派遣要請

(1) 派遣要請の範囲

市長は、次の要請範囲内において、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、(2)により要請を求める。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢〔どのう〕の作成、積み込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開・除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

ケ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

コ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳〔ふくそう〕する地点における自衛隊車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

ス 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(2) 災害派遣要請手続・系統（後掲参照）

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって佐久地域振興局長若しくは佐久警察署長を通じ知事に派遣要請を求める（様式編「**自衛隊災害派遣要請依頼様式**」参照）。

イ 市長は、アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに佐久地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

ウ 市長は、通信の途絶等によりアの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3) 派遣要請に当たって明らかにすべき事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本市のヘリポート

〔自衛隊〕

(1) 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

ア 平常の勤務時間中における場合

第 13 普通科連隊長「気付先第 3 科長」

イ 平常の勤務時間外における場合

第 13 普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

(2) 派遣要請受理後の措置

ア 第 13 普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

イ 第 13 普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

(3) 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

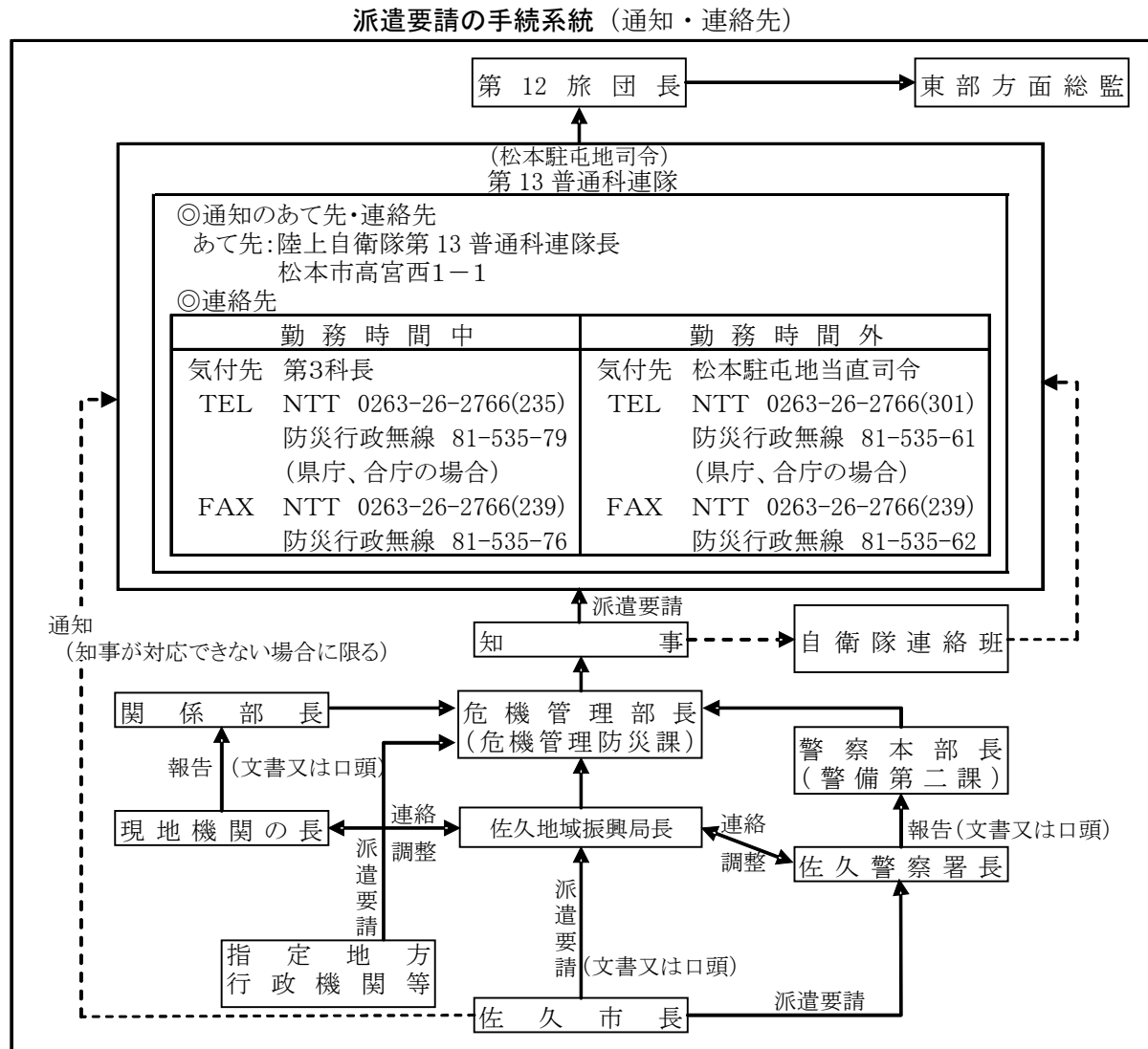
ア 派遣を行う場合（例）

- ・災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
- ・運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

イ 知事への連絡等

アの場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、アによる派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。



2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 市が部隊の活動等について行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 市長は、連絡、交渉の窓口を一本化し、常に現地連絡調整者と連携する。
- (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第 13 普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

 - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
 - イ 他人の土地等の一時使用等
 - ウ 現場の被災工作物等の除去等
 - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

3 派遣部隊の撤収

- (1) 市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書、又は口頭をもって報告する。
- (2) 撤収要請書は、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の理由
 - ウ 撤収後の措置
 - エ その他必要事項

〔自衛隊〕

- (1) 第 13 普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなつたと認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があつた場合を除き、命により撤収する。
- (2) 部隊を撤収する場合にあっては、市長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要とした資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に要した土地、建物の使用料及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償。
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第 7 節 救助・救急・医療活動

(総務部 (危機管理課) 市民健康部 (健康づくり推進課) 浅間総合病院)

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について「佐久地域災害時医療救護活動マニュアル」に従い、関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救出・救助・救急活動

(1) 対象者

救出・救助の対象者は、災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

- ア 火災時に火中に取り残された者
- イ 地すべり、山崩れ、雪崩等により、生き埋めになった者
- ウ 流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- エ 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- オ ガス、放射性物質の大量放出等により、身体・生命が危険にさらされている者
- カ 列車、自動車等の大事故によって、身体・生命が危険にさらされている者
- キ その他救出・救助を必要とする者

(2) 活動体制

- ア 市は、災害の状況を把握し、消防署、消防団、警察署等と緊密な連絡をとり、救出・救助のための消防隊の運用について、その緊密性・特殊性を考慮して総合調整を図る。
- イ 市は、応援要請によって派遣された応援部隊が、迅速かつ的確な活動ができるよう部隊間の総合調整を図る。
- ウ 災害の状況報告から現有の消防力では十分な救出・救助活動が実施できないと判断したときは、本章第 4 節「広域相互応援活動」、第 5 節「ヘリコプターの活用計画」及び第 6 節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき応援要請をする。

(3) 救出・救助の方法

ア 負傷者の救護

救出・救護された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。

イ 部隊の活動

救出・救助活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

ウ 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救出・救助活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(4) 整備書類

次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

イ 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式 13）

ウ 支払関係証拠書類

2 医療・助産活動

(1) 医療救護

ア 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急に医療を施す必要がある者とする。

イ 活動体制

（ア） 市は、佐久市保健センターに救護活動の拠点を設ける。

（イ） 浅間総合病院を中心とした医療救護体制を確立するとともに、「災害時の医療救護についての協定書」（資料 5－8 参照）に基づき佐久医師会等に協力を求め、医療救護班を編成して救護活動を実施する。

（ウ） 災害の状況により、避難所等又はその付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営に当たる。避難所での救護所の開設は、避難所管理者と連携して行い、避難所が学校施設の場合は、原則として保健室を利用する。

ウ 救護の方法

（ア） 医療救護班の編成

医療救護班は、医師 1 名、看護師 4 名、事務員 1 名を基準として編成する。

（イ） 医療救護班の派遣

被災地近くに設定された救護所に医療救護班を派遣し、救護活動を行う。

（ウ） 医療救護班の活動内容

- a 負傷の程度の判定（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）
- b 負傷者の搬送の順位及び搬送先の決定
- c 救急処置の実施
- d 死体の検案
- e その他必要な事項

（エ） 携行する資材及び医薬品

救護班の携行する資材及び薬品は、次のとおりとする。

医療救護班の携行する資器材及び薬品

	品 名		
医療器具	聴診器	反射槌（ハンマー）	体温計
	駆血帯（ターニケット）	雑鋏（クーパー）	ピンセット（鉗子、鉗子立）
	血圧計	バッグマスク（人工呼吸器）	電灯
	注射器		
ほう帯材料	弾力ほう帯	ガーゼ	脱脂綿
	三角布	シーネ（副木）	紙絆創膏
	バンドエイド	切綿花	万能ビン（大）
	アンプルカット		
消毒薬	ヒビテン原液	イソジン液	70%アルコール
	オキシドール	逆性石けん	眼科用硼酸水
軟膏類	硼酸軟膏	ドミアンソルベース	アクロマイシン眼軟膏
	ボルタレン坐薬		
内服薬	セデス 0.5	バッファリン	セルシン 2mg
	ダンリッチカプセル	P L 顆粒 1.0g	マーゲン錠 1.0g
	タンナルビン 1.0g		
注射液	ソフコーデフ	ボスミン	ネオフィリンM
	テラプチク	エホチール	生理食塩水 20cc
	破傷風トキソイド		
携行品	救急箱	ハンドマイク	

エ 整備書類

次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (ア) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）
- (イ) 医療救護班活動状況（災害救助法様式 10）
- (ウ) 病院・診療所の医療実施状況（災害救助法様式 11）
- (エ) 支払関係証拠書類

(2) 助産

ア 対象者

助産救護の対象者は、災害発生の日前後 7 日以内の分娩者で、災害により、助産の途を失った者とする。

イ 活動体制

医療救護の項に準じて実施する。

ウ 救護方法

(ア) 救護班の編成

救護班は、医師又は助産師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名を基準として編成する。

(イ) 救護班の派遣

医療救護の項に準じて実施する。

(ウ) 救護班の活動内容

- a 分娩の介助
- b 分娩前後の処置
- c 衛生材料の支給

(エ) 携行する資材及び薬品

医療救護の項に準ずるものとする。

エ 整備書類

次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(ア) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

(イ) 助産台帳（災害救助法様式 12）

(ウ) 支払関係証拠書類

(3) 重症患者の搬送

ア 医療救護又は助産対象者のうち、収容する必要がある者を救急病院等へ搬送する場合は、消防署に依頼する。

イ 消防署は、原則として救急車両等により患者の搬送を行うが、災害の状況により、消防署において車両が確保できないときは、市有車両等により実施する。

ウ 車両による搬送が困難と認めるときは、本章第 5 節「ヘリコプターの活用計画」に基づくヘリコプターによる輸送を検討し、実施する。

(4) 医療品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品、医療資機材等を供給するため、市内の薬局等により必要物資を調達する。物資が不足する場合には、県及び他の市町村に対して調達・斡旋を要請する。

第 8 節 消防活動

（総務部（危機管理課））

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、消防署と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

2 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

3 火災警報発令時の体制

火災警報発令時は、火災が発生した場合には延焼拡大のおそれがあるので、警戒に万全を期するため、関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発を行う。あわせて消防機関としてもこれに対処するため、消防署員・消防団を待機させ、出動体制をとる。

待機場所は、消防署員及び消防団本部要員は消防署に待機し、消防団分団においては分団の消防詰所とする。

4 応援要請等

- (1) 市長は、消防署と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料 5－5 参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。
- (2) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第 5 節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。
- (3) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第 6 節「自衛隊災害派遣要請計画」により派遣要請を求める。

5 住民、事業所及び自主防災組織等の活動

(1) 出火防止、初期消火活動等

ア 住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

イ 自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

ウ 住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(2) 救助・救急活動

ア 住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

イ 道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

第 9 節 水防活動

（総務部（危機管理課） 経済部（耕地林務課） 建設部（土木課））

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市は、佐久市水防計画に基づき、消防団等を出動させ、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策を実施し、被害の軽減を図る。

具体的な計画については、「佐久市水防計画」による。

第 10 節 要配慮者に対する応急活動

(市民健康部 (市民課) 福祉部 (全課) 企画部 (移住交流推進課) 経済部 (観光課)

学校教育部 (学校教育課・教育施設課))

災害が発生した際、高齢者や乳幼児、障がい者及び外国籍住民、観光客等の「要配慮者」は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

1 要配慮者の保護

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 情報収集

被災地及び避難所における要配慮者についての情報収集を区、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 要配慮者の保護

ア 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ次の措置をとる。

- (ア) 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
- (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

イ 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を組織的・継続的に開始できるようにするため、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を実施する。

(3) 福祉避難所への収容

特に配慮が必要な要配慮者については、市が定める福祉避難所へ収容するように努める。

(4) 保護対象者

ア 障がい者

- (ア) 身体障がい者 4 級以上
- (イ) 知的障がい者 中度以上 (おおむね I Q50 以下)
- (ウ) 精神障がい者 2 級以上
- (エ) 障がい児 児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障がい児

イ 高齢者

- (ア) 要介護認定 3 ～ 5 の認定を受けている者
- (イ) 認知症高齢者の日常生活自立度 II a 以上の者
- (ウ) 75 歳以上の一人暮らしの者

ウ 病弱者

- (ア) 常時寝たきりの状態にある者
- (イ) 特定の看護を要するなど、一人で避難できない者
- エ 児童
 - (ア) 孤児
 - (イ) 遺児

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

(2) 支援活動

- ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- ウ ボランティアへの情報提供などを含めた協力体制を確保する。

3 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、防災行政無線等を活用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4 児童に係る対策

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

5 観光客対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者等と連携して、市内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、安否確認等の問い合わせに的確に対応する。

6 外国籍住民対策

迅速に外国籍住民の安否確認に努めるとともに、外国籍住民が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や広報紙等による外国語広報を行い、外国籍住民の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国籍住民の迅速な安否確認に努める。
- (3) 外国語による相談窓口等を開設し、災害に関する外国籍住民のニーズの把握に努める。

7 避難場所での生活環境整備

通常の避難所では生活が困難な要配慮者は福祉避難所への収容を優先するが、通常の避難所へ収容する場合には、必要に応じて間仕切りをした福祉避難室を設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

- (1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

- (2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

- (3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

- (4) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

8 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

- (1) 在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

- (2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

- (3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(5) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

9 関係機関等が実施する対策

(1) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(2) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

10 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

11 応援要請

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

12 関係機関の対応

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、市から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第 11 節 緊急輸送活動

(総務部 (危機管理課・財政課) 建設部 (全課))

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

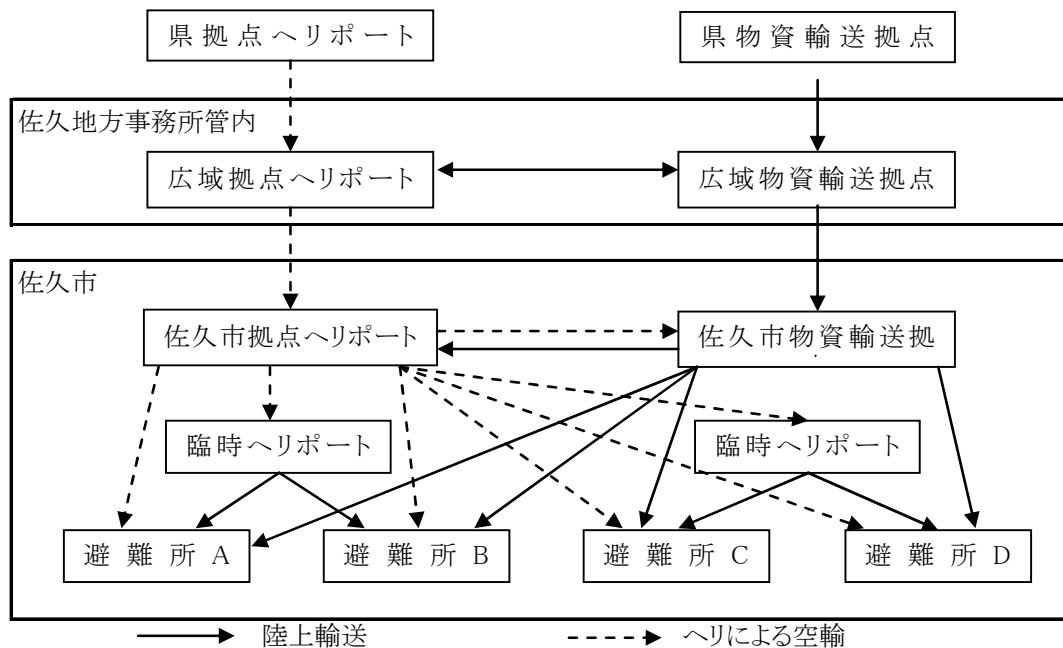
大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第 1 段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第 1・第 2 段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送の概念

緊急輸送の概念は、次のとおりとする。



3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市長は、県及び警察等関係機関と協議のうえ、県指定の緊急輸送道路及びそれらと市内の拠点施設（支所庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両の活用

市所有車両のうち、緊急通行車両事前届済車両は、資料 11－2 のとおりである。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、次の順序で車両の借上げについて協力を要請する。なお、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

a 官公署及び公共団体の車両等

b 民間輸送業者の車両等

c その他自家用車両等

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)小海線営業所等に協力を要請し、輸送を実施する。

(3) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うとともに、ヘリポートを確保する。

(4) 緊急交通路の確保

ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保し、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

(5) 輸送拠点の確保

ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携する。

イ 市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

4 交通規制

(1) 市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を警察署長に通知する。

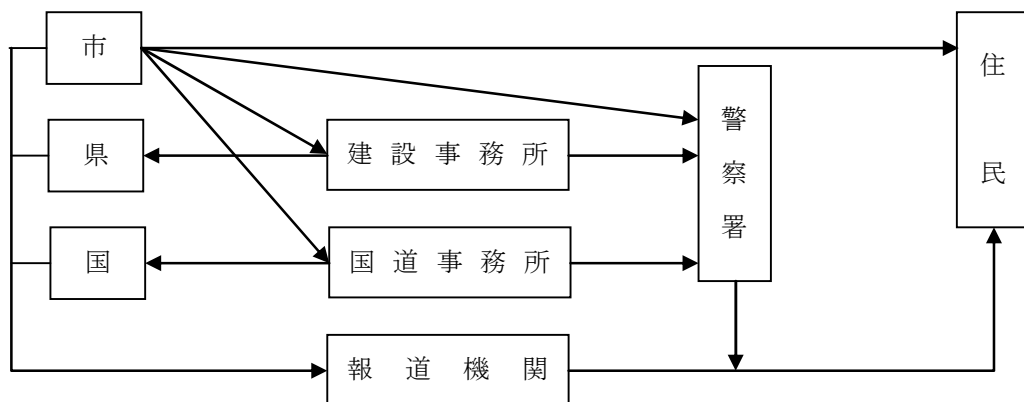
(2) 規制標識

ア 規制標識は道路法第 45 条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第 5 条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

(3) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

第 12 節 障害物の処理活動

(環境部 (生活環境課) 建設部 (全課))

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

1 道路・河川上の障害物の除去

市は、建設団体等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

- (1) 道路上の障害物については、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等応急活動に支障となる道路の除去作業を優先的に行う。
- (2) 河川上の障害物については、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

2 住家等にある障害物の除去

市は、対象箇所数を調査のうえ、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。

(1) 対象者

障害物除去の対象者は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者で、次の条件に該当する者とする。

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

エ 自らの資力をもって障害物を除去できない者であること。

(2) 除去の方法

障害物の除去は、住家の現状回復を行うものではなく、あくまで応急的な除去に限り、地元住民等の協力を得て、現物給付をもって実施する。

3 障害物の集積及び処分

(1) 障害物の集積場所

原則として現有施設、市有地を活用する。

一時的に市有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

(2) 処分方法

適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

ア 土石、コンクリート、火山灰等

宇とう南沢処理場での埋立て処理を行う。

イ 流木竹、木質の建築廃材等

市有の空地等を利用し、一時的に集積する。

4 応援協力体制

- (1) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- (2) 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

5 書類の整備

障害物の除去を行った場合は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 障害物除去の状況（災害救助法様式 19）
- (2) 地区別被害状況調（災害救助法様式 2）
- (3) 障害物除去のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- (4) 支払関係証拠書類

第 13 節 避難収容及び情報提供活動

（総務部（危機管理課・税務課） 企画部（広報情報課） 福祉部（全課）市民健康部（全課） 経済部（観光課）建設部（建築住宅課） 学校教育部（学校教育課・教育施設課） 社会教育部（生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館））

風水害発生時においては、河川の氾濫、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者については十分考慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。）

(1) 実施機関

ア 風水害からの人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行うことがある。

避難指示の実施機関、根拠等

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条第 6 項	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条 第 3 項	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条 第 7 項	災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般
避難所の開設、収容	市長		

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

ア 「高齢者等避難」とは、災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供やその他必要な配慮をすることをいう。

イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ 「緊急安全確保」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

(3) 措置及び避難指示等の基準

高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市が定めた避難指示等に関するマニュアルを基本とし、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○災害リスクのある区域等の高齢者（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から高齢者等は避難 ● 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ● 上記以外の人、不要不急の外出を控えることや、普段の行動を見合わせ、避難の準備等、地域の状況に応じ自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	○通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難 ● 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

緊急安全確保	○前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生している状況	命の危険 直ちに安全確保 ●指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
--------	---	--

(4) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。

(ア) 市長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難指示等を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を佐久地域振興局長を通じて知事に報告する。

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を警察署長及び市長に通知しなければならない。

イ 避難指示等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に報告する。

(5) 住民への周知

ア 区・自主防災組織による伝達

避難指示等の伝達は、原則として、区あるいは自主防災組織を通じて行う。

避難指示等がなされた場合は、当該地区内の区長又は自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民に伝達する。なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。

イ 広報車等による伝達

当該地区を巡回して避難指示等を伝達する。広報車が確保できないときは、ハンドマイク等を利用し、速やかな伝達に努める。

ウ 防災行政無線（同報系）による伝達

防災行政無線（同報系）により避難指示等を速やかに伝達する。

エ ラジオ・テレビ等による伝達

佐久ケーブルテレビ・エフエム佐久平を活用し、速やかな伝達に努める。

広域にわたって避難指示等の伝達を必要とするときは、ラジオ・テレビ等を通じて、住民に伝達できるよう県知事に要請依頼をする。

オ インターネットによる伝達

市ホームページ等を活用する。

カ その他の伝達手段の活用

上記手段の他、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルネットワークサービス等、情報伝達手段の多重化・多様化を図る。

キ 伝達事項

高齢者等避難、避難指示等を広報・伝達する者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

(6) 要配慮者の状況把握

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点である。

ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は地域の自主防災組織及び自治会等との連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導のもと、区単位の集団避難に努める。

(2) 避難の誘導

避難指示等をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。

イ 危険区域及び避難場所に市職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者等要配慮者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合あるいは病院等の入院患者、施設の老人、子供の避難については、車両等により移送する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、県に応援要請をする。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、持病薬、常備薬等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、指定避難所（資料 15－2 参照）のうち、被災地に近く、かつ安全な避難所を選定し、開設する。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

エ 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

- (ア) 避難者
- (イ) 住民
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 他の地方公共団体
- (オ) ボランティア

オ 市長は、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は収容定数を超えたときは、仮設避難所を設置する等適切な措置をとる。

カ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。

キ 必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から避難所における家庭動物のために必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ス 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

(2) 運 営

ア 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと、市が適切に行う。

(ア) 避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(イ) 避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配置する。

(ウ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。
特に、運営責任組織に女性リーダーを参加させ、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営ができるように努める。

- (エ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況、睡眠環境の整備等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (オ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (カ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (キ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (ク) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ケ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。
- (コ) 避難所の感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄や佐久市避難所運営マニュアルによる感染症患者発生時の対応、協定に基づくホテルや旅館等の活用等を図る。
- (サ) 避難所では、災害情報の入手機器（テレビ、携帯ラジオ等）の整備を図り、避難者への情報提供に努める。

イ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第 14 節～第 16 節により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、ゴザ、シート等を調達し配置する。

ウ 要配慮者への対応

避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

また、心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(3) 避難所に関する事務処理

避難所の開設、収容等については、次の諸記録を整備する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

イ 避難所設置及び収容状況（災害救助法様式 5）

ウ 避難場所及び収容避難所の開設状況等の報告（市様式 5）

エ 収容避難者名簿（市様式 6）

オ 支払関係証拠書類

(4) 学校等における対策

市教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難所を明確に区分する。

5 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあつせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(1) 設置予定場所の選定

県から建設用地の選定について依頼があった場合、次の事項に十分留意して建設用地を選定し、県に報告する。

ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮する。

イ 降雨等による二次災害を受けることがないように、災害危険箇所を避ける。

ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、賃貸契約を取り交わす。

(2) 入居者の選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。

イ 入居者の選定・報告等

(ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、市が行い、選定結果を県に報告する。

(イ) 選定に当たっては、障がい者、高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生児童委員等関係者の意見を参考にする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の建設については、市が行い、そのための経費は市で負担する。

(4) 応急仮設住宅に関する事務処理

応急仮設住宅の確保については、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

イ 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式 6）

ウ 建築のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）

エ 支払関係証拠書類

6 広域避難及び広域一時滞在の対応

(1) 市域外の被災地（以下、避難元という）からの避難者のために、避難所及び住宅等を確保し、受入れを行う。

(2) 県及び被災した市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを十分把握するとともに、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

(3) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所及び指定緊急避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、広域避難及び広域一時滞在を行う場合には、長野県の定める方法により実施する。

第 14 節 孤立地域対策活動

全部（全課）

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるため、市は、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

- (1) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告を行う。

2 救助、救出対策

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、市は、孤立地域からの救出活動を実施する。

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に報告を行う。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

- (1) 市は、職員の派遣、地域防災無線、消防無線による中継、衛星携帯電話、エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

- (2) 東日本電信電話（株）は、携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。また、避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。
- (3) 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

- (1) 市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。
- (2) 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し、地域全体としての当面の生活確保について協力しあい、また、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

市は、孤立地域に対する最低限の物流ルートとして輸送用道路を確保するため、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。また、道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第 15 節 食料品等の調達供給活動

(企画部 (企画課・契約課) 市民健康部 (市民課) 福祉部 (福祉課))

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、食料の調達にあたっては避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の食料販売業者等の協力を得て、物資を調達する。(資料 6-1 参照)

(2) 応援要請

計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における相互応援に関する協定書」(資料 5-2 参照)に基づく埼玉県和光市に対する要請

イ 「友好都市災害時相互応援に関する協定書」(資料 5-3 参照)に基づく静岡県静岡市に対する要請

ウ 「災害時における相互応援に関する協定書」(資料 5-4 参照)に基づく群馬県高崎市に対する要請

エ 「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料 5-6 参照)ほか、相互応援協定に基づく要請

オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」(資料 5-12)に基づくイオンリテール株式会社イオン佐久平店に対する要請

カ 「災害時における相互応援に関する協定書」(資料 5-13 参照)に基づく朝霞市に対する要請

キ 「佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定」(資料 5-14)に基づく由利本荘市に対する要請

ク 「佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定書」(資料 5-17)に基づく茅ヶ崎市に対する要請

ケ 「災害時相互応援に関する協定書」(資料 5-19)に基づく岡崎市、茅ヶ崎市、関ヶ原町に対する要請

コ 「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書」(資料 5-24 参照)に基づく銀河連邦構成市町に対する要請

サ 物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対する要請

シ 関東農政局長野地域センターに対する要請（県への要請ができない場合に限る。）

〔県〕

- (1) 災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村から食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、予め締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。
- (2) 市町村の要請に備え、県内流通業者等との協定に基づき食料の調達を図る。
- (3) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」に基づき、県内米穀卸売業者等に応急用米穀の供給を要請する。
- (4) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定等に基づき食料の供給を要請する。

〔関東農政局 長野県拠点〕

- (1) 応急用米穀（炊き出し等給食に必要な米穀）の供給
 - ア 卸、小売業者の手持ち数量を把握する。
 - イ 知事の要請に基づく応急売却
 - (ア) 卸売業者に対し、手持ち精米を知事等に売却するように指示する。
 - (イ) 政府米を知事へ応急売却する。
- (2) 災害対策用乾パンの供給

「災害時における乾パンの取扱要領」により供給する。

2 食料品等の供給

- (1) 食料供給の対象者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
 - ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
 - エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者
- (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象		精米必要量
1	被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 g
2	災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 g

- (3) 炊き出し予定場所
 - ア 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。
 - イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。
- (4) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て行う。

(5) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料 11－1 参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(6) 応急配給に関する事務処理

炊き出し等による食品の給与については、次の諸記録を整備する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

イ 炊き出し給与状況（災害救助法様式 7）

ウ 支払証

第 16 節 飲料水の調達供給活動

(環境部 (環境政策課) 臼田支所 望月支所)

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を佐久水道企業団と連携して図る。なお、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定(資料 5－6)及び長野県水道協議会の「水道施設災害相互応援要綱」等に基づき、他市町村の協力を得て給水活動を行う。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、関連水道事業者、指定水道業者及び資材供給業者に協力を要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。

2 応急給水用資機材の確保

(1) 佐久水道企業団における応急給水用器具の配備状況は資料 6－2 のとおりである。

(2) 給水タンクが不足するときは、酒造業者のタンクを借用する。また、災害の規模により、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により確保する。

3 飲料水の供給

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対し、1人当たり1日3リットルを基準として供給する。

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市役所などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 応援要請

ア 市において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町村又は佐久地域振興局に要請して実施する。

イ 市内において感染症発生等のおそれがあるときは、県に要請し、浄水装置による給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、広報車等により、周知する。

第 17 節 生活必需品の調達供給活動

(企画部 (企画課・契約課) 市民健康部 (市民課) 福祉部 (福祉課))

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 応援要請

市のみの対応では不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「災害時における相互応援に関する協定書」 (資料 5-2 参照) に基づく埼玉県和光市に対する要請

イ 「友好都市災害時相互応援に関する協定書」 (資料 5-3 参照) に基づく静岡県清水市に対する要請

ウ 「災害時における相互応援に関する協定書」 (資料 5-4 参照) に基づく群馬県高崎市に対する要請

エ 「長野県市町村災害時相互応援協定書」 (資料 5-6 参照) ほか、相互応援協定に基づく要請

オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」 (資料 5-12) に基づくイオンリテール株式会社イオン佐久平店に対する要請

カ 「災害時における相互応援に関する協定書」 (資料 5-13 参照) に基づく朝霞市に対する要請

キ 「佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定」 (資料 5-14) に基づく由利本荘市に対する要請

ク 「佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定」 (資料 5-17) に基づく茅ヶ崎市に対する要請

ケ 「災害時相互応援に関する協定」 (資料 5-19 参照) に基づく岡崎市、茅ヶ崎市、関ヶ原町に対する要請

コ 「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書」 (資料 5-24 参照) に基づく銀河連邦構成市町に対する要請

サ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請

〔県〕

市町村からの要請に備え、県内流通業者等との協定に基づき、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分に配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料 11－1 参照）に集積し、赤十字奉仕団等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

(4) 給付に関する事務処理

物資等の給付については、次の諸記録を整備する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 4）

イ 物資の給与状況（災害救助法様式 9）

ウ 支払関係証拠書類

第 18 節 保健衛生、感染症予防活動

(市民健康部(健康づくり推進課) 環境部(環境政策課) 福祉部(高齢者福祉課) 浅間総合病院)

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

保健福祉事務所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア(精神保健相談)

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合がありますことから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

(4) 口腔衛生

歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める

2 感染症予防活動

市は、県の指示に基づき、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。(原則として、市職員 5 名で 1 つの班を編成し、区(衛生委員会)、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災地の消毒等を実施する。)

(2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含点検)、機材の確保を図るものとする。

(3) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

(4) 感染症の発生を未然に防止するため、保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずるものとする。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

- (6) 被災地において感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。

- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、佐久保健福祉事務所を経由して県へ報告するものとする。

- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

- (9) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

- (10) 感染症予防対策の実施に当たっては、次の諸記録を整備する。

ア 消毒等実施状況報告（市様式 10）

イ 支払関係証拠書類

第 19 節 遺体の搜索及び処置等の活動

(総務部 (危機管理課) 市民健康部 (市民課) 環境部 (環境政策課))

災害時の混乱期には、行方不明になっている者 (生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて) が発生することが予想され、それら行方不明者等の身元確認、搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容

ア 市は、死体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物等適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料 5-6 参照) 等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案 (医師による死因その他の医学的検査) を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

3 遺体の埋火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が埋火葬を行う。

- (2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

- (3) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

4 遺体の搜索、処理、埋葬に関する事務処理

遺体の搜索、処理、埋葬については、次の諸記録を整備する。

- (1) 遺体処理台帳（災害救助法様式 20）
- (2) 支払関係証拠書類

第 20 節 廃棄物の処理活動

(環境部 (生活環境課、下水道課) 経済部 (農政課) 建設部 (土木課))

災害発生後のごみ、し尿等の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

災害廃棄物の処理、処分方法を確立し、仮置き場、最終処分地の確保に努め、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。

また、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

市におけるごみ、し尿等の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合は、県に手配を要請し、必要に応じて広域応援による処理を図る。

1 ごみ処理対策

区の衛生委員会等の協力を得て、収集車の運行の便のよい場所を選定して集積を行い、収集・処理する。

(1) 収集方法

ア 民間委託業者の車両により収集する。

イ 可能な限り平常時どおりの分別収集に努める。

(2) 処分方法

被災地から収集したごみは、原則として既存の施設等（資料 7－1・7－2 参照）で処分する。

2 し尿処理対策

必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置するとともに、合併処理浄化槽による汚水処理又は、民間許可業者の車両により被災地等のし尿を収集・処理する。

(1) 収集方法

ア 民間許可業者の車両により収集する。

イ 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の 5 割汲み取り等の部分収集を実施する。

(2) 処分方法

収集したし尿は、原則として既存の施設（資料 7－3 参照）で処分する。

処分できない場合は、佐久市下水道施設又は各集落排水施設等の利用について検討する。

(3) 仮設トイレの設置

ア 必要に応じて避難所及び被災地に仮設トイレを設置する。

イ 市内のリース業者等から仮設トイレを調達する。

ウ 洋式仮設トイレの設置等、要配慮者への対応に配慮する。

(4) 整備書類

次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 汲み取り実施状況報告（市様式 9）

イ 支払関係証拠書類

3 死亡獣畜の処理

獣畜とは、牛、馬、豚、やぎ、羊をいい、これ以外の小動物が死亡した場合は、廃棄物として処理される。

災害により死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。

占有者が不明又は占有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合は、市が収集し、処理する。

(1) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(2) 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議のうえ定めた場所に埋立て処理する。

4 がれきの処理

大量のがれきは、応急対策やその後の復旧事業を進めるうえで、支障となることは明らかであり、現有施設での処理は困難である。

このため、県等の協力を得ながら、その処理、処分方法を確立するように努めるとともに、当面は次により、円滑で適切な処理を行う。

- (1) 収集運搬については、業者に協力を求め実施する。
- (2) 仮置場、最終処分地の確保に努める。
- (3) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 復旧・復興を考慮に入れ、計画的に行う。
- (5) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理に留意する。

5 近隣市町村への応援要請

市長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

6 経費の報告

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに当該市町村を管轄する地域振興局へ報告するものとする。

第 21 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(総務部 (危機管理課) 経済部 (商工振興課))

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

(1) 住民への呼びかけ

被災地域に流言飛語をはじめ各種混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、広報活動を通じて呼びかけを実施する。

また、区組織や自主防災組織等を通じて正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

(2) 情報収集

区組織 (防犯協会)、自主防災組織に協力を求め、情報の収集を行い、必要に応じて警察署等の関係機関に通報し、取締りを依頼する。

ア 流言飛語に関する情報

イ 災害に便乗した窃盗事犯発生に関する情報

ウ 災害に便乗した悪質商法事犯発生に関する情報

エ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯発生に関する情報

オ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

カ その他生活の安全に関する情報

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 住民への呼びかけ

ア 住民の買いための自粛や事業者の買い占め、売惜しみ、便乗値上げに関する情報提供について、広報活動を通じて住民に呼びかけを行う。

イ 提供された情報をもとに県と協議し、適切な対応策を講ずる。

ウ 区組織や自主防災組織等を通じて生活物資の需給動向を伝達し、混乱防止措置に努める。

(2) 協力要請

適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、商工会議所等の関係団体を通じて事業者にも協力を要請する。

第 22 節 危険物施設等応急活動

(総務部 (危機管理課))

風水害等発生時において、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

(1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 避難誘導の実施(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(6) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(7) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

(8) 危険物施設等管理者が実施する主な対策

ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県危機管理・消防防災課（地域振興局長経由）へ通報するとともに、必要に応じ、消防、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

高圧ガス取扱施設等の災害応急活動については、県及び消防機関と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

(1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

4 液化石油ガス施設応急対策

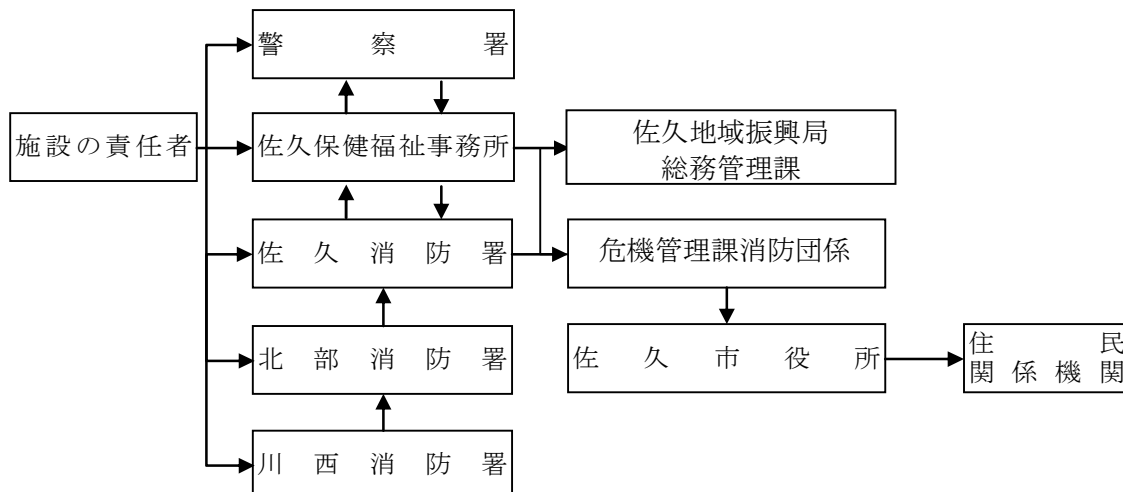
災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。(資料5-20)

また、県及び消防署と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

連絡系統図



5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的

確な情報を保健所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

- (2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

〔消防署〕

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害駆除を行う。

6 放射性物質使用施設応急対策

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第 23 節 ライフライン施設応急活動

(総務部(危機管理課) 環境部(環境政策課 生活環境課 下水道課) 臼田支所 望月支所)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、市は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急措置

市は、市が飲料水を供給する臼田地区、望月地区の飲料水供給施設の応急対策を行うとともに、佐久水道企業団と連携し、佐久水道企業団が実施する次の上水道施設復旧活動に協力する。

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒のうえ、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

(2) 広報活動

発災後は住民の混乱を防止するため、市は、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み

ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

- (ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場・ポンプ場

- (ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。
- (イ) 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- (ウ) 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者等より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内建設業者と連絡をとり合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は関係業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(5) 広域応援要請

「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、震度 6 弱以上の地震が発生したとき、又はその他の大規模災害が発生し、各ブロックの代表市町村から応援要請があったときには、長野県下水道事業災害応援本部が設置され、広域的な下水道応援体制がとられることとなっている。

市は、単独での復旧活動が困難な場合や、広域的な復旧活動が必要な場合には、このルールに基づいて応援要請を行う。

3 都市ガス施設の復旧活動

市は、長野都市ガス(株) 東信支店と連携し、長野都市ガス(株) 東信支店が実施する都市ガス施設の復旧活動に協力するとともに、次の事項について実施する。

また、住民から都市ガス施設損壊の発見又はガス臭の感知について通報があった場合には、直ちに長野都市ガス(株) 東信支店及び関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(1) 市道の被害状況の把握等

災害による市道の被害状況を把握し、市道区域内において都市ガス施設の応急復旧工事が必要な場合には、該当箇所の道路状況等について情報提供する。

(2) 掘削工事を伴う場合の措置

掘削工事を伴う場合には、他の占有物件の情報を提供し、他のライフライン施設の損傷防止を図るとともに、同一場所で二者以上の応急復旧工事がある場合には、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(3) 住民への広報活動

ガス管理事務所との情報交換を密にし、次の事項について、広報車等により住民に広報する。

- ア 被害区域・被害の程度
- イ 復旧までに要する期間
- ウ 復旧工事のため道路交通規制を実施する場合には、その路線区間等
- エ 復旧までの間、住民が注意すべき事項
- オ その他必要な事項

4 電力施設の復旧活動

市は、中部電力(株)と連携し、中部電力(株)が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

- ア 停電の区域
- イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

- ア 垂れ下がった電線に触れないこと
- イ 断線した高圧鉄塔等に近寄らないこと

(3) 送電再開時の火災予防に関する事項

- ア 電熱器具等の開放確認
- イ ガスの漏洩確認

5 電信電話施設の復旧活動

市は、東日本電信電話(株)と連携のうえ、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握し、東日本電信電話(株)が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話等の「災害用伝言板」の利用が可能となった場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
	緊急連絡先 電話番号	緊急連絡先 電話番号	緊急連絡先 電話番号
電気施設	中部電力 パワーグリッド(株) 上田支社		
	0120-984-503		
ガス施設	長野都市ガス(株) 東信支店	長野都市ガス(株)	
	68-5252	026-268-0531	
上水道施設	佐久水道企業団	同左 (勤務時間外)	
	62-1290	62-2308	
	(御牧ヶ原分) 小諸市上水道課		
	0267-22-1700 (内線 2251)		
下水道施設	佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)	同左 (勤務時間外)	
	63-0101	63-0101	
電信電話施設	N T T 東日本長野支店 設備部災害対策室	電話故障受付	
	026-225-4389	0120-444-113	
鉄道施設	JR 東日本 お問い合わせセンター		
	050-2016-1600		
	しなの鉄道		
	0268-21-4700		
バス施設	千曲バス(株)		
	62-0081		
高速道路施設	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	同左	
	026-278-7701	026-278-7728	

6 防災行政無線通信の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。
- (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

第 24 節 災害広報活動

(総務部 (危機管理課) 企画部 (広報情報課))

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

(1) 天気予報及び気象警報・注意報等を収受した場合

- ア 天気予報及び気象警報・注意報等の内容
- イ 予想される災害の種類と場所の種別又は地域
- ウ 事前避難の必要な地区、施設についての避難場所及び避難方向の指示
- エ 避難途上での注意事項
- オ 各種の情報の提供方法

(2) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 天気予報及び気象警報・注意報等に関する情報
- ウ 安否情報 (N T T の災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話等の「災害用伝言板」の利用方法について、被災者に周知する。)
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難 (避難指示、対象地区等) に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援 (食料・水等の供給) に関する情報
- シ 民心安定のための情報
- ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報

- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ソ 道路の交通危険箇所、う回路等の道路情報
- タ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ツ その他必要と認められる施策に関する情報

(3) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 相談窓口の設置に関する情報
- ウ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

2 広報の手段

(1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意してある広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

(2) 広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。車両の確保については、広報車を用いて実施するものとするが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。

(3) ラジオ、テレビを通じた広報

ア ラジオを通じた広報は、同報性・耐災害性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できる。一方、テレビを通じた広報は、耐災害性ではラジオに劣るものの、ラジオ以上に複雑な情報の伝達が期待される。したがって、これらの積極的な利用のため、県を通じて放送機関に要請する。また、ケーブルテレビを利用した情報伝達に努める。

イ 「災害時における放送の要請等に関する協定書」（資料 5－22 参照）に基づき、(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ㈱に放送要請を行う。

(4) 緊急速報メールによる広報

(5) その他

市のホームページ、さくネット、地域コミュニケーションシステム（さくステ）、ソーシャルメディア、防災無線（無料）テレホンサービス、区貸与スマートフォン、掲示板、広報紙等により、周知する。

3 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害に関する情報等を随時発表し、広報に努める。

なお、主な報道機関を資料 10－5 に示す。

4 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害の場合は、災害記録の収集、保存に努める。この場合、必要に応じて、民間業者に委託することも考慮する。

5 住民からの問い合わせ等に対する窓口の設置

必要に応じ、専用電話・FAX、各部からの相談職員の配置により相談窓口を設置する。

第 25 節 土砂災害等応急活動

(総務部 (危機管理課) 経済部 (耕地林務課) 建設部 (土木課))

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、国、県から通知される土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

2 地すべり等応急活動

(1) 危険箇所周辺の警戒監視

市は、地すべり等が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努めるとともに、それらの地域の警戒監視体制を強化する。

(2) 避難誘導

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の応急活動を実施する。

(3) 被害拡大の防止措置

地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置を行う。

また、必要に応じて県及び防災関係機関等へ土留工、水抜工等の応急工事の実施を要請する。

3 土石流応急活動

(1) 危険箇所周辺の警戒監視

市は、県との連携を密にして、被害発生状況、不安定土砂の状況等を把握する。

(2) 避難誘導

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

(2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

第 26 節 建築物災害応急活動

（【公共施設】（施設管理所管課） 【一般建築物】建設部（建築住宅課） 【文化財】社会教育部（文化振興課））

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建物内の利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導を行うとともに、必要な措置を講ずる。

1 建築物

(1) 実施する計画

ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建築物所有者が実施する対策

ア 建築物所有者は、建物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 建築物所有者は、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

市内の文化財（資料 4－3 参照）が被災した場合は、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者に対し、実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県及び市教育委員会の指導を受けて実施する。

(2) 国・県指定文化財については、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第 27 節 道路及び橋梁応急活動

(経済部(耕地林務課) 建設部(全課))

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

1 道路及び橋梁応急対策

市は、県等それぞれの道路管理者と連携し、建設団体の協力を得て、迅速かつ効率的な応急対策を実施する。

- (1) 市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかな県への報告を行う。
- (2) 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供に努める。
- (3) 応急復旧の方法は、次のとおりとする。

ア 崩落土砂、がれき、倒壊物件等路上の障害物の除去を行う。

イ う回道路、代替橋を確保する。

ウ 道路の段差、亀裂、碎石等で路面の復旧を行う。

エ 路肩が決壊した場合は、柵板等で応急復旧を行う。

2 高速道路の応急対策

市は、東日本高速道路(株)並びに国土交通省関東地方整備局長野国道事務所と連携し、次の応急対策に努める。

- (1) 高速道路の被害状況等の情報収集
- (2) 道路利用者に対する災害の状況、交通規制等の情報提供

3 農道・林道及び橋梁の応急対策

農道・林道等については、1「道路及び橋梁応急対策」に準じた対策を講ずる。

災害の状況により、農道・林道をう回道路として利用するなど特殊な場合を除き、市道等の一般道路の復旧を優先する。

4 関係団体との協力

- (1) 国、県及び東日本高速道路(株)の道路管理者及び土地改良区等の関係団体と連携し、情報の収集、交通情報等の提供に努める。
- (2) 建設団体等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。

第 28 節 河川施設等応急活動

(経済部 (耕地林務課) 建設部 (土木課))

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

1 河川施設等応急対策

(1) 情報の収集

佐久建設事務所等の関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

(2) 避難誘導

災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への避難指示等の応急活動を実施する。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 佐久建設事務所等の関係機関と連携し、水防活動を実施する。

イ 土地改良区等の水門管理者に対して、適切な操作を指示する。

ウ 国・県等の河川管理者に対し、応急復旧工事の実施を要請する。

2 香坂ダム対策

風水害による被害が発生あるいは発生するおそれのある場合は、香坂ダム操作規程に基づき対応する。

(1) 対応内容

水位上昇により放流を行う場合は、下流域の住民にダム警報車等を用いて注意を促すとともに、関係機関に通報する。

3 関係団体との協力

応急活動の実施に当たっては国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

第 29 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部 (危機管理課) 経済部 (耕地林務課) 建設部 (土木課・都市計画)

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

市の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

ア 高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

緊急点検結果の情報如何によっては、警戒避難等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県が行う緊急点検結果に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第 30 節 ため池災害応急活動

(経済部 (耕地林務課))

地元区等の受益水利団体と協力して監視を強化し、ため池が決壊し又は決壊のおそれがある場合は、速やかに応急対策を実施する。

1 情報の収集

土地改良区や地元区等の受益水利団体と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。

2 被害発生時の対応

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 災害の状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への避難指示等の応急活動を実施する。

3 被害拡大の防止措置

- (1) 土地改良区や地元区等の水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。
- (2) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第 31 節 農林水産物災害応急活動

(経済部 (農政課、耕地林務課))

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

(1) 応急対策活動

ア 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

ウ 被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

エ 農業協同組合等の協力を得て、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のための作目別の応急対策の実施について指導するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

(2) 作目別の主な応急対策

ア 水稻

(ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 野菜及び花き

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

(イ) 病害虫の発生防止のための防除を行う。

(ウ) ハウス破損等の応急処置に努める。

ウ 果樹

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

(イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(ウ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。

エ 畜産

(ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

(イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

市は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

3 水産物災害応急対策

観測機器が異常を感知した場合、又は養殖漁業に影響のある事故が発生したことを知ったときは、県、佐久養殖漁業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、取水制限等の応急対策を実施するとともに、養殖場に流入した土砂はきれいに排出し、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ等の技術指導を行う。

第 32 節 文教活動

(福祉部 (子育て支援課) 学校教育部 (全課))

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という）における園児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導等

(1) 臨時休校等

ア 市の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒等の早退等の措置を学校長に指示する。

イ 学校長の措置

(ア) 臨時休校の指示を受けた場合

臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

(イ) 早退等の指示を受けた場合

- a 早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。
- b 道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- c 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- d 災害の状況等により、児童生徒等を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 避難誘導

ア 市の措置

児童生徒等が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童生徒等に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に児童生徒等の避難の指示を行う。

また、災害の状況によっては学校長に避難先の指示も行う。

イ 学校長の措置

(ア) 避難の指示を受けた場合

教職員の誘導によって、児童生徒等を校庭等安全な場所に避難させる。

(イ) 避難先の指示を受けた場合

地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導に当たり、児童生徒等を安全に避難させる。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに市教育委員会に報告する。

(エ) 避難終了後の措置

避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

2 応急教育計画

(1) 被害状況の調査

市教育委員会は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

イ 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

ウ 備品等

災害により流失、破損等使用不能の机、椅子の補充については、授業に支障のないように確保する。

エ 教職員住宅の処置

教職員住宅の被害状況を調査し、必要な応急処置を行う。

(3) 応急教育の実施

災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握したうえで関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施に当たり、児童生徒等の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。

ア 校舎の被害が軽微な場合

応急復旧措置を行い、授業を行う。

イ 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒等の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用又は屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能な場合

近隣の公民館、公会場、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況により学級合併授業又は二部授業を行う。

また、学校施設の被害の状況により、必要に応じて学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

(4) 教職員の確保

教職員が不足すると判断するときは、教職員組織の編成替え及び民間の教育免許状所有者を臨時雇用により補充する。

(5) 児童生徒等の健康管理

ア 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

イ 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

3 学用品の供与

被災した児童生徒等の学習を支援するために学用品の供与を実施する。

(1) 支給対象者

ア 災害によって住家に被害を受けた小学校、中学校の児童、生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童、生徒

(2) 学用品の支給範囲

ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）

イ 教材（県又は市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材）

ウ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、傘、ゴムぐつ等）

(3) 給与の方法

教科書及び学用品は現物を給与する。

(4) 学用品の調達

市における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

(5) 整備書類

市は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 学用品の給与状況（災害救助法様式 16）

イ 支払関係証拠書類

4 就学援助

市は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

5 学校給食

災害発生後の学校給食の確保について、次により対応する。

- (1) 災害発生直後においては、学校給食を一時中止するとともに、給食施設及び給食物資納入業者等の被害状況を把握するように努める。
- (2) 軽微な被害のときは、給食施設、備品、食器等の洗浄消毒を行い、衛生管理を図るとともに、可能な限り業務を再開する。
- (3) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (4) 給食業務ができないときは非常食で対応するが、災害の状況によっては各家庭において弁当及び水筒等を用意する。
- (5) 災害の状況に応じて、給食センターが炊き出し場所ともなるので、可能な限り協力する。

6 保育所における措置

保育所における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

- ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。
- イ 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

- ア 市は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。
- イ 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。
- ウ 保育園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに市に報告する。
- エ 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

- ア 市は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。
- イ 保育園長は、施設の被害状況を速やかに福祉部子育て支援班長に報告する。

(4) 応急保育

市は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握したうえで、応急保育を実施する。

第 33 節 飼養動物の保護対策

(環境部(環境政策課) 経済部(農政課))

災害時には、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。
- (2) 特定動物、家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。
- (4) 市は、災害時における動物の健康及び安全の保持した適正な取り扱い及び、避難所に避難した際の避難所のルールに従った適正な飼育について、飼い主に対する周知を図る。

第 34 節 ボランティアの受入れ体制

(福祉部 (福祉課))

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、~~且~~被災地内外からボランティアを受入、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について、速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティアの活動支援を行うよう努める。

1 ボランティア活動の支援

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう次の対策を講ずる。

(1) 受入体制等の整備

ア 災害対策本部内にボランティアの担当部署を設け、市社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアの募集、受付、需給調整等を行う。

イ 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、災害状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を支援活動をしているボランティア関係団体等と共有し広報に努める。

ウ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し、支援を行う。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県に報告するものとするとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ ボランティアの事故に対応するため、保険加入について検討する。

カ 県から事務の委託を受けて行う共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

d

(2) 活動拠点等の確保

ア ボランティアの活動拠点として、佐久市福祉総合センターを市社会福祉協議会の協力を得て確保する。

佐久市福祉総合センターの概要	
所在地	佐久市猿久保 249-2
T E L	0267-67-2463
建物	鉄筋コンクリート造一部 2 階建、752m ²
施設内容	事務室、大会議室 (200 名)、中会議室、和室、相談室、録音室

イ 災害の状況等により、佐久市福祉総合センターを確保できない場合は、佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田、佐久市浅科保健センター、佐久市社会福祉協議会望月支所や他の市有施設等、可能な限り活動拠点の確保に努める。

ウ ボランティア活動を支援するため、必要に応じてボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

2 日赤奉仕団等への協力要請

市社会福祉協議会等の協力を得て、日赤奉仕団、婦人会、区組織等の民間団体に対し、奉仕協力を要請する。

(1) 奉仕協力の要請方法

奉仕団体等の就業計画を作成し、奉仕団体の長に対して、次の事項を通知し要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事場所
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他必要事項

(2) 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難所等における炊き出し作業
- イ 救援支給作業
- ウ 飲料水の供給作業
- エ 清掃・防疫作業
- オ 被害調査
- カ その他奉仕作業

(3) 就労記録

奉仕団等の奉仕を受けた場合は、次の事項について記録し、整備しておく。

- ア 奉仕団体等の名称、人員及び氏名
- イ 奉仕作業期間
- ウ その他必要事項

第 35 節 義援物資、義援金の受入れ体制

(企画部（契約課） 福祉部（福祉課） 会計局（会計課）)

大規模な災害が発生した場合には、市は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金

(1) 受入体制の周知

市は、県、他の市町村及び日本赤十字社長野県支部と協力して、義援金の受入れが必要と認められる災害が発生した場合は、義援金の受付窓口を設置し、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて公表する。

(2) 受入れ

市は、次により義援金を受け入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配 分

ア 市は、県、他の市町村及び支援関係団体と協力して、義援金配分委員会を組織する。義援金配分委員会は、募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。

イ 市が受領した義援金は、会計管理者名義の別口座を設けて適正に管理し、義援金配分委員会に確実に引き継ぐ。

2 義援物資

(1) 受入体制の周知

市は、県及び関係機関の協力を得て、義援物資の受入れが必要と認められる災害が発生した場合は、報道機関を通じ、支援を要請する品目や送り先等を公表する。なお、混乱を防ぐために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

また、義援物資受入れの必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

(2) 受入れ及び保管

市は、次により義援物資を受け入れる。

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ ボランティア等の協力を得て、受入要員を確保する。

ウ 義援物資の輸送、保管、仕分け作業に適した集積場所（資料 11－1 参照）を確保する。

エ 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(3) 配 分

自己調達物資及び応援物資等を調整し、被災者のニーズを踏まえた効果的な配分を行う。
なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

○ 支援金の受入れ

市への見舞金等の寄附は、支援金として一般会計に受入れ、復旧・復興のために
市が行う事業の財源とする。

第 36 節 災害救助法の適用

（総務部（危機管理課））

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

- (1) 市長は、次のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに佐久地域振興局長（総務管理課）に報告する。

ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5 世帯以上滅失した災害

エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

- (2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

- (3) 市長は、被害の認定を本章第 3 節「災害情報の収集・連絡活動」の定めるところにより行う。

2 救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は次項 3 の手続きが行われる。

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
 (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
 (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の 1／2 世帯、床上浸水にあつては 1／3 世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市町村の人口	住宅滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上 ～ 15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上 ～ 30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上 ～ 50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上 ～ 100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上 ～ 300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上 ～	150 世帯以上

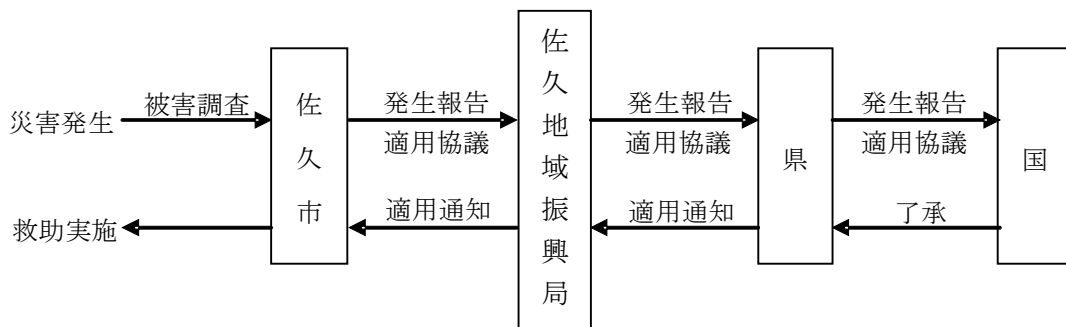
（※ 本市にあつては人口 98,199 人（令和 2 年 10 月 1 日現在）であることから、住宅滅失世帯数は 80 世帯以上である。）

- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上あって、当該市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の 1 / 2 に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- エ 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
 - (ウ) 時間的に同時に又は相接近して 2 以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が(ア)に規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
 - (エ) 当該災害前に(ア)から(ウ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
 - (オ) その被害状況が(ア)から(エ)までに準ずる場合で救助の必要があるとき。

3 適用の手続き

災害に際し、市における被害が前記 2 の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



4 救助の実施

(1) 救助の役割分担

市長は、県知事が行う救助を補助するものとする。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、（別表 災害救助事務取扱要領 災害救助基準）の基準により行う。

別表

救助の実施要領の基準（概要）

令和 5 年災害救助事務取扱要領より（令和 5 年 6 月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第 4 条第 1 項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第 4 条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月） 冬季（10 月～3 月） の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上(1 人増すごとに加算)
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

② < 3. 応急 > 第 36 節 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した 薬剤、治療材料、医 療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産の 途を失った者(出産 のみならず、死産及 び流産を含み現に助 産を要する状態にあ る者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材 料等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被 害の防 止す るための 緊急 の修理	災害のため住家が半 壊 (焼)又はこれに準ず る程度の損傷を受 け、 雨水の浸入等を放置 す れば住家の被害が拡 大 するおそれがある者	住家の被害の拡大を防 止する ための緊急の修理が必 要な部 分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	
被災した 住宅の応 急修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに 準ずる程度の損傷 を受け、自らの資 力により応急修理 をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難であ る程度に住家が半 壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度の部分 1 世帯当 り ①大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世 帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ず る程度の損傷により被 害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 (災害対策基本法 第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定 災害対策本部、同法 第 24 条 第 1 項に規定する 非常災害対策本部 又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定す る 緊急災害対策本部 が設置された災害 にあっては、6 ヶ月 以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から（教科書）1 ヶ月以内（文房具及び通学用品）15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上）219,100 円以内 小人（12 歳未満）175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の 捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 （一時保存） ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

② < 3. 応急 > 第 36 節 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理・配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の 種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事 務を行う のに必要 な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上 費 3 旅費 4 需用費（消耗品 費、 燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱 水費、修繕料） 5 使用料及び賃借 料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出でき る費用は、法第 21 条に 定める国庫負担を行う 年度（以下「国庫負担 対象年度」という。） における各災害に係る 左記 1 から 7 ま でに掲げる費用につい て、地方自治法施行令 （昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める 会計年度所属区分によ り当該年度の歳出に区 分される額を合算し、 各災害の当該合算した 額の合計額が、国庫負 担対象年度に支出した 救助事務費以外の費用 の額の合算額に、次の イからトまでに掲げる 区分に応じ、それぞれ イからトまでに定める 割合を乗じて得た額の 合計額以内とするこ と。	救助の実施が認め られる期間及び災 害救助費の精算す る事務を行う期間 以内	災害救助費の精算事務を行うのに 要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※ 1 災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める

※ 2 救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 まですに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

第 37 節 観光地の災害応急対策

(総務部(危機管理課) 経済部(観光課))

観光地へ通ずる道路が、風水害等により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、国、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。外国人旅行者のためには、避難場所や災害の情報を提供する。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害発生時には、市消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (2) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (3) 住民、自主防災組織及び観光事業者は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。
- (3) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部 (全課))

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 災害復旧事業実施体制

- (1) 実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備を行い体制の確立を図る。

- (2) 支援要請

実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議のうえ、支援の要請を行うものとする。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

3 災害復旧事業の立案・実施の方針

- (1) 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、優先すべき事業については、緊急災害復旧事業として実施する。

- (2) 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

佐久市総合計画、その他の計画との整合を図り、かつ被害原因を考慮し災害の再発防止のための総合的な災害復旧計画を立案し、実施する。

- (3) 事業期間の短縮

災害復旧事業の実施に当たっては、災害地の状況を考慮し、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

4 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧に当たっては、関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、おおむね次の事業について計画・実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市下水路災害復旧事業
 - ウ 公園施設災害復旧事業
 - エ 市街地埋設災害復旧事業
 - オ 単独災害復旧事業
 - (ア) 街路災害復旧事業
 - (イ) 都市下水路災害復旧事業
 - (ウ) 公園施設災害復旧事業
 - (エ) 市街地埋設災害復旧事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他施設の災害復旧事業

第2節 迅速な現状復旧の進め方

(全部 (全課))

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧や災害によって生じた災害廃棄物の適切な処理が求められる。

市は、可能な限り迅速な現状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助対象事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。
ア 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
イ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町村から応援を求める等して実施する。
- (3) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第3節 計画的な復興

(全部 (全課))

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

- (1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成を図る。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

- (2) 防災まちづくりにあたっては、火山災害、火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

エ 耐震性貯水槽の設置等

- (3) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

- (4) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

3 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興をはかるものとする。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

（総務部（財政課））

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 国による財政援助等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、大規模な災害であつて、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等の報告等、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に努める。

また、激甚法以外の法律に基づく国の財政援助についても、これを受けるための必要な措置に努める。

2 災害復旧事業に係る市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

- ア 歳入欠陥債
- イ 災害対策事業債
- ウ 災害復旧事業債

(2) 地方交付税

- ア 普通交付税の繰り上げ交付
- イ 特別交付税

(3) 一時借入金

- ア 災害復旧事業貸付金（県）
- イ 災害応急融資（関東財務局長野財務事務所、長野県市町村振興協会）

(4) 財政調整基金

計画的に積立をした財政調整基金を災害復旧に係る財源としてとり崩す。

3 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

- (1) 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡して、市の必要応急資金量を調査し、その確保に努める。
- (2) 応急資金として、市に対し手持資金により融通を行う。ただし、手持資金で不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(総務部(危機管理課・税務課・収税課) 福祉部(福祉課) 建設部(建築住宅課))

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、県が利子相当額の一部を助成する。市は、被災者に対し説明会等により周知を行う。また、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 市外へ避難した被災者への情報提供及び支援

市外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金(災害援護資金等)の貸付け

(1) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。

(2) 被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。

(3) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(5) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 被災者の労働対策

〔公共職業安定所〕

(1) 職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、職業訓練受講の指示、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

〔長野労働局〕

- (1) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。
- (2) 災害により企業経営困難となった事業所のうち、労働者に対してする賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。
- (3) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた「臨時総合相談窓口」を開設する。
- (4) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講ずる。
- (5) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

4 生活保護

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

6 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）が行う。）

(1) 支援法の適用

支援法は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が、一定の基準に該当するときに適用する。

ア 制度適用となる自然災害

県は、次の(ア)～(エ)の基準に基づき、被災者生活再建支援法の適用に該当するか判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は適用手続を実施する。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生していること。
- (イ) 1つの市町村において10世帯以上の住宅全壊被害が発生していること。
- (ウ) 県全体で100世帯以上の住宅全壊被害が発生していること。
- (エ) 県内の市町村において(ア)又は(イ)被害が発生し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生している市町村（人口10万人未満に限る。）であること。
- (オ) (ア)～(ウ)に隣接する人口10万人未満の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること、もしくは、隣接する人口5万人未満の市町村で、2世帯以上の住宅全壊被害が発生していること。

イ 支給対象世帯

上記の自然災害により、

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(2) 適用手続

市は、支援法に基づき支援法人の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

ア 被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を当該被災世帯の請求に基づき発行する。

- (ア) 要援護世帯であることが確認できる書類
- (イ) リ災証明書等、住宅の被害状況等が確認できる書類

イ 支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請書記載方法、使途実績報告の時期等、手続きに遺漏のないよう心がける。

また、被災者の現状の把握や冷暖房器具及び医療器具等に係る要請に十分な注意を払い、必要の都度、県と緊密な連携を図る。

ウ 被災世帯からの申請書依頼等について、その事実関係、記載事項及び添付書類を十分確認し、次の事項を処理したうえで、速やかに県に送付する。

- (ア) 支給対象額の算定
- (イ) 世帯収入額の算定
- (ウ) 要援護世帯の確認
- (エ) その他の記載事項に関する確認

エ 概算払いを受けた被災世帯から使途実績報告書及び領収書等の提出を受付け、確認するとともに、被災者生活再建支援法人に送付する。

オ 被災者生活再建支援法人からの委託を受け、次の事務を実施する。

(ア) 支援金の支給（被災者の口座への振込みによる場合を除く。）

(イ) 支援金の返還に係る請求書の交付

(ウ) 加算金の納付に係る請求書の交付

(エ) 延滞金の納付に係る請求書の交付

(オ) 返還差額、返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び基金への送金

(カ) (ア)～(オ)に附帯する事務

※ 支援金支給事務についての詳細は「被災者生活再建支援制度―事務の手引き―」を参照のこと。

7 佐久市被災者生活再建支援金の支給

市は、「佐久市被災者生活再建支援金支給要綱」及び「信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱」に基づき、市内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建を支援するため、佐久市被災者生活再建支援金の支給を行う。

8 租税の徴収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費負担の減免、保険料の減免

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

10 リ災証明書の交付

リ災証明の交付申請に際し、体制を強化し、火災については消防署が、火災以外については市が証明書の早期発行を行う。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、防災行政無線（同報系）、エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ、有線放送、掲示板、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

12 災害復旧用材の供給

計画的な復興に向け、住宅建築や災害復旧工事に必要な木材の確保について、森林・林業関係団体と連携・協力を行い、早期復旧に必要な供給ができるよう配慮する。

第6節 被災中小企業等の復興

（経済部（農政課・耕地林務課・商工振興課））

被災中小企業者等の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

1 被災農林業者に対する支援

災害時における融資等は、災害の規模、被害の程度等によって異なるが、これら制度の利用指導により事業の早期復旧を図る。

(1) 天災資金

天災による被害農林業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に対して次の資金の融通をする。

ア 被害農林漁業者に対し農林漁業の経営に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対し事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫法等に基づき被災農林業者及びその組織する団体に対し、次という農林業資金の融通をする。

ア 農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧に必要な資金（農業基盤整備資金）

イ 災害復旧として行う果樹の改植又は補植に必要な資金（農林漁業施設資金）

ウ 災害により、農林業経営に著しい支障を及ぼすような状態に陥った農林業者の経営の維持に必要な資金（農業負債整理関係資金）

エ 復旧造林又は種苗養成施設に必要な資金

オ 農業、林業、水産、畜産、蚕糸、電気導入及びその他の共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱に基づき知事が指定した天災等による農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、金融機関を通じ、農業の災害復旧上必要な資金の融資を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業者の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

(1) 政府系中小企業金融機関の実施する制度

ア 日本政策金融公庫資金

国の政策に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完するため、政策金融を機動的に実施する。

イ 商工組合中央金庫資金

株式会社商工組合中央金庫法に基づく、特殊会社で商工中金株主団体と、その構成員に対し、必要な資金が貸付けられる。

(2) 県が行う中小企業金融制度

次の制度金融の効果的な運用を図る。

ア 中小企業振興資金

イ 経営健全化支援資金

ウ 創業支援資金

エ 新事業活性化資金

オ 東日本大震災復興支援資金

カ 再生支援資金

(3) 市が行う中小企業振興資金融資制度

佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例に基づく各種制度金融の効果的な運用を図る。

ア 中小企業振興資金

イ 経営安定支援資金

ウ 小規模企業振興資金

エ 独立開業資金

オ 新分野開発資金

カ 新エネルギー・省エネルギー対策資金

キ 商店空き店舗対策資金